

第十三回 参議院法務委員会會議録第五十九号

昭和二十七年六月十八日(水曜日)午後一時五十六分開会

出席者は左の通り。

委員長 小野 義夫君
理事 宮城タマヨ君
伊藤 修君
松浦 定義君

委員

加藤 武徳君
左藤 義詮君
玉柳 實君
長谷山行蔵君
岡部 常君
中山 福蔵君
内村 清次君
吉田 法晴君
片岡 文重君
紅露 みつ君
羽仁 五郎君
大野 幸一君
委員外議員 木村篤太郎君
政府委員 法務総裁 保利 茂君
内閣官房長官 龍野喜一郎君
法務政務次官 佐藤 達夫君
法制意見長官 高辻 正巳君
法務府法制意見第一局長 林 修三君
見第二局長 清原 邦一君
法務府検務局長 岡原 昌男君
法務府特別審査局長 吉河 光貞君
法務府特別審査局次長 關 之君

法務府特別審査局長 吉橋 敏雄君
事務局長 常任委員会専門員 西村 高兄君
常任委員会専門員 堀 眞道君

本日の会議に付した事件

○破壊活動防止法案(内閣提出、衆議院送付)
○公安調査庁設置法案(内閣提出、衆議院送付)

○公安審査委員会設置法案(内閣提出、衆議院送付)
○委員長(小野義夫君) これより委員会を開催いたします。

破壊活動防止法案、公安調査庁設置法案、公安審査委員会設置法案、以上三案を便宜一括して議題に供します。
伊藤君に質疑を許します。

○伊藤修君 法制意見長官もお見えになつておられませんから、私は一つ特審局にお伺しておきますが、去る四日、九州の久留米において浮羽事件というものがあつて、その拘留理由開示の法廷が開かれたそうです。その際、福岡の特審局員と称する木下某という者が、福岡特審局の平方氏の紹介状を持つて地検を訪れて、当日の警備状況その他を調査して行つたそうでありま

す。然るにその木下某という者は、成るほど特審局にはそういう人は存在するのですけれども、地検を訪れた木下某とかいふものは存在しないというのであります。いわゆる木下何某というものは替玉であつたと言わなければならぬと思ひます。特審局は一体検察庁

までも調査しなければならぬほどの今日の檢察事務のあり方というものに對して疑惑を持つておられるかどうか、又そういう事実があるのかないのか、又そうした木下を派遣した経緯をお伺いしたいと思ひます。
○政府委員(吉河光貞君) 私どもが檢察庁の動向を調査するというようなことはいたしておりません。で、又木下某の事件は大変申訳ございせんが、まだ私自身今まで報告を聞いておりません。で、特審局の職員は大體常時檢察庁ともいふと事務の連絡をしておりまして、大體顔のわかつていられる者もあるかと考へるのであります。又特審局の職員には必要な証書を携帯させておられますので、その身分を明らかにする証書を携帯させておられますような次第であります。木下某の事件は私もまだ報告を聞いておりませんが、早速本局に問合せて、判明いたしましたならば即座にお答えするようにいたします。

○伊藤修君 一体特審局は四日に起つた事件を今日まで報告を聞いてないで、それで恬然としておられるのですか。そんなことで日本国内における全体の思想動向、或いはこうした破壊活動の調査する能力があるのですか。みづからの仕事に對してすらすでに半月以降経つておられるのに今日な報告がない、そんなあり方で今後この破壊活動防止法を運営して行く能力があると考へられるのですか。
○政府委員(吉河光貞君) 報告を聞いて

ていなかったことは誠に申訳ありませう。
○伊藤修君 申訳ないで済まない。私は一体それで能力があるのかないのかというところなんです。全国に對しまして特審局の出張所、若しくは出張員というものが全部配當されておるはずで、これらとの緊密な連絡というものは日常とつていないのですか、一体……
○政府委員(吉河光貞君) 支局を中心として各府県には駐在官を配置しておりますが、只今御質問の点につきましては私は報告を聞いておりませんが、本局の部課の部長或いは課長が報告を受けておられるかどうか、早速問合せて調べることにいたします。

○伊藤修君 そんなことは各支局から当然その日に即刻報告され、又下僚の人が上官たるあなたに直ちに報告さるべき筋合いのものであらうと思つたのです。そのくらの緊密な連絡がなかつたならば、到底特審局が今後公安調査庁となつて仕事をなさる場合においても、私はその機動性というものは疑わざるを得ない。従つて莫大な予算を使つて資料の収集にのみ没頭するということなら、資料課を置いて事足りると思つたのですが、如何ですか。
○政府委員(吉河光貞君) 職員の数率並びに役所の能率の改善については今後大いに努力するつもりであります。
○伊藤修君 本庁に報告があるのかないのか、すぐお調べを願つてお答え願ひたいと思ひます。
○政府委員(關之君) 通知しました。破壊活動というものが本法施行前においてなされた、又はなされておるといふ事実を捉えまして、本法施行後これを適用するかどうか。いわゆる法律不遡及の原則がここに適用あるかどうかという点をお伺ひしたい。
○政府委員(關之君) この点につきましては先にも御質問があつてお答えした点かと記憶しておるところでございますが、行政的措置の條件としての暴力主義的破壊活動というものは一應條件となり得るというふうに考へておるわけでありまして、そこをさうな過去に行われた暴力主義的破壊活動に對しては、将来において継続又は反覆してという條件によつて四條、六條が発動する場合も考へられるというふうに考へる次第でございます。

○伊藤修君 先ほどさういふ御答弁はあつたとは思ひますが、仮にあつたといつたとしてもよろしい。併しどうして遡及するという法律上の根拠が出るのですか、その法的根拠をお伺ひしませう。
○政府委員(關之君) 遡及しないといふことは、これは一般に刑事法上の問題として考へられている法理だらうと私は考へておるわけでございます。一般の行政法上の措置といつたしましてはこれがその刑事法上の面とは別に考へられまして、遡及すると申しま

しょうか、法律施行前の或る條件もその中に考へて行政上の措置をとつて来られるというのが一般的な行政法上認められておるところである、かように考へておる次第であります。

○伊藤修君 司法上に対しては厳格として法律不遡及の原則は守られておるのです。これは私はここでよく説明しなくても十分おわかりのことと存じます。問題は行政法上不遡及の原則を守るべきかどうか、この点に對しまして、あなたは無制限に不遡及の原則は守られなくてもよいのだというお考えのようですが、果してそういう御答弁は政府の御答弁として伺つてよろしいのですか。

○政府委員(關之君) この問題につきましては今までお答えしたようなふうな考へておる次第でございます。

○伊藤修君 あなたは、それは政府の答弁として伺つてよろしいですか、あなたの答弁を……

○政府委員(關之君) さうに了承して頂いて結構と存するのであります。

○伊藤修君 行政法的に不遡及の原則が例外を認める場合、それは即ちその行政措置が以て国民の利益に帰着するといふ場合においては考へらるべき筋合いです。併しその行政法規の内容が国民の権利を制約する場合においてこれを遡及せしむるということは、それは法理の觀念にも合わないし、国民の権利を、行為を当時適法の行為であると認められておることが、後に制定された法律によつて不遡及行為となり、以てそれが規制される、こうしたあり方は、憲法的全精神から考へましてもさうなことは容認できない結論であるらうと思ふのです。それを政府の意見

としておこがましく断言的に仰せにならうといふことは、今日の法律秩序といふものを政府みずから破壊すると言わなければならぬ。にもかかわらず飽くまでそういう見解をおとりになるかどうか、先ずそれをお伺いしておきます。

○政府委員(關之君) 今日の行政法上の問題といたしますれば、法律論を考へて行きますと、只今私がお答えしたようなことに解釈されるというふうな考へざるを得ないのであります。それはほかにも、例えば各種の資格の問題とかいふ／＼の問題につきましても、すでに立法例のある点でありまして、法律の解釈といたしましてはさうなことに相成らざるを得ないというふうな考へる次第であります。

○伊藤修君 そいういたしますと、今日法治国家として、国民を法律の下に生活を営ましめるといふこの基本的な大原則といふものが打ち壊されることになるのです。行政庁が容易に国民の権利を後日の法律制度の改竄によつて適法生活といふものが不法生活に変へるといふ危険な状態に置かれることは、当然な結果ではないかと思ふのです。さうなあり方が私は是認できるとは考へられない。それは単なるその処置によつて国民の公共の福祉が、それによつてもたらされるという場合ならともかく、又国民の権利が大幅に、若しくは多少ともそれによつて守られるといふような場合はともかくとして、さうでなくして、国民が今日の法律秩序においては正しいと考へて、その行政処置の下に服しておつた。その下に法律生活を営んでおつた、こういう場合において、急に図らんや、後

日の法律の改竄によりまして、今日正しいことが不正な結果をもたらす。而もその不正なものであるとして後日それが規制される。而もこの規制処置といふものは、本法においては準司法的なものであることは異論のないところである。かような規定を遡及せしめて、法律不遡及の原則をここに破壊してなお且つ規制しようといふところの法理的根拠は、政府に私は矛盾があるのではないか、又素人ものではないかと思ふ。私たちが少くとも今日まで法律生活を営んで来たところにおいてさうな大きな変動といふものは到底承認しがたい問題ではないかと私は思ふ。重ねてこの点見解をお伺いしたい。

○政府委員(關之君) この問題につきましては、私どもといたしますれば法律上の問題として、今日の一般の行政法その他の法律上の問題として考へますれば、どうしてもさう只今お答えしたようなことに相成ると考へるのであります。そこでこの法案におきましては、過去において、それだけを以て直ちに規制の條件とするわけではないのであります。要するにさうなものは将来におきまして法律施行後におきまして「継続又は反覆して」破壊活動を行うといふ、そのことを認定する一つの條件といたすのであります。そこで結局将来この法律の施行後におきまして或る団体が暴力主義的破壊活動をなす、ただそれだけで認定はできない。要するにその団体が過去においてかようなことをやつた。それに「継続又は反覆」という橋を架けまして、さうしてそこに認定の條件を絞つたのであります。これはむしろこの認定の

慎重さを期するといふ意味におきまして、今申上げたような法理上の解釈になるのであります。この点はさうな意味において慎重を期したものであるといふふうに私どもは考へておる次第であります。

○伊藤修君 これは絞つたと仰せになりますけれども、例えば常習賭博の場合、常習犯の場合において、過去の一つの事実があることによつて、継続又は反覆した場合を、過去の一つの事実といふものが、その常習犯として認定されるところの構成内容になることは私が説くまでもないことです。しては私が説くまでもないことですが、それを規制するところの判断の内容ともなり、破壊活動者として認定するところの大きな條件になる、いわゆる犯罪行為の要件であると言つても過言ではないと思ふ。それに匹敵すべき一つの條件である。かような條件を法律を遡及して、法律施行後、その以前に、施行前になされた行為をも合せて施行後の事実認定の一つの資料にし、條件にし、要件にするというあり方は、それ自体が遡及することになるのだ。さうして以て行政的な措置が講ぜられる。而も行政的措置といふものが、御承知の通り刑事実体規定と何ら変らないよ

うな行政実体規定がここに置かれるのですから、してみますればさうな法律規定のあり方によつて国民は不測の損害をこうむる結果になることになり得る。国民にさうな不測の損害をこうむらしめても、今後の政府の立法政策としては当然だといふふうなお考え方かどうか、その点お伺いします。

○政府委員(關之君) これはこの法案におきましては基本的な考え方とい

しまして、団体におきましてかような第三條に規定するがとき危険中の危険な破壊活動を行う、将来さうな虞れがある場合、それを除去するといふのが、この法案の基本的な考えになるわけであり得る。そこで単にそれだけでは極めて認定上甚だ問題があるわけであり得るからして、そこで過去においてやつたと、さうな「継続又は反覆して」といふ條件を以て絞つたのであります。それがたゞ／＼法律施行のこの時におきまして、その過去にやつたことが法律施行前にあつたといふような問題にからむわけであり得るが、これも要するに「継続又は反覆して」といふその危険性を考へるところの條件に絞つたのであります。繰返して申上げるような次第であります。その反覆又は継続して将来かような破壊活動を行う危険といふものの認定の條件として絞つたのであります。私どもといたしましてはこの認定が前段に行われぬ。要するに過去においてかようなことをやつた団体でなければ容易にこの規制にはならないといふ意味合いにおきまして、人權を尊重し輕々にこの差動をしないといふ意味合いにおきまして、この規定はやはりさうに考へて相当なものであると考へざるを得ないのであります。

○伊藤修君 それは絞つたと仰せになりますけれども、それが絞りが絞りにならない。例えば今日破壊活動に類する行為がここに仮定いたします。施行後一回あつたと仮定いたします。不遡及原則がここに厳守されるならば、その一回の行為だけでは破壊活動者として認定されない場合もあり得るのである。その後やらなければ、若しくはや

る虞れがなければ、そうしてそれが十分に認められるという條件が備らない限りは破壊活動者としては認定されない。従つて第四條、第六條の適用はない、こういうことになるのです。それが適及するものであるという事になります。今日別は別にそれが合法行為と申しませんが、少くともそれに對しまして何らの取締規定がない、放任行為であるという今日のあり方で、その法律構成の下に社会人として国民として生活をしてゐる。それが一たびこの法律ができませんれば、その人はもう今後はなさないであらう、してはならないと、黙然としてそういう行為をみずから中止することもあり得ると思ふのです。その場合においてたゞ誤つて一回犯したという行為があつた、それに類する行為があつたという場合には、その誤つた行為と今日なされた行為とが結び附いて、あなたは絞つたと言ひけれども、直ちに規制されるということになる。非常に不合理ではないでしょうか。それだけ国民は大きな制約を受けることになるのです。今日何ら処罰されない行為が、この法律ができたためにそれをも取つて以てその規制の内容として処罰されることになる。規制されることになる。そういう結果をもたらすのであります。従つて適及の効果というものは当然及ぶことになる、それから法理上から申しまして、この法律の場合においては司法法規の大原則たるこの法律不適用の原則を確立すべきものであると私は思ふのです。これはあなたたちの見解とは絶対に反対である。而もこの法律自体が内容が準司法的であり、もたらすところの法的效果という

ものが至大なるものであるという観点に立ちますれば、形式的には本法が規制の面は行政法規であるといえども、その内容が本質的に司法的処分である以上は、当然同一の原則は確立されなくちやならぬと思ふのです。仮にこれを一步譲りまして、およそ行政法規によつて国民が規制される場合に、国民の権利助長、保護という面において適及する場合とはかく異なつたとして、然らざる場合、国民の権利を制約するやうな法的措置というものが適及するといふことは、行政法規において認めがたいと私は考えます。いゝやんや先ほど申しましたごとく、実際の例から申しましてさういふ不合理な結果を招来するのではないか。これに對するところの適當な措置、考慮といふものが政府として當然考へらるべきものだと思ふのです。あなたたちがその立場に立つて御覧なさい。今日適法にあなたたちが官吏として存在する、若し法規によつてその官吏たるために死刑に処するといふやうなことがあり得るといたしますれば非常な迷惑至極である。そういう点をも考へ合せるならば、この点に對するところの政府の考慮が何らかあつて然るべきだと思ふ、如何です。

○政府委員(高辻正巳君) 法理の面からだけにつきましては一応私の考えを申し上げてお教へ願ひたいと思ひますが、過去の一定の事実のみを基礎にいたしまして、それによつて国民の権利を制限し或いは義務を課することは、只今仰せになりましたやうな一つの適及の問題として問題になり得る余地があると思ひます。併しながらこの点につきましてはは關政府委員からお話申し上げましたやうな、規制処分は、過去に行われた破壊活動の責任を追及するものではございませんので、まさに将来の虞れを除去するための、まあ言葉は普通にならば、保安処分であることにならうと考へるのであります。ただ本案は、これは将来虞れのあるすべての団体に規制をかけるというのではないので、少くとも過去に破壊活動をした団体でなければ規制をしないといふ、いわゆる絞りをかけた点を御指摘になつてゐるのであらうと考へるのであります。それでこの点につきましては法理問題としては、一定の官職に就く、これは例は悪いかも知れませんが、官職に就いたといふ場合に、その官職には一定の刑に処せられた者或いは例えは禁治産とか準禁治産とかいふやうな法律關係に立つた者、事実があつた者等につきましては一定の就任能力を制限されるというやうなことも現行法では許されておるのでございまして、それと同一だとは申し上げませんけれども、やはりそういう点は法律の立て方として許されないことではない、こういうふうに考へる次第でございまして、

○伊藤修君 今あなたは法制局にいらつしやるに似合わない言葉をおつしやるのです。今のあなたの出された例はそれは任用資格、就任資格であつて、それは過去の事実を捉えて以て今日の地位についたものの適否條件にするのです。これは當然なことですよ。我々が年令二十歳にならなければ何々はできない、二十歳になればこれの事實を取上げて適否條件にする、これはあり得るのです。私も申し上げるのにはそうじやなくして、過去においては適法であつて何ら罪にならない、少くとも処罰行為でない、認容されておつた行為である。国家秩序の上からいつてもそれは當然なし得るところの行為である、許容された行為である。こういうやうなものをこの法律、この法律に限らん、或る法律があり、そうしてその法律が適及してそれは非合法になつたといふことは、国民として何によつて生活するの。おおよそ我々が今日一時間、今一分生活するのでもすべて法律の下に生活してゐる。今日の法律が正しいといふこの性格の範圍内において私たちが生活を営んでゐる。然るにそのあり方が後日の法律によつて正しからざる性格になつたといふことは、国民全体の生活基盤といふものが根本的に破壊される結果を招来するといふのです。そういうあり方は立法措置としては努めて避けるべき筋合いのものである。それで關政府委員が今言われるところ、行政法として適及する場合、例えは今月、給料を改訂した、この改訂は四月に遡つて改訂する。これは與えるほうだから、国民は余分にもらえるという立場に置かれるのです。それによつて今日の生活は傷つけられるのでなくして、今日の生活がより以上裕りをもたらされる。こういう場合においては行政措置として適及して効力を認めることは當然考へられる。こういう考へ方も御承知の通り戦前にはなかつたのです。戦後非常の場合においては初めて、経済の進行と法律制度の進行とが相一致しないから、これを調和するためにこれを適及せしめてその事実上の調和を図らうとして、法律技術の便宜の面から考へられたことであつて、即ち法理論としては筋の通らな

い考へ方なのです。それがとつて以て国民の生活に寄與する場合であれば容易に認容される。そうじやなくして、これが適及して過去の行為を問われるといふやうな法律を作る場合において私は、私は立法者として考へるべき筋合いのものである、こゝ申し上げておるのです。

○政府委員(高辻正巳君) 只今伊藤先生の御意見は私にはよくわかつてゐるつもりでございまして。ただ只今の引例は、必ずしもこの場合に適切であるかどうかかわらないといふふうに附けて申し上げたわけでありまして、それはやはりその法理の、冷やかなる法理の面からだけ申し上げるならば、これはやはり過去の事実といふこともありまするけれども、それは将来の虞れといふものがなければ処分はできないのでございまして。実はそこがこの第四條なり第六條なりの制限があるわけでございます。一応そのことだけお答え申し上げます。

○伊藤修君 法律を冷やかなものと考へることはよくないと思ふ。私は法律は涙あり血あり、熱情を持つものである、常にこゝろ考へておるのです。ともすると一般国民は、法律は冷やかなものである、無情のものである、こゝろ考へるのです。このあり方はよくないと思ふ。法律で定めるという規範、準繩といふものは、これ自体が我々の生活を幸福ならしめるものだ。従つて法律に親しむ、法律の下に生活すること、が、より以上国民生活を幸福ならしめるものである、こゝろ考へ方の下に法律は執行すべきものだ。法律は冷やかなものである、厳格なものである、鋭いものであるといふ、こゝろ

考え方は私は立法者として回避すべきものである。又今御説明の、この場合にはあとにおいて、いわゆる施行後犯された行為によつて批判する、そうして過去を振り返つて見るだけであるから、だからそれによつて著しく国民の権利を制約するものではないではないかという御説明の、そこまではおつしやらんけれども、そういう御趣旨の御答弁のようですが、私の申し上げるのは、勿論この法律が施行後なされた行為によつて規制されることは当然です。それがなければ規制されません。併しその場合です、適及しないという原則が打ち立てられておまれば、施行後一回なされた場合においては、それによつて直ちに規制されるかどうかかわりませんが、この法律自体は又規制されないのである。ふうに御説明の御趣旨にも出ておるのです。して見ますれば、本来ならば規制されないという事実上の行為が、過去のことを振り返るといふ原則がここに認められるから、適及するといふ原則が認められるとするならば、それがとつて以てその一部をなして規制される結果になる。そのとき国民はその基本的人権を制約されるのではないかと、こう申上げるのです。だから全部が適及するといふのではなくして、一つの行為のうち半分だけは適及されて、この断罪の法制要件の半分をなすのじやないか、厳格に言えばです、それはよくないじやないかと、こう言うのです。だからその点に關するところの適及の原則をここにも厳守するのだという御答弁を得ればともかくとして、それができないというならば、それは国民生活を著しく制約する不合理なもの

である。少くとも国民がこの法律を、仮にこれが施行されまして守られる、守られなくてはならぬという場合においては、国民はこの法律施行の日から過去を改めてこの法律の下に生活することに考え及べばいいのです。その過去においてなした行為によつて、それをもとつて以てこの中に注ぎ込んで、取入れて、そうしてそれを規制しようというお考え方は、私は政府において血も涙もないやり方だと思ふ。一口に言えば、だから法務総裁が、そういうことは先ずない、こういう御答弁でも伺えれば多少、法理論は先ず第二として、私は法務総裁の行政的責任を措置としては納得できるのですけれども、さもなければ納得できない。法務総裁の御意見を伺いたいと思ひます。

これが一番に考えられる点でありまして、過去においても暴力的破壊活動を行つたのだ、そういう団体は、振返つて過去を見つて現在を見てもやはり反覆継続して破壊活動をするのじやないか、そういうことは許されることはできないのであるから本法において規制しようとするものでありまして、要は現在を直視し、将来果してその団体が暴力的破壊活動を行なうかどうかというところに目的があるのであります。ただ過去を振り返つて、それを参考にしてこの規制をすべきや否やということをするのもであります。過去においてさうなこともありまして、将来反覆継続して破壊活動をするような危険のないものはこの法案の対象となるものではないのであります。この法案の實際の運用につきましては十分にその点を考慮いたしまして、今伊藤委員の仰せになりましたような点につきましては慎重に取計らうて行きたいと思ひます。

そこでこの法案の骨子をなすものは、要するに暴力的破壊活動を行なつて国内の治安を擾乱しようとするような団体を規制することがその目的であります。過去において破壊活動を行なつた、無論法規に違反せざるものといえども破壊活動をするこの団体は私はよくないと考えております。併しさうな団体でありまして、これはそれだけの事実で以てその団体を規制するわけではないのでありまして、今政府委員から申しましたように、骨子は将来の危険性、いわゆる反覆継続して暴力的破壊活動を行なう団体を規制するといふことが主なる目的であります。ただ過去に振り返つて、果してその団体が正しい行き方をしておつたかどうか、

これが一番に考えられる点でありまして、過去においても暴力的破壊活動を行つたのだ、そういう団体は、振返つて過去を見つて現在を見てもやはり反覆継続して破壊活動をするのじやないか、そういうことは許されることはできないのであるから本法において規制しようとするものでありまして、要は現在を直視し、将来果してその団体が暴力的破壊活動を行なうかどうかというところに目的があるのであります。ただ過去を振り返つて、それを参考にしてこの規制をすべきや否やということをするのもであります。過去においてさうなこともありまして、将来反覆継続して破壊活動をするような危険のないものはこの法案の対象となるものではないのであります。この法案の實際の運用につきましては十分にその点を考慮いたしまして、今伊藤委員の仰せになりましたような点につきましては慎重に取計らうて行きたいと思ひます。

と、例えばこの間のメーデーの例をとれば、メーデーに参加してあれによつて違法行為者として起訴されている、これらの人々は何々団体に属する人である。そうするとその団体の構成員であつて、而もそれが無論どういふふうな調べになつてゐるか存じませんが、調べた結果、或る場合において、仮にメーデーにおいてこういうことをしようというふうな決議があつたといつたしますれば、正に第四條に言う「継続又は反覆して将来に及ぶ」といふ、その前に持つて来てこの標準に照らされ、直ちに本法施行後規制されるということになるのです。これはその当事者としては思ひがたの結果を招来する。これから悔い改めて行こうとして矢先に、急に改めようとして、過去のことをとつて以てこの法律によつて規制されるという非常な不合理な結果になる。國民をして不測の損害をこうむらしめる。あなたがたから言われれば折角善に帰ろうという気持ちを、向うへ押しやつてしまふといふことは政策上から言つてもよくないと思ひます。この点は法務総裁としても政治的に考慮されるべきじやないかと思ひます。が、如何でしょう。

○伊藤修君 法務総裁の前段の御説明はしつ／＼お伺ひした点であつて、十分よく了承しております。法律の目的はもうすでに繰り返されてゐるのですから、それをお伺ひしたいとは思ひません。ただ私は先ほどから提示してゐる問題についての取扱ひについて、ここに第四條に「継続又は反覆して将来に及ぶ」といふことは、この表現自体が過去を指していることは十分分です。その過去を法律施行後の過去に私は置き換へべきだ。少くとも法律運用の上においても法務総裁がそれだけの考慮を払われることのほうに却つていいんじやないかと思ひます。だからこれを具体的に私は申上げます

と、例えばこの間のメーデーの例をとれば、メーデーに参加してあれによつて違法行為者として起訴されている、これらの人々は何々団体に属する人である。そうするとその団体の構成員であつて、而もそれが無論どういふふうな調べになつてゐるか存じませんが、調べた結果、或る場合において、仮にメーデーにおいてこういうことをしようというふうな決議があつたといつたしますれば、正に第四條に言う「継続又は反覆して将来に及ぶ」といふ、その前に持つて来てこの標準に照らされ、直ちに本法施行後規制されるということになるのです。これはその当事者としては思ひがたの結果を招来する。これから悔い改めて行こうとして矢先に、急に改めようとして、過去のことをとつて以てこの法律によつて規制されるという非常な不合理な結果になる。國民をして不測の損害をこうむらしめる。あなたがたから言われれば折角善に帰ろうという気持ちを、向うへ押しやつてしまふといふことは政策上から言つてもよくないと思ひます。この点は法務総裁としても政治的に考慮されるべきじやないかと思ひます。が、如何でしょう。

我々も考えておりません。過去の事柄についても十分に注意を払いまして、その点については措置して行きたいと考えております。今の御引用になりましたメーデー事件のごとき、我々にはあれだけの事柄を以て直ちに過去の実績と考えるかどうかということについては相当の考慮を要するものがある、こう考えております。

○伊藤修君 まあ最近の問題としてはメーデーですが、相当の考慮なくしてメーデーのごときは当然考えないといふお言葉がほしいですね。又もう一つの例を以ていたしますれば、例えば特審局において目に角を立ててやつては過去において幾多の例がある。それをとつて以て直ちに規制するといふやうなことも考えられるのです。これはいいか悪いかは別問題として、そういうことも考えられる。でありますからこの問題は私は重要なポイントをなすものであると思ひますが、重ねて法務総裁の善処方についての私は政治的御意見の明確なるものを求めたいと思ひます。

○國務大臣(木村篤太郎君) 只今伊藤委員の言われましたように、この運用につきましては相当政治的な考慮を払つて万違算のないようにいたしたいと思ひます。

○羽仁五郎君 今の問題に關連いたしました法務総裁に伺つておきたいのですが、前回に私が伺ひしたときに、本法はいわゆるナチ立法的なものではないという確信を伺つたのでありますが、ナチの立法は御承知のように法制定以前に適及するといふ原則を含んでおります。甚だしきに至つてはその人

の出生、生まれたときにその人がユダヤ人であつたということまでをも問題にする、こういうふうになつております。これは今のお答えが一応伊藤委員に対する答えということになつておりますが、問題はその法制以前には破壊活動といふものはない。この法によつて初めて破壊活動といふものがここに規定されるのです。ですから法制以前のことになつておつた何らかの行為が、法が制定された後に破壊活動とされるかどうかといふふうにはそこから始めるということにはナチ立法に共通したものがあるという批判を受けざるを得ないと思つております。この点について私はこの際法務総裁が高邁なる識見を持たれて、いやくもナチ立法に類するのじやないかと言われている批判を一通されて、この法制以前についてのものでないことを破壊活動と認定する、そうしてこの法を適用するということとはしないというお答えを頂くほうが、本法を今後運用される上において明瞭な空気がここに生まれるというふうな法務総裁の御趣旨とも相一致するのではないかと。そうしませんと、先ず本法についてこれがナチ立法に類するのじやないかという疑いを生じて来ます。それから続いては政府は今後そういうことを盛んにやるのではないかと。そういう疑いが発生して来ます。従つて伊藤委員が繰返しおつしやるように、いわゆる法治国として、民主主義国として、国民が安心して、そうして絶えず改善の方向に向つて行くといふような意味の努力がふみにじられることにはしないかといふ点

が第二に加つて来ると思つております。それから第三に、これはやや場合が異なる場合ですが、これは先日もどなたか多分遊澤さんであつたと思ひますが、遊澤さんが、昔一高に徳富蘆花が見えられて、そうして謀反論という講演をされた。そうしてそれはまさに幸徳秋水の事件があつたときだけけれども、併し蘆花が演壇に立つて、吉田松陰にしてもいゝゆる當時は謀反といふことで処刑された人だ、併し今日は志士となつてゐる。幸徳秋水といふ人も神が支配する社会になつたらば志士といふことになるかも知れないといふ講演を幸徳秋水事件の直後にされて、深い感銘を與えられたといふのですが、そういうところに私は高い政治的な、そして民主主義といふものを發展させて行くといふ積極的な我々の方向があるのじやないか、そういう点から第一には、ナチ立法といふものの疑いを一掃されるという意味で、本法制定以前の行為に遡つてそれでこれを破壊活動となす、そしてこれが今後反覆して繰返されるかどうかといふふうにはそこからは始めることをやめて、本法制定以後破壊活動をなした者は、一回それをやつたとして、その後それが継続反覆されるかといふように適用されるのが、これが公正な適用の方法だといふふうにお考えになつてゐるのじやないかと思つてゐるのですが、この点を明らかにして頂きたいと思ひます。

○國務大臣(木村篤太郎君) 先ず申上げておきたいのは、私が繰返して述べました通り、本法は決してナチの立法とは異にしてゐるのであります。御承知の通り、ナチスの立法といふものは、全体主義政治を推進するために作つた法律であります。これがナチスの法律の私は主流をなすものと考へております。そこで非常な無理があつた。今羽仁委員の仰せになりましたように、過去の行為に遡つてこれを罰しよう、或いは追放しようといふような乱暴なことまで行われたのであります。この法案におきましては繰返して申し上げました通り、つまり日本の憲法に定められました国家の基本秩序並びに刑法に所定されました凶悪なる犯罪を行ひ、又将来行わんとする団体を規制することを目的としてゐるのであります。でこの第四條におきまして、要は國家の基本秩序を破壊するやうな暴力主義的団体を規制することが主なる目的であります。これは反覆継続して行われるといふことになりまして、國家の基本秩序が維持できない、いわゆる治安が確保できない、それでそういう団体を規制するのであります。過去における行為そのものをとつてその団体を規制するといふわけではないのであります。ただ過去においてそういうことを行なつた団体は将来においてもこれを進行危険があるのじやないか、この危険性を反省してゐるにつれて重要な資料になる。それをとらえておくのであります。併し實際この法案の運用につきましては、今伊藤並びに羽仁委員の仰せになりましたように、過去の事柄についてはこれは一切放擲して、現在の行為、活動のみを目的とするはいいじやないかと……、一応の私は御議論だと思ひますが、最もこの法案の運用につきましてはさうな点について十分考慮を払つて行きたい、こう考へております。ただ過去に行わ

れたものでも、これはこの法案の運用につきまして必要な一つの資料になるのであります。それがどこまでこれを対象として行くかといふことについては重大な点でありますから、それらのことにつきましては法案実施の際において政治的に私は十分考慮を払つて、主として現在如何なる危険性を持っておるかといふことに重点を置いて行きたい、こう考へております。

○羽仁五郎君 今の点で……。

○委員(小野義夫君) その次に、もう何ですら……。

○羽仁五郎君 じゃ簡単にしますか……。

○委員長(小野義夫君) 簡単に要點だけおつしやつて下さい。

○羽仁五郎君 本法制定以前の行為についても破壊活動に認定されるというやうなことになるかといふやうな問題がそこに出て来ます。例えばどこまで遡るか、これは明治時代にはまださか遡らないでしよう、今言う通りに……併し大正時代、昭和時代にも遡る。そうすると大正時代に治安維持法で引つかつた人といふのは、それはやはりその事件によつてこれを破壊活動といふふうに行つて行く。それからどの辺まで持つて行くかといふことについて、どの辺でそれを切るかといふことは法理上できないですよ。そうして、どうするかはこの法の不遡及といふ民主主義の原則といふものは、飽くまで尊重せられるのいいのであつて、若干の場合においてそれが、さつきから伊藤委員が繰返しおつしやるように、それらが国民の利益となるといふ場合においていゝな場合があり得るにしても、本法のごとく基本的

人権を制限するといふことの制限が、憲法違反にならない、又法務総裁がおつしやるようにナチ立法に類するやうなものにならないといふやうなことであれば、原則的に本法制定以前の行為を破壊活動と認定することはできないといふやうにして出されること、これが実に當然のことじやないかといふふうにおつしやるのですが、どうでしょう。

○國務大臣(木村篤太郎君) 只今この過去の破壊的活動行為がどこまで遡るかといふやうな御議論であります。が、それは現在反覆継続して、さうな破壊活動をするといふ団体を規制する目的に立つてありますから、この點がりはさうに古くあるべきはずは常識から考へてみてもないはずであります。我々のこの考へ方といつてしまつては、重點はどこまでも現在を考へておるのであります。ただ過去においてどういふことをやつたかといふことは、十分これは反省し、これを考へてみなけりやならぬのであります。その點がりの點に重點を置いておるのであります。過去の破壊活動行為そのものを以て直ちに規制しようといふことは毛頭これはないはずであります。ただ将来さうなことを反覆するといふことについての危険性を反省して見た、こう考へておるのであります。運用の點につきましては十分に考慮を払つて行きたい、こう考へております。

○片岡文重君 これに関連してもう一言聞いておきたいのですが、この運用の面において十分なる考慮を払われるといふ回答が恐らくなされるだろうと、私はこれから御質問しない前から回答がわかるやうな気がするのですけ

れども、例えば過去における行動を今後における規制の参考にされるという点で、今までの結論が導き出されておつたようでもありますけれども、御承知のように団体というものは、常に創設されてから終結理事者が、代表者その他が一貫しておられるわけではございません。特に労働組合等においては、内部が複雑な場合には、早ければ一カ月、二カ月、少くとも一年以上の任期を以て今日行われておる、代表者が一カ年以上の任期を以て執行の衝に當つておるといふところは少いと思ふ。当然一年経てば、たとえそれが実際に再任され或いは留任するような場合があつたとしても、それは組合がノーマルな進行を続けておる情勢にある。組合が複雑な内容になつて参りますれば、終結代表機関というものは變動して参ります。従つて今日行われた行動が今後における規制の参考資料になるといふようなことには直ちに於ては得ない。なぜならばその機関の、その団体の指導機関というものが變つて来る、實質的には、そういう点から考へてみますれば、過去に遡つてその団体の行動をそのまゝこの規制の参考にすると、少くともその過去の行動を以て規制をするといふことにはならない。今の団体の過去における行動を以て今後の処分を行うといふことは極めて私は乱暴だと思ふ。で、今日例えば不幸にしてこの法案に於けるような行動が、少くとも被疑行為がなされたとしても、それはその機関のその時の決定に従つてなされたかも知れないが、団体自体は多くそれに反対しておるという場合も当然考えられるのです。そういう場合に一体どうしてそれじやそ

れらの制定を下すのかということも当然考えられるのであつて、複雑した団体の行動というものを考えるなら、過去における……今までの政府委員各位の御答弁になつたような考え方で行くならば、健全な団体が、民主的な団体が、不測の拘束を受ける、規制を受けるといふことが十分考えられるのでありますけれども、そういう点についてお今までの御答弁について変更はされないのかどうか、一法務総裁の御意見を私は伺つておきます。

○國務大臣(木村篤太郎君) 只今の御議論は実際に即した御議論だと考えております。全く私は尤もなことだと思ひます。併し団体の首脳部が變つた、過去において破壊活動行為をやつた、併し今は団体はもう全部首脳部が變つておるといふことになりますと、もうこれは問題はないのであります。現在破壊活動をやる団体があるとする、併し過去においてその団体が首脳部こそ違つておれ、やつた事実がある、こういう場合どうかといふことであります。首脳部が變つておりましたれば、自然その団体の構成というものが變つておるわけでありま。それらの点につきましましては十分この規制をするときに考慮に入れらるべきは勿論のことです。ただ漠然と過去において破壊活動行為を行つたからといふことだけでは、私は直ちに以てその規制の対象とすべきものではない。過去においてやつたその活動の範囲とか或いは首脳部はどうであつたか、いろいろな点から考慮いたしまして、そうしてその団体が現在破壊活動をやらんとし、やる危険がある。その結びつきにおいて

十分な考慮を払ふべきものと考えておるのであります。さうな点について私の御懸念はないところと考えております。実際の運用においては十分にそれらの点について慎重にやるべきである、こう考えております。

○伊藤修君 次の問題に入れる前にちよつと一言申し上げたいのですが、どうも法務総裁とお話申上げておりました、お人柄もありま。けれども、私に對して同じことをおつしやるのです。例えば今の本法は兇悪なる犯罪者を取締るのだと、こうおつしやるのですが、それはよくわかつておるのです。では我々がかくも長い日にちです。あなたに御迷惑をかけて、職務の執行を妨害しておるわけですから甚だ申訳ないと思ひますが、且つかくも長い日にちをかけて、微に入り細に入りつて御質問申上げるゆゑんのものは、この法律の構成が余りにも杜撰なのであります。矢張りそれども、余りにも杜撰なのであります。だからさういふ兇悪犯罪をあなたは取締ると、これは間違ひのないのです。さうではなくして、さういふ目的は本法においては達せられなく、むしろ微々たるものに、本来ならば適法行為であるといふものをいかにゆる破壊活動者と認定される。極印づけられるといふ慮れが多分にある。これを恐れるからあえて御質問申上げておるのです。さつきから例えば文書、図画の問題にしてもさうです。人を殺す、汽車を顛覆させる、内閣を破壊するといふ意圖は本人はないのです、併しその人の言葉の言い廻しによつて、過激に耳を打たれて、さう推定し得るやうな言論がなされる場合は十分あり得るのです。又日常茶飯事として見受け

られるのです。これは法務総裁においても、私は常識の豊かなお方かたとして十分御肯定になると思ふのです。又新聞記事においても然りであります。又第三條第二号の二の場合の公務執行妨害を一例にとりまして、たま／＼集会、結社をされまして、集團行動があつた場合において、何らかの感情の行進いのでこれを取締るところの警察官といさかひがある。肩がすれた、手がすれた、足を踏んだ、擦過傷ができた。こういう事実が現出いたしました。たま／＼その団体は、団体の行動を表示するために党旗なり団体旗なりを持つておつたといひますれば、その団体旗たる旗は本法に言う兇器に當るのです。旗竿であるといふ本来の性質が、さうした事態が惹起いたしますれば、これが法的に今度は兇器に變更する。さうすると正にこのり号に規定するところの兇器を携へて公務員に暴行をなした、公務執行妨害をなしたといふ認定を受けることは十分考えられるのです。又煽動の場合でもさうです。而しそれが調査官というレベルの低い一応認定によつてその事件が取上げられる。その取上げられた結果です。最前段階において無罪となり、破壊活動者でないといふ認定を受けても、その段階に至るまでにすでにその人の政治的生命、社会的生命といふものを失うのだ。さうしたものが容易に本法においては取込まれる虞れが十分認められるが故に、我々はこれに對して、あなたたちの貴重な時間を費し、我々も貴重な時間を費してこの審議に當つておるわけです。あなたのおつしやるやうに兇悪なる破壊活動といふなら何をかいわんやです。そ

れだけの規定なら、ああ、どうぞと言つて、一分間で決定して差上げます。さうではない、さういふ点がたくさんありますから、声を大にしてあなたに御質問申上げておるのですから、その意をよく体して御答弁願ひたいと思ふのです。如何ですか。

○國務大臣(木村篤太郎君) この法案の骨子をなすものは、しば／＼申上げました通り、先ず第一に國家の基本秩序を暴力を以て破壊せんとする者、又は政治上の主義若しくは施策を推進し、若しくはこれに反對せんがために刑法所定の兇惡なる犯罪行為をなし、なさんとする団体の規制及び刑罰規定の補綴であります。只今伊藤委員の仰せられました三條の公務執行妨害の点であります。これも私は非常に考慮いたしておるわけでありま。要は兇器若しくは毒劇物を携へて、多衆が共同してやる行為であります。そこで今極く些細な問題であります。旗竿のことを御引用になりましたから申上げるのであります。このメーデーのときを見ましても、これはもう目的は單純なる旗竿ではあります。これは伊藤委員にお見せすれば十分御了解を願へると思ひます。警察庁に押収しておるものもあります。警視庁に押収しておるものもあります。私は見て愕然としたのであります。実にこれは我々は予想もしなかつたやうな兇器であります。表面は或いは旗竿と申してよいか或いは旗と申していいんですか、その内容に至りましては到底我々の普斷想像しておつた以上のものであります。さうなものを携へて行つたり、或いはこの毒劇物を携へて多衆が共同してやつたり、さういふ行

為はこれらはどうしても治安維持の面から見て捨てておくことはできません。これでありませう。ただそこでデモをやつて、そして旗竿を持つて騒いでやる。それがたま／＼巡査と衝突してやるといふようなことは、これはこの法案の決して対象としておるところではありません。要は内容的にこれを十分見まして、さういふ人々を多数殺傷したり或いは劇毒物で以て人の体をこがしたりするやうなものを携えて、いわゆる暴動的な行為をやるやうなことを規制して行く、こゝういふ次第であります。普通の我々が散見するやうなああいうやうな集合的の行動については毫もこの規制の対象となるものではない、我々はかく確信しておるのであります。要は繰返して申しますやうに、国家秩序から見まして止むを得ざる集団的破壊活動に関する問題を対象としておるのであります。

○伊藤修善 後段のほうでいいことをお伺いしましたが、その前段の、いわゆる旗竿類似のものでいわゆる兇器といふやうなものをこしらへ上げたものを往々使つておることは私も知つております。神戸あたりの大衆行動の場合においても竹槍式のもの、仕込式のもの、いわゆる兇器と直ちにそれ自体が認定し得るものを使用しておるものもあります。こゝういふものはその物件そのものを見ても、こゝに言う兇器を携へるといつたことになることは、これは当然のことだと思います。私はさういふものは指していいない。又劇毒物を携へて来れば、これ又容易に認定できると思ふのです。そうではなくて、真に旗竿として持つて来るといふのが通常のあり方です。それはたま／＼旗竿

を以て殴つたからと言つて、それは判例の上から言へば、その場合は旗竿変じて兇器となるのです。さういふものを兇器としてここに包含して、直ちにこの條件が完備するものとして、破壊活動として認定することは非常に心配になる。今法務総裁のお答えによりますれば、さういふやうなものは当然取締らない、こゝには認めないといふにいたします。先ず旗竿の点だけは、これは従来の御見解だといふと、これを包含するやうな答えがしばしばあるのです。こゝういふ場合においては、私はさういふ旗竿は兇器として取扱われないのだ、いわゆる兇器とみなされておるもの、兇器として使用し得るもの、さういふものを指すものだという法務総裁の御答弁を伺つておきたいと思ひます。

○國務大臣(木村憲太郎君) 今伊藤委員の仰せになる、全くその通りであります。私はさう解釈しております。一見直ちに人を殺傷し得ることが客観的に見てもわかるもの、私はさう解釈しております。ただ我々の経験するところによりますと、これがあるのです。表面全く普通の旗竿である、旗竿と申しては語弊がありますが、旗と交りがないものがある、或いはプラカードと違わないものがある。それが一かさめくれば兇器となる場合がある。表面はわかりません。さういふ場合にどうして取扱つて行くかといふことは一つの問題であります。併し私はそれが使用されるもの、現場においていふやうな状況においてこれが兇器となるかどうかといふことは、私は一つの大きな観点になる、こゝ考えており

ます。普通にさういふものを持つておつても、これは直ちにそれを以て兇器とは言えないが、一たび乱闘となつたときに、それが変貌して人を殺傷することが直ちにわかり得るやうなものは、これは兇器と言つて差支えなからう。伊藤委員の仰せになりましたやうな普通の旗竿、これを振廻したところではこれは決して兇器になるものではない、こゝ考えております。

○伊藤修善 本法のりの場合におけるところの兇器とは、いわゆる通常その用途において旗竿であり或いはステッキであるといふやうな場合には、いわゆる本法の兇器には入らない、この兇器とは、そのもの自体において十分人を殺傷し、傷つけ得る、さういふものを指すのである、こゝ解釈することにこれは一致してよろしいですね。

次に第二点としてお伺いしたいのは、本法の第一條、第四條、第六條中に「団体の活動として」と、こゝういふ表現が用いられている。これに對しましては各委員からしばしば御質問がありましたので、その点は重複を避けたい。私の本日確めておきたいことは、従来の答弁によりますと、いわゆる団体の意思決定ということが基本的な考えられて、その下に御答弁がされておるやうに伺うのです。少くともこの「団体の活動として」といふことは、団体の意思決定があつた場合を指すのであるといふ答弁に一致しておると思ひます。さういふやうに一致しておると思ひますが、如何ですか。

○政府委員(關之君) お尋ねの通りで、それに基いて行われた行為が団体の活動に相成るのであります。

○伊藤修善 それでは基本はそれで確定しておきます。さういふいたしますと、団体の意思決定は公然或いは非公然に於いてなされることとありませう。少くとも団体活動としてなされる以上は、他の委員からも御質問がありまして、ごとき、會議の体制といふものは、規約その他によつてこれが絞られて参ります。さうしてなされた合法的な意思決定であるといふことについて、これも異論はないですね。

○政府委員(關之君) 合法的と申しますやうか、とにかく団体の各種の規定乃至はその団体の組織上の條理によりまして、それが団体の意思決定であるといふやうに認められるものがありまするならば、それが団体の意思決定になる、かやうに考へるのであります。

○伊藤修善 條理においてという言葉ですが、さういたしますと、瑕疵のある意思決定といふものは、條理に含むのか含まないのか。

○政府委員(關之君) 意思決定の瑕疵は、さういふ意思決定があつたか否かにつかといふ問題に關連する問題でありまして、その瑕疵の程度によりましては、それは団体の意思決定ではないといふことに相成るかとも思ひます。

○伊藤修善 瑕疵の程度と言ひますと、例えば規約に違反し、若しくは會議形態をなしていないといふやうなことは、或いは規約にはないけれども、その會議の常識に反する、例えば多数決といふことは、會議の規約になくてもこれは常識でありまして、意思決定の常識として認められるところのあり方、こゝういふやうな瑕疵があつた場合においては如何ですか。

○政府委員(關之君) 大体お尋ねの通りと存するのであります。

○伊藤修善 さういふ場合は意思決定がないといふやうに御説明になるわけですか。

○政府委員(關之君) お尋ねの点は、団体について多数決によるのかやうな点といふことがきめてない、その場合に多数決によつて或る団体全体としての或ることをきめたといふ場合に、それが団体の意思決定となるかどうかといふやうに押承いたしたのであります。さういふ場合には団体の意思決定があるものであるといふやうに考へべきものと考へております。

○伊藤修善 それは當然であります。その場合は當然です。私が聞いておるのは、さういふ場合に多数決によらずして、一、二の強力なる意思表示がその多数を制して決定した、いわゆる規約にはないが、條理には反するわけですね、常識にも反する、さうした瑕疵のある意思決定はこの場合において認めるか認めないかといふことです。

○政府委員(關之君) お尋ねの問題であります。その一人が勝手に自分一人だけで、これが団体の意思といふやうなことになるやうなものと、それは勿論団体の意思ではないのであります。併しなからやがたり団体の、今申上げたやうな設例におきますれば、団体の討論に於いて、それが多数決によつてきまつたといふことに相成りますれば、それはやはり団体の意思決定といふことに相成ると思ひます。

○伊藤修善 私の質問をよく聞いて下さい。多数決なら問題は無い。又一人がやれば問題は無い。さうでなくして、一人の強力な意思表示が他の者を

制圧して、多数決によらずしてそれが決定された場合、本来ならば決定じやない。決定されたという形式的形骸を残して、それが多数の意思決定として發動した場合に、即ちその意思決定は瑕疵あるものと言わなければならん、本質的には……。そういう瑕疵ある意思決定もお団体の活動としてという意思決定に入るのかどうか、こういうことを聞いておる。

○政府委員(吉河光貞君) 御質問のよ
うな場合は、意思決定がないと認めら
れる場合が多からう、問題は、具体的
な事実につきまして判断さるべき問題
であります。少数の者が感迫いたた
しまして、多数の者が反対しておるの

にかかわらず、威迫して少数意見を団体の多数意見と仮装するような場合、これは意思決定はないと見るのが当然じゃないかと思う。

○伊藤修君 それは余り論議しても仕方がないが、要するにあなたがたの基本的な解釈としては、団体の活動としてと、こういう表現は団体の意思決定があつた場合を指すのである、こういうふうに確定的にこれは解釈をしてよいらしいですね。

○政府委員(關之君) お尋ねの通りであります。

○伊藤修君　そういたしますと、判例によりますと、共謀共同正犯というものは今日は動かんとところの判例ですね。こうした場合におけるところの会議形態によつて意思決定がなされれば、そこに列席しておつた者は少くとも共謀共同正犯として、正犯行為として処罰できるのじやないですか、この点如何ですか。

○政府委員(關之君)　その謀議の内容

如何、そうして刑法の條件に合致する場合ならば、お尋ねのように犯罪として共謀共同正犯として処罰する場合もあるだろうと存するのであります。

○伊藤修君 お互いに質問しておるのですから……、前提は犯罪あり、犯罪

事実に対するとこの会議を開いておるといふ前提の下に話しておるのであります。犯罪事実がなければ問題にならなぬことはいじやないですか、初めから……。そういうことでなくして、事実に対して、こうした会議をして団体の意思を決定する、こういう場合を想定してお尋ねしておるのです。その場合においては、なるのかならんのかということです。

○政府委員(岡原昌男君) 或る団体に
おきまして多数の者が或る犯罪を共謀
するということがあるわけでございま
すが、お尋ねの共謀共同正犯と申し

ますのは、恐らくその犯罪を実行するにつきまして、各人が共謀し、且つこれに同意し、而もその実行を分担したたという場合であろうかと存じます。そこで刑法上の問題といたしましては、かような場合には勿論全員共同正犯として刑法六十條の適用があるのでございまして、

います。従いまして只今お尋ねの点につきましては、若しそのうち数個の者

が反対した場合どうなるかということ
を当然お含みだと思いますが、さよう
な場合におきまして、数個の者がそ
の犯罪の決議をする際に、自分は反対
だ、従つておれはいやだ、やらないと
いう場合には、これは当然犯罪から除
外されるわけでございます。
○伊藤修君 それじやそれで明確にな
りました。

○委員長(小野義夫君)　ちよつと伊藤

君に御相談申し上げますが、昨日宮城委員より御質疑がありまして昭和十六年十二月八日朝の共産党転向者檢舉事件について刑政局長より答弁をいたしたということですが、よろしくごさいますか。

○伊藤修君 それはあとで、質問中でなく、関連がないから……。

それじやお尋ねしますが、今の閣員
検務局長の御答弁によつてそれは明確
になつた、その点は結構です。そうす
るとその反対した者は勿論共謀共同正
犯にはならん、又それに参加しない、
欠席した者は勿論ならんことは当然
で、言うを待たない。然るに本法の場
合におきましては、これらの反対した

人も、又参加しない人も、共にこの四條乃至六條の行政的規制を受けることになるのですか。何ら責任を負わないところの者が、本来ならば刑事上の実

体規定の法的効果として、その反射的な効力を行政のほうへ持つて来て、とつて以てこれを基盤にして行政的措置置を行ふ、こういう結果になるのですか。何らの責任のない者が責任を負う、いわゆる無過失責任になる、こういうことが言い得るのですが……。こ

の点に対するところの見解を法的にお伺いしたいと思います。これは佐藤さ

○政府委員(關之君) 法制意見長官がまだお見えになりませんから、私からその問題についての政府の考え方を申上げて見たいと思うのであります。

この法案は緩返し今まで御説明申上げた点でありますが、要するに団体法を基盤として暴力主義的破壊活動が行われる、将来においてそれが継続反復

して行われ、明らかに危険がある、そ

これを公共の安全の確保に資するためにこれを規制するという考え方なのであります。そこで私どもとしましては、団体活動として将来さようなことが行われる、そのことが公共の安全に極めて危険である、そういう意味から団体の活動を四條、六條によりまして規制するわけであります。その規制の結果としてお尋ねのごときにも相成るのであります。これは団体の活動としてさような危険な行為が行われるという上から見て、誠に止むを得ないところのことであると私どもは考えておるのであります。

○伊藤修君 止むを得ないということになれば、人を殺しても止むを得ない

ということになる。これは皆止むを得ない事情がある。自分の未たる巡査をばら／＼にするとすることも止むを得ない事情があると思うのです。そんなことを言つたら無茶です。止むを得ない事情があるけれども、その止むを得ない事情によつて規制される団体はそれだけの責任がある。原因もある、又国家においてもそれが必要だとおつしやるのだからやからう。併し何らあづかり知らない、関與もしない善良な

人が、その国家の目的のために犠牲になる、無過失責任をここに負わなくては

はならんという法的根拠、又日本の立法例、そういうものをお伺いしたいと思ふのです。今後もしそういう考え方で立法せられるのかどうか。

○政府委員(關之君) そのお尋ねの点につきましては、誠に御尤もなお尋ねの点でありますが、私どもとしましては、第四條におきまして、又第六條におきまして非常に條件を絞りました、

その団体が暴力主義的破壊活動を殆ん

ど性格的になす、さような団体にまでなつてゐるもののように思われるものを規制するわけであります。繰返すことでありまするが、過去において暴力主義的破壊活動をした。それが将来において反復又は継続してかような活動をするとということに相成る、そういうような條件でなければこれは規制をかけないわけであります。そういたしますと殆んどそれらの団体は、いわば暴力主義的破壊活動をなすことが一つの性格化したというような団体に相成るのであります。言葉は或いは適當ではないかも知れませんが、少くとも継続

続又は反覆という点におきましてそういうことが殆んど性格化した団体であ

れを放任しておきますならば、将来に
おきまして恐るべき結果が生ずる。そ
の結果を待つて手を下すよりも、公衆
の福祉を保持するために、必要止むを
得ない措置としてこれに規制をかける
わけであります。さような関係におき
ましてなす措置としてやるのでありま
して、その措置の結果といたしまし
て、或いは反対した者もあつたでしよ
うが、とにかく団体全体として危険な

活動が将来あるわけであり、それからそれを規制する、そういう建前で行くと

○伊藤修君 護々詳細に法案の建前を今更聞こうとは思わなかつた。これは五十日も伺つておるのですからよくわかつておるのです。法案の内容は眼光紙背に徹するほど我々は研究しておるのです。だからそれを改めて何う必要はない。私の聞いているのは、何のた

めに行爲のない人が責任を負うのか

と、こういうのですよ。その法的根拠をお伺いしたいのです。又今後政府はこうした無過失責任を法律の上で認めるといふ一つの立法例をここに作るかどうかというのを伺つておるのです。何でこれの責任がない者に對して免責事項を入れなかつたかといふことです。具体的に言へば……それを十把一からげにして、正にあなたのおつしやる、政府の意図せらるる通りそうした好ましかざる暴力団体に對して規制をするといふことは仮にこれを是認するといふにしても、必要であるとして認するといふにしても、その者がどんな規制をされようと、死刑にされようとどうしようと、それは政府の考え方だからどういふうにおやりになつてもかまいませんが、そうした何らの行為、責任を持たない人に対してもそれを一律に及ぼすという、無過失責任を認めるという法的根拠を私は伺いたい。又そうした考え方を今後の立法の上に打立てるのかどうか。この場合だけ特例で立法措置がなかつたのだというのか、或いはそれはミスで、そういうものに對して考慮を払わなかつたことは我々の至らざる点だと言つてあなたが頭を下げるのか、どつちです。三つです。

○政府委員(關之君) 団体の活動としてかような、本法案に規定するような、かような危険な破壊活動を行う明らかな可能性がそこに見出されるというところに相成りまして、その団体の活動に四條及び六條においての規制を加える。そういったと、その団体の構成員について所要の規制が加わり、その団体の構成員が規制された活動をしてはいけないということに相成るの

は、私は団体規制の考え方からの当然のことだろうと思つております。お尋ねの点は特に第六條の問題かと思つておりますが、その以前の段階であります第四條におきましては、例えば第四條の三号におきましてはこの暴力主義的破壊活動に關與した特定の役員のみでありまして、その他何らかの活動に關與しない者につきましては規制をかけ得ないことは、第四條の規定上当然と相成つてゐるわけでありま。なおこの団体の問題につきましての今日の立法例といつたしまして、例えば団体公共の秩序に反する行為をいたした、これは会社の解散など一つの原因として挙げてあるようでありま。そのときにはその会社の中の特定の者がさうな行為をしたが、それはやはり団体の、会社の行為と認められるという場合に強制的な解散が行われるのであります。これに全然關與いたさなかつた者でありまして、或いは反對いたした者でありまして、会社の解散というその結果はすべての者がそこに受けるのであります。それはやはりさうな会社をそこに存立させておくことが、公共の秩序を維持する上にいけない。従つて解散をされた限りにおきましてはすべての構成員、役員がその結果に従わなければならないということに相成つてゐるわけでありまして、団体を規制する、その危険な活動を防止するといふ考え方から申しますならば、その処分がありま。四條、六條のこの條件に従ひまして、構成員、役員がその規制に従ふといふことは、これは当然のことであると私どもは考へるのであります。

○伊藤修君 今の引例されました場合におけるところのものは、いわゆる本法の第五條のごときではないのですか。再びその人は団体を作つても差支えないのですか。その団体は、行政的に公共の福祉の観点からしてこの会社を解散せられたといへども、自分が新たに同一名義で会社を作ることには許されておるのです。その人の権利を十分保護されておる。然るに本法の第五條の場合においては、当該役員でなくして「団体の役員又は構成員は、いかなる名義においても」と云々と、こう書いてあります。一たびその団体に属しておつた以上は、それと同様な団体を作ることにはできない。而もそれらの違法行為には初めから反對しており、賛成をしていないといふ人でも同一に規制されておるのじやないですか。何ら規制していないといふので言えるのですか。又第四條の場合でもそうです。組合なり団体なりが機関紙、印刷物を発行するといふことは、その破壊活動をした当該役員、構成員の一人の専横のものじやないのです。その団体員、組合員全体の権利である。全体が持つところの利益である。それがたま／＼一人の行為によつて、自分らは中央公論なら中央公論といふ雑誌を発行できないといふことになる。できないだけじやないですよ。例えば中央公論とか改造とかいうような題名はこれは荒んでおる。この題名を使用することは何百万円、何千万円に財産的に評価できるのです。そういうことも考へられるのです。そうじやないですか。題名は簡単なものだとおつしやるかも知れないけれども、それが一つの老舗です。それが権威があるのです。そういうものが一朝にしてもう使用できないということになる。而も、その原因を作つた人はそれは当然でしよう。原因を作らない人、私なら私の利用するところの権利といふものを剝奪されるじやないですか。少しも権利を制約しないと言つてゐるのに制約することは明らかです。本法において……こうした大きな財産的に、精神的に持つところの権利を容易に無過失責任の下に剝奪されるという法の立て方といふものは私は行過ぎであると思つ。今日の立法例として稀に見るところの悪法であると言つても、この一点を指しても言い得ると思つてゐます。これはあなたたちの思いよりです。特審局なら何でもできるという考え方の下にこういう無茶な法律を作つたのです。如何です。

○政府委員(關之君) いろいろお叱りを受けたのでございますが、結局私どももいたしましては、団体を基礎として暴力主義的な破壊活動が行われる。これは現下の事態に鑑みて極めて危険である。その団体の活動に規制を加える。或いは四條におきましては解散の措置といふことになりまして、その危険性を除去することが公共の安全を確保することのためにどうしても措置しなければならない。これは手を拱いて見ておられますならば恐るべき災害がそこに発生する。これを防止するといふ上におきましての措置といつたしまして本法第四條、第六條の規定を設けるようにいたしました次第であります。公共の安全に對して危険であり、それをどうしても防止しなければならぬといふこの建前からいたしまして本法案のごとき程度の規定が最も必要であると思へるのであります。なお第五條におきましては、これはこの脱法行為を禁止したものでありまして、その団体の役員、構成員の脱法にあらざるその他一切の団体活動は、これはすべて自由でありまして、新しい団体を如何にお作りになつても、おおよしいやしくもそれが脱法と認められない限りにおいてはこれは自由になるわけでありま。

○伊藤修君 これは法の目的はよくわかつてゐるのです。その法の目的をよく達成するために何らのあずかり知らぬ者に対して制限を負わしめるということがよくないのです。そうした法的根拠といふものは我々は説明できないのです。その点を言つてゐるのです。僕はあなたのおつしやる点は十分わかつてゐるのです。脱法行為の第五條の場合においてもそうです。ほかの団体を作ること何ら禁止しないと今仰せになるのでありますけれども、例えば共産党のかたが他の党名をお作りになつてやつても当然それは脱法行為と見られるのです。又私が作つておる団体が禁止された、その場合において私の意中の人、私に心服する人が他の団体を作れば、やはり脱法行為とみなされるのです。この人は全然關與してなかつたとすれば、理論的にいふことは明らかじやないのです。又そういうことを抑えようとして、かゝる法律を作つてゐるのです。それから、そんなものを一々あなたたちはかまつたら法律はちつとも運用できません。それを抑えようと思つてこの法律を作つてゐるのじやないですか。あ

なのおつしやること……、具体的に
なればこの法律はちつとも動きやしない、如何ですか。

○政府委員(關之君) これは又言葉を繰返すことになるのであります。この法案の規制の考え方といつては、できるだけ第四條の制限的な規制制度で行くということが建前であるわけでありまして、それで第四條の制限的な規制措置は、団体の活動の部分について規制をかけるのでありまして、その全体がそのためにどうこうする、全体の活動をどうこうするということが考へていないのであります。必要に応じて、例えば第四條第三号は、これは繰返して御説明するところでありまして、要するにその暴力主義的破壊活動に關係した最小限度の人を、將來の危険な活動を除去するため、必要且つ相當の限度においてそれらの役職員、構成員に対して規制をかけて行くというわけでありまして、その他の人はこれは全部自由に活動できるといふのがこの法案の建前になるわけでありまして、かような措置を前提といたしまして、なお且つその団体の活動がどうしてもこの制限的規制措置をいさなければいけないという場合にこの六條の解散の指定という措置に出るわけでありまして、それらの点は四條と六條のこの條件の適切な解釈運用によりまして十分に合理的妥當に賄ひ得るものであると、かようなふうに考へている次第であります。

○伊藤修君 あなたの御説明だけでは、いわゆる無過失責任についての責任の法的根拠といふものはまだ明確でないと思ふのです。これは佐藤さんにあとで法的措置を少しお伺いしたいと思ふ。

もう一つ私は問題をお伺いしたい点は、一体この法を運用なさる場合に於いて、先ほど前提にお聞きしたごとく、意思決定があつた場合にのみ規制するのだ、こうあるのです。すると恐らく汽車を転覆しよう殺人をしよと議の席上でなされる場合はあり得ないと思ふのです。これは常識に反すると思ふのです。あなたも刑事事件をお取扱になつたことで御存じのことと思ひますが、そんな馬鹿な犯罪人はないのです。そういったと、そうした合法的な意思決定があつたという基本の下に本法の運用をお考へになりますれば、一つも破壊活動をする団体はないという結論に到達すると思ふのです。それでは本法を作る意味がなくなつてしまふのです。然るに本法を二無二通そうとなさつてゐるあなたたちのお立場から考へれば、結局はこういうことになるのじやないですか。結果が生じた、汽車転覆という結果が生じた或いは公務執行妨害という結果が生じた、そういう結果から今度は原因に遡つて、意思決定があつたであらうという推定の下に事を判断するといふ取扱ひになると思ふのですが、如何ですか。

○政府委員(吉河光貞君) この点につきましては、先般法務總裁からも御答弁申上げてゐる通り、今日合法的に活動されておられる大衆団体が正常な活動としてゐるような活動をおやりになつておられますが、そういう団体が只今御質問のように内乱とか汽車の転覆とか、殺人というやうなことを正常な會議の席上で決定するといふことは到底考へられない。誠に御尤もな仰せ

でありまして、私も思ひましたし、もう一つ私は問題をお伺いしたい点は、一体この法を運用なさる場合に於いて、先ほど前提にお聞きしたごとく、意思決定があつた場合にのみ規制するのだ、こうあるのです。すると恐らく汽車を転覆しよう殺人をしよと議の席上でなされる場合はあり得ないと思ふのです。これは常識に反すると思ふのです。あなたも刑事事件をお取扱になつたことで御存じのことと思ひますが、そんな馬鹿な犯罪人はないのです。そういったと、そうした合法的な意思決定があつたという基本の下に本法の運用をお考へになりますれば、一つも破壊活動をする団体はないという結論に到達すると思ふのです。それでは本法を作る意味がなくなつてしまふのです。然るに本法を二無二通そうとなさつてゐるあなたたちのお立場から考へれば、結局はこういうことになるのじやないですか。結果が生じた、汽車転覆という結果が生じた或いは公務執行妨害という結果が生じた、そういう結果から今度は原因に遡つて、意思決定があつたであらうという推定の下に事を判断するといふ取扱ひになると思ふのですが、如何ですか。

○伊藤修君 そういたしますと、本法の適用なんといふことは殆んどあり得ないと思ふ。そのまゝ今のお言葉をお聞きした結果に実行なさるとすれば、本法を適用する場合は恐らくないと思ふ。必ず結果から押上げて断定するといふことに私はなつて行くと思ふ。まあないとおつしやるようならばそれでよいのですが、然らば破壊活動をしていふ意思決定機關において決定してなしたといふことがあり得るとおつしやつたが、あり得るとはどういふものがあつたのであるか、あつた事例を一つお聞かせ願ひたいと思ひます。

○政府委員(吉河光貞君) この問題につきましては、我々は今日この法案に規定されてゐるような破壊活動が団体の活動として行われてゐる疑いを持つてゐるということにつきましては、先般御説明申上げた通りであります。またその団体の実態を把握いたしましたし、証拠を以てこれを立証してお目にかけるといふ段階には至つておられます。

○伊藤修君 そういたしますとあり得るということとは、現実にあつた問題ではないのです。あなたがたが想像してあり得るだらうという前提の下にこの法律を作られたと、こういうことになるのですか。

○政府委員(吉河光貞君) ここで御答弁申上げておられますのは、この法案の解釈の問題でありまして、事実の想定といつたしましては、只今申上げました通り、団体の活動として暴力主義的な破壊活動が行われてゐるという疑いを持つてゐるというふうにお答え申上げた次第であります。

○伊藤修君 法務總裁からもしばしばお話がありましたごとく、およそ法律を作る場合においては、今日の段階においてその行為、不行為を取締るといふ必要が國家においてあるといふ場合においてこそ初めて法律を作る必要に迫られるのです。過去において何らのそうした事例がないといふことになりますれば、果して法律を作る目的が、そこに必要性があつたの言ひの二條、三條の必要性、正当性といふものが認められるかどうか、正にあなたがた自分で言つてゐる言葉は、ただそういうことがありうるだらうという想定の下に法律を作るといふお考へか、その点を伺ひたい。あなたの過去の御経験によつて、どこそこの団体はそういう決定をしてゐるやうなことをした、こういうこともやつた、ああいうこともあつた、これを取締らなければいけないという意味で立案されてゐるのか、あなたたちの今日の職務の経験上をうかがふことがあり得るだらうという想定の下に立案されたのか、その点をお伺ひしたい。

○政府委員(吉河光貞君) 団体組織を以て暴力主義的な破壊活動が行われてゐるという疑いを持つ、この疑いは決して我々の主観的な疑いではなくて、客観的な根拠のある疑いである、この点につきましては資料を調査して先般御説明した次第でございます。

○伊藤修君 その資料によつて、それが破壊活動なんであるといふ事例になつてゐないのです。要するにあなたの疑いの事例になつてゐることが、果してその疑いが正鵠を得てゐるかどうかといふことは容易に認定できないのです。幽霊がある、幽霊があるといふ下にそれに対するところの対策を立てておると、こういうことになるじやないでしょうか。

○政府委員(吉河光貞君) 私どもは決して幽霊とは思つておりません。○伊藤修君 然らばその実体はどうだといふのです。幽霊でないといふなら、その実体があるかと聞いてゐるのです。実体はわからないと言つてゐる、わからない下に法律を作るのかと、こゝろ聞いているのです。あなたも實を述べたはたまりませんでしようけれど、そうしたまゝお使命なんですからお答え下さい。

○政府委員(關之君) 口を替へまして私からお答えいたします。(笑聲) 當委員會の御審議に御参考までに提出いたしました各種の資料によりまして、かようなものを想像いたしました。団体組織によつて本法に規定するがごとき暴力主義的な破壊活動をする、さうな疑いが存在してゐる、私どもはかような疑いがあるから法律が最小限度と對処するにはかかる法律が最小限度と必要であると思ひます。

○伊藤修君 まあこれは、この点を伺つておきますと、結局幽霊と押問答しているような形になりますから、この問題はこの程度にしておきます。

○片岡重文君 まさにこの質疑に対する御回答を伺つておると、この法案が如何に杜撰であるかという感じをますます深めるのでありますが、国鉄の曾つての總裁下山氏が自殺されたのか、殺されたのか今以てわかつておらない、御遺族のかたを初め我々知友として誠に心残りであります。更に日本共産党の有力、有能な指導者である志賀さん徳田さんを初めとする人たちは追放せられて、今どこにおるかかわからない。こういう状態の警察、特務局の能力を以ていたしますと、この法案の適用される場合を考へて、ますます以て私は世人が不安を感じ、恐怖の念に駆られるのであらうといふことはどうしても拭拭することはできない。

今の伊藤委員の御質疑を伺つておるとして直ぐに考えられることは、今或る民主的な団体がたゞこの法案によつて規制されるような破壊活動を行なつたといふことです。その場合にそれがどのような経緯を以てされたといふにしても、たとえそれが調査にどんな困難を感じたといふにしても、明らかに機関の正式決定を以てなされた場合には、これはこの法案の適用を受けるのであります。又それがどんなに形式的には完備しておるかのごとく見えても、それが正式機関の決定でなかつたといふことが確定されますならば、この法案の規制は受けません。問題は、その決定が果して機関の決定なりや否やの判断がなし得ないで、而も行動はなされておると、行為

はなされておると、意思決定が正式であつたかどうかはわからない。こういう場合には一体この法案の適用を受けるのか受けないのか、団体の活動としてなされたかどうか不明な場合にはどうなるのか、その点について。

○政府委員(關之君) これは結局今までのお答えした点を繰返すことに相成るのであります。或る暴力主義的破壊活動と団体との関係であります。それは団体の意思の決定に基いてこの役員、構成員が行うという客観的な関係が客観的な証拠によつて認定されなければならぬのであります。調査いたしましたやういふことに相成らなければこの規制はかけられないといふことに相成るのであります。

○委員(小野義夫君) 簡単に願います。

○片岡重文君 団体のこの行動を行なつておるんでしよう。現実に行はれておると、行為を行なつても、例えばその扇動とか教唆とかいふやうなもの、その扇動され教唆された事実が行為となつて現われても、なお且つこの処分を受けなければならぬ。然るにもつとこの血を流すやうな大きな惨事がこの或る団体によつて惹起されたといつた場合に、その団体の行なつた行為の意思決定をどこでしたかが不明である。団体の行なつたことは事実ですけれども、その意思決定の機関がどこでなされたか、正式であるかどうか、又団体の意思なりや否やが不明だ。併し行動がなされておるといふ場合に、その団体はこの法律の適用を受けるのかどうか、その点をはつきり伺いたいのです。

○政府委員(關之君) それも結局或る暴力主義的破壊活動と団体との間に今申上げたやうな疑いがありまして、団体の意思決定に基いて行われたものではないといふふうに認められざるならば、又意思決定に基いて行われたものであるといふ客観的な証拠によつて断定できなければ、これは団体の行為として、活動として規制はかけられないといふことに相成るのであります。

○片岡重文君 団体の意思決定であるか否かがわからないといふことになればこの適用は受けません。よろしゅうございませう。そうするとその前に今暴力主義的破壊活動を目的とする団体とその行動を行つた間の関連が云々といふ前置きが今あつたやうでありますけれども、私のお尋ねしておるのはそういうことではない。この団体だけの関係において行われた場合を今尋ねておるのです。だからその今の御答弁は前置きがあつての話なのか、前置きがなくて、この独立した団体の独立行為としてなされた場合に、その意思決定がはつきりしなかつた、はつきりしないで行われたこの場合にもなおこの適用は受けられないのか、それをはつきりしてお聞きしたい。

○政府委員(關之君) 調査の結果団体の意思決定があつたか否かはどうしてわからないといふ場合には、勿論この法の規制は及ばないのであります。

○吉田法晴君 今のに関連して。今の幽霊問答、それから現実の破壊活動と団体との関連なんです。実は法務總裁のおられない席上でお尋ねをして参りましたが、さつき片岡君から下山事

れも一番最近の事例としてはメーデー後の宮城前の広場の事件というのは、私は政治的に利用してはおらんといふお話でありましたけれども、その後の文書を示してお話等からいいたしまして、この破壊活動防止法を制定する必要の一事実として政府が考えられて来た、或いは国会にも説明されたといふことは、これは否めない事実であるかと思うのであります。それを否定せられるなら別であります。そこでメーデー後の事件の真相につきましては特審局長は見ておられるといふこととありますけれども、世に出ております雑誌「世界」等ではあるとか或いは雑誌「社会主義」等はこの問題について第三者の見聞記が載つております。これを見ますといふと、もう法務總裁が本会議でなされた事実と非常に違つておるといふことを私も感ぜざるを得ないのであります。それでもなおこれは団体の意思決定とそれから破壊活動、メーデー後の事件との間に必然的な関連があるとして、法案の必要の事例に数えられるかどうか。

○政府委員(清原一君) 昨日宮城委員よりお尋ねのございました昭和十六年十二月八日の開戦の直後であります。一齊検査をした事実はないかといふこととでございます。私も早速御趣旨に従ひまして、昨日小林杜人氏のところへ職員を伺わせたのであります。が、事実を承知しておられるといふ小林さんがいにく御旅行中でございます。まして、お目にかかることはできませんでしたが、当時の職員で調べました結果、多分開戦時の直後だろうと思つたのでございませうが、警視庁の管内で

非転向者と認められる人々のうち、反戦的の言動のある嫌疑で、数は正確ではありませんが、約六、七十名を檢舉した。ところが結局証拠不十分でありました。ところが、それを釈放した、かような事実はあるの、このことだろうと存じます。実は御期待に副いたと思つていろ／＼調査したのでございますが、何分相当日時がたつておりますると、戦災のためかどうかは存じませんが、当時の記録が役所のほうにもございせんので、甚だ遺憾であります。この程度の御答弁しかできませんのでございします。

○宮城タマヨ君 丁度今日は法務総裁もお見えになつておりますので……実は昨日でございしましたか、私がちよつと発言いたしましたのは、丁度大東亜戦争の勅語を拝しました日の朝、つまり昭和十六年の十二月八日の朝、日本全国、数はわかりませんが、非常に大量の一斉檢舉がございしました。今東京で六、七十人とおつしやつたのでございしますか。

○政府委員(清原邦一君) そうです。○宮城タマヨ君 実はその前の日に今まで長く警察に入られておりました者が、急に都合があるから出て行けと言つて出された。どういふことだろうと思つたら、翌日そういう者が皆入れられたというわけがございします。その入れられました、警察に引張られたという者は、いわゆる転向者と言われたいました者、その転向者になりましておりましたことは、甚だ自分のことを申しましておかしいのでございしますけれども、法務総裁も御存じの夫宮城が、治安維持法で随分長い間人を縛りました、そうして苦勞もしておりましたよ

うでございしますが、まあその埋め合せか何かわかりませんが、どうしても思ひ転向させて、中道を歩む人間を作らなければ申訳ないといつたような考えをいたしましたので、更新会に思想部といふものを置きまして、思想犯を転向させて、いろ／＼面倒を見ておりました。全国に一人以上ございまして、その当時は大変お褒めを頂いたとして、陛下からも金杯を頂いたように、なこともございしたのでございしますけれども、そうして折角正しい歩みを守つてゐるつもりでございましたら、十六年の十二月八日の朝檢舉されたという報道が、先ず東京でも七十人もおりましたのでございします。朝からどんどん縛られた縛られたといふことがございまして、そうしておりましたところ、地方からも電話が来る、電報が来る、あつちでもこつちでも縛られた縛られたといふので、私も大変心配いたしましたことがあつたのでございします。

それで私はそういう経験を持つておりますから、今度のこの法案に對しましても非常に私懸念があるのでございします。そのとき縛られました一つの例でございしますが、これは名古屋でいよいよ転向いたしましたして医者になつておりましたので、その当時名古屋におりました検事と私とで、いい結婚をさせようといつて相手を見付けておりました、殆んどきまつておりましたときに檢舉されたのです。その名前もわかつておりましたが、それがそのために結婚は勿論駄目になりましたのでございしますが、困つたことには長く警察に繋がれておりますうちに、下宿しておりました家の隣娘が、少し年も行つておりましたけれども、せむしでござ

いまして、結婚はできない、そういう娘がおりましたのが、警察に縛られたといふので非常に同情しまして、毎日差入物を持つて行つた。そういうことがございまして警察から、さあ何カ月でございしましたか、随分たちまして、許されましてから到頭その娘と結婚いたすことになりました。それがせむしの、とてもそれが又背の低い、極端に体裁の悪いせむしでございしました、とにかく家庭を持ちまして、私も勿論その背後におりまして面倒を見ておりましたのでございしますけれども、子供が大勢でございまして、その医者が亡くなりましたのであります。それで私はその家族を今以て面倒を見ております。私もそういう問題、まあそれは単なる一例でございしますけれども、それもありこれもありいたしますもので、実はこの扇動或いは所持という言葉につきまして非常に私は心配し、案じている一人なのでございします。

の由々しい問題であるというような立場で、止むを得ず私は扇動或いは所持という言葉がございします以上は、どうしてもこれは反対しなければならぬといふように、いよ／＼その信念を固くいたしましたわけなのでございします。正しい生活をいたしておりました人たちがまあ東京だけでも七十人も縛られました、全国ではどれくらい縛られたかわかりませんが、この人たちが、一例を以て今申しました医者のみならず、みんなそれ／＼私は被害を受けて人権蹂躪、殊にそれこそ殺人にも値するような結果になつておりますが、併しこの法律の建前といたしましては十分私はやつて頂きたい、集团的な暴力破壊活動をするような者に對しましてはもう遺憾なく私は撲滅して頂きたいと思つておりますけれども、ただこの法律が一部修正されて通りました、その點に私はどういふことになるだろうかといふことを今非常に案じております。そこで法務総裁に今日は最後のお願いでございしますから申すのでございしますが、どんなに法律でも、それを運営いたしますところの人によりまして活きもしますし死にもいたします。でございしますから一番今案じておりますところの點は、私は今までの特審局で働いておつた人が即公安調査庁のほうに移るといふことが非常に心配でございします。でございしますから、どうかこの際十分に法務総裁におかれまして詮議して頂いて、そうしてこの人なら託されるという人を以て編成して頂きたい。

私が子供がおります。又私は幸いにして幾多の若い青年の知己を持つておるのであります。これらの人と日夜私は交り深うして語り合つております。この人たちが本心に今後の日本の再建に努力して頂きたいと常々語り合つておるのであります。私はこの法案を作るにつきました、決して若い人たちに誤りのなからしめるように深き考慮を払つておるのであります。私は今一番心配しておるのは、若い純真な人たちが多くは扇動に乗ることです。人によりまして動くといいこととであります。日本の民主主義を確立するについては、どこまでも個人が自主性を持たなければいかん。扇動されるようなことではいかんのである。私は前から言つておる。どこが一番民主主義のあり方において必要であるか。個人で申しますれば、いわゆる責任感と自主性であります。アメリカの或る人はいみじくも言つております。アメリカの将来を繁榮させるのはいいわ

うなことになるましたら、これは天下

がございせんから、たつた一つ私のお願いを申上げておきます。○國務大臣(木村篤太郎君) 宮城委員の亡くなられた御主人、故宮城司法大臣は私の畏敬せる大先輩でございします。そのかたが刑余者、殊に思想犯についていろ／＼御苦心なさいましたことに對して、私は曾つてを思い出しまして誠に感謝に堪えないのであります。その未亡人であらせられる宮城委員から切々たるお言葉がございしました。誠に感慨深いものがあるのであります。殊に扇動の文字について申されましたが、私はこの扇動の文字についていささか宮城委員に御了解をお願いしたいと思つております。

私も子供がおります。又私は幸いにして幾多の若い青年の知己を持つておるのであります。これらの人と日夜私は交り深うして語り合つております。この人たちが本心に今後の日本の再建に努力して頂きたいと常々語り合つておるのであります。私はこの法案を作るにつきました、決して若い人たちに誤りのなからしめるように深き考慮を払つておるのであります。私は今一番心配しておるのは、若い純真な人たちが多くは扇動に乗ることです。人によりまして動くといいこととであります。日本の民主主義を確立するについては、どこまでも個人が自主性を持たなければいかん。扇動されるようなことではいかんのである。私は前から言つておる。どこが一番民主主義のあり方において必要であるか。個人で申しますれば、いわゆる責任感と自主性であります。アメリカの或る人はいみじくも言つております。アメリカの将来を繁榮させるのはいいわ

いろ／＼ございしますけれども、時間

がございせんから、たつた一つ私のお願いを申上げておきます。○國務大臣(木村篤太郎君) 宮城委員の亡くなられた御主人、故宮城司法大臣は私の畏敬せる大先輩でございします。そのかたが刑余者、殊に思想犯についていろ／＼御苦心なさいましたことに對して、私は曾つてを思い出しまして誠に感謝に堪えないのであります。その未亡人であらせられる宮城委員から切々たるお言葉がございしました。誠に感慨深いものがあるのであります。殊に扇動の文字について申されましたが、私はこの扇動の文字についていささか宮城委員に御了解をお願いしたいと思つております。

私も子供がおります。又私は幸いにして幾多の若い青年の知己を持つておるのであります。これらの人と日夜私は交り深うして語り合つております。この人たちが本心に今後の日本の再建に努力して頂きたいと常々語り合つておるのであります。私はこの法案を作るにつきました、決して若い人たちに誤りのなからしめるように深き考慮を払つておるのであります。私は今一番心配しておるのは、若い純真な人たちが多くは扇動に乗ることです。人によりまして動くといいこととであります。日本の民主主義を確立するについては、どこまでも個人が自主性を持たなければいかん。扇動されるようなことではいかんのである。私は前から言つておる。どこが一番民主主義のあり方において必要であるか。個人で申しますれば、いわゆる責任感と自主性であります。アメリカの或る人はいみじくも言つております。アメリカの将来を繁榮させるのはいいわ

いろ／＼ございしますけれども、時間

ゆるリスボンシビリテイとデシジョンだ。みずからの責任においてみずから決定し、みずからの力によつて行動する、これがなくつちやいかん。ところが不幸にして今の青年はこの自主性が欠けております。人の扇動に乗るのです。この扇動は危険いものはありません。而もこの法案において目指すところは、いわゆる日本の基本秩序を乱すような兇悪な犯罪、殊に刑法に所定された暴力的犯罪、これらを若い人たちが扇動に乗つてやるということになりますと救えません。この扇動に私は一番重点をおかなくちやならんと思ひます。扇動する青年はあります。扇動される青年はあります。その青年を我々は救いたたいのであります。ここに私はこの法案の重点を置きたいと思ひます。扇動は恐ろしいものはありません。この扇動が国家の秩序を破壊する最大原因と私は確信して疑わな

い。この法案において扇動を抜くということになりますと、これは骨抜きになつてしまふ。扇動こそはこれは何と考へておるのであります。どうぞ我々の意のあるところを十分御了解願ひたいと思ひます。(扇動しちやいかん)と呼ぶ者あり、笑聲)

而して特審局の調査員、今度の公安調査庁のあり方について申されまし。我々は今後この公安調査庁を構成すべき陣容については深き考慮を以て取計らつて行きたい。いやしくも世間の疑惑を招く、世間の信用を失墜するようなことはあつてはなりませんので、この点については十分考慮を払いたい、こう考へております。

○伊藤修君 今宮城さんの御質問に對して法務總裁が、扇動こそはとおつしやつたのですけれども、若し扇動こそは本法の主眼であるというならば、刑法の中に一つ扇動に對するところの法律をお作りになつて附つたなうです。本法は要らないじやないですか。それほど扇動に對して御執心がありになるなら刑法のほうで一つ堂々と書いたらうです。

○國務大臣(木村篤太郎君) かねて申し上げておるのでありますが、私は刑法のうちに扇動罪を加入していいと思つております。併し刑法はいわゆる基本法であります。これは容易に手を入れるべきものじやないと思つております。かゝるが故に私は只今刑法の改正というものは問題にしていないのであります。少くとも国家の基本秩序を維持せんとするこの法案におきまして扇動を入れるということをご考慮したのであります。

○伊藤修君 刑法は基本法であるから刑法を改正することは容易にすべきものじやない。従つてそれほどの重要なものを特別法で規定するということは根本において矛盾があるのじやないですか。本法の場合においては扇動罪を獨立罪とし、且つ又予備、陰謀、幫助、そつういふものに對するところの扇動まで拡大して行くということは、刑法の基本理念を私は破壊するものだと思ひます。これはすでに繰返されておりますから、あなたに對して更めて御答弁を得ようとは思ひませんが、これは御反省になるべきであると思ふ。法務總裁は非常に敬愛するお方であるけれども、如何にも扇動に促れ過ぎている。扇動を一途に扇動されるということとは余りに扇動し過ぎると思ふので

すね。(笑聲)もう少し頭を冷静にして頂きたいと思ふ。

次に御尋ねしたいのは、第三條の第一項第二号のイからエまでの行為です。ね、これが今までの御答弁の趣旨から申しますれば、具体的にその意思決定がなされた場合だけであるか、或いは抽象的にその意思決定がなされた場合をも含むのか、これが明確でないのです、總合いたしました。この点をほつきりしておきたいと思ひます。

○政府委員(關之君) 団体の意思決定の内容の具体性の問題であります。これはやはりこれが団体の活動として展開されて行くわけであります。それから、そこは全く雲をつかむような抽象的なものというところは考えられないのであります。相當程度具体性を帯びたものであつて、客觀的にやはり団体の責任ある意思決定であるというふうなふうな認められるものでなければならぬと思ふのであります。お答えは大體抽象的なものであります。概括的にはまあさうなうに申上げるより方法がないかと考へておるのであります。又實際的に、例えば或る一つの意思決定があつた、そしてその具体的な内容というふうな問題になります。それは具体的な個々の問題におきまして只今申上げたような基準によつて判断して、そしてこれは明らかに団体の意思決定であるというふうな考へて行くべき筋合いと思ふのであります。

○伊藤修君 今の御答弁ではわからないのです。今までの御答弁でわからないから、この点を具体的に意思決定を要するか、抽象的な意思決定でも足るのかというところを伺ひしてゐるので

す。勿論判例においては大きな争点になると思ひますけれども、立法者としてどう考へてゐるのかというところは判例に及ぼすところの影響も多大だと思ふのです。佐藤さん如何ですか。

○政府委員(佐藤達夫君) ここに挙げられましたような現実の行為を導き出す程度の具体性がなければいけないと思ひます。

○伊藤修君 そういたしますと、イからエまでに掲げられておるところの行為を導き出すところの具体性のものでなくてはならぬ、だから單なる抽象的なものでは、ここには解釈上取入れることができない、こういう結論になるのですか。

○政府委員(佐藤達夫君) その通りに考へております。

○伊藤修君 そうするというと、一例を以ていたしますれば、これは一番わかりやすいのです。例えばリの場合において劇毒物若しくは凶器を所持するところの認識を要するのですか、認識を要しないのですか。

○政府委員(關之君) リの凶器又は毒物を携える公務執行妨害であります。これは団体の意思決定としてかやうなことをやるということになるわけであります。従つて団体の意思決定の中に凶器を携え或いは毒物を持つて行けというものが入つていなければ、リ的行為が団体活動として行われたというところには相成らないのであります。

○伊藤修君 そうすると、どうせ今日警察或嚴重だから相当これらと關えといふ程度の意思決定では駄目であつて、これは關するに旗竿を以てすべしとか、或いは竹槍を以てすべしとか劇毒物を以てすべしとかというふうな

点までその決定がなくてはならぬといふふうに解釈していいのですか。

○政府委員(關之君) お尋ねの通りであります。要するにかやうな要件を団体の意思決定としてなして、そしてこれが団体の活動として行われたとかがそれが団体の活動になる、かやうに相成るわけであります。

○伊藤修君 ここで疑いを待たんと思ひますが、念を押して置きたいと思ふことは、先にもあつたかも知れませんが、はつきりして置く意味においてお尋ねしておきますが、およそ団体は民法なり或いはその他の法律に基いてその団体が結成されるということは、これは疑いを待たないと思ひます。それからさうした団体がここに第三條に掲げておるような行為を目的として決議をするということ、それはそれ自体団体の目的に反する行為であります。従つてそれは定款なり或いは規約なり、若しくは規約がないといはしめても、不文律において認めたいところの行為であります。そうすると本質的にいへばそれ自体団体の正しい合法的な行為であるとは考へられないのです。それを考へる責任をそこに負わしめるといふこの根拠を御説明願つておきます。

○政府委員(關之君) お尋ねの点は団体の問題に關して大變むすかしい御質問でありまして、私も少しは御質問、この法案の建前は、要するに団体が、共同目的を達成するための団体が、その団体の意思決定に基いてこの暴力主義的破壊活動をなすといふ、この基本筋をここに考へまして、お尋ねの、今ここに正常な目的を持つてゐるこの団体があつて、仮に暴力主義的破壊活

動をなすという決議、これは団体の目的以外の行為であるという場合であり、また、これはお尋ねのごとく正常な例えは法人がありまして、或いは法人でなくとも正常な団体がありました場合に、たゞその団体が仮定の問題としてしまふかのような被疑活動を決議した、而もそれが団体全体としてやろうということに相成つた、この場合に私は考え方は、やはりそれも団体の活動である、その団体の活動であるということにつきましては、これは伊藤先生もすでに御承知のことと思つた、今日の各会社の法人の解散の制度におきまして、法人はそれ／＼特定固有の合法的な目的を持つてゐるわけであり、ところがその法人におきましても解散の事由として、或いは法人が公共の福祉を害する行為をしたものであるとか、或いはその役員などが団体の行為として犯罪を犯したものであるとか、或いは法令違反の行為をしたものであるとか、現行の法律制度におきまして、法人のごときがその目的の範囲外のさうな各種の不法活動をなし得るといふことが法律の中に書いてあるわけであり、それはやはり正常な目的と関連して、そうして各種のここに不法活動をなし得るといふことは、従来現行法的にも私は認められておるものではないかと思つたのであります。又すでに御承知だと思つたのであります、例えば政治資金規正法であるとか、或いは各種の団体に対する届出乃至は行政上の命令を掲げた各種の法令があるものであります、それらのはうにおきましても、団体としてそれらが違反す

るということはすでに法令上考えられているわけであり、それらはやはりにこに団体というものがあつて、その団体が社会的に適法な行為も、又それに違法な活動も団体の活動としてなし得るといふことが現行の法律制度の上においても私は認められてゐると思つたのであります。そこで今お尋ねの法人がやつた場合に、その法人と、或いは正常な、特定な正しい目的を持つた団体がさうな活動をいたした場合に、それが団体の活動、その団体の活動として認められるかどうかという問題は、今まで申し上げたような各種の事項につきまして考察いたしまして、それが団体全体としての意思決定に基いて、そうして団体の活動として行われるということに相成りますならば、やはりそれは団体の活動ということに相成る、かように考えるのであります。

○伊藤修君 只今の御説明の中に法令上違法行為をすることを認められておるといふ御説明はちよつと間違つておると思ひます。私はさういふこともなし得ることを法律は予想しておる、その建前の下に立法措置が講じられておるといふ御説明でない、ちよつとこれは国民がさういふことが認められておるといふことになる、法人の不法行為が認められるということになるから、その点は訂正願ひたいと思ひます。

○政府委員(關之君) 大要言葉が走りまして申訳ございません。お尋ねの通り団体がさうな違法な行為をなし得るといふ前提の下に法律が、現行法が立てられてゐるものが多々あるというふうな考へておりま

す。

○伊藤修君 その点法的に団体がさうした法律の規制する範囲を逸脱して違法行為をなすというその行為自体は一体本質的に団体の行為であるかどうか、これは佐藤さん一つ説明して下さい。私の研究のために高邁な御意見を伺つておきたい。

○政府委員(佐藤達夫君) 只今關君のお答へに對しまして伊藤先生の貴重な補正を頂きまして、私はそれで完全な答へになつておると思つたのであります、結局その法人の能力と申します、その法律の枠で定められておる本来の目的といふものと、その法人が事実上やる／＼な行為の能力といふ問題を分けて考へて、今まで關君が述べましたように、諸般の立法制といふものは、本来の目的といふものの以外の一種の能力、言葉はどうもお教えを頂かなければなりません、さういふものを認めて、それを前提にして／＼な立法をしておるといふように考へておるわけであり、

○伊藤修君 立法者としての考へはわかつています。さういふことも予想されますから……、ただ法律上の根拠で、法理論的にどう説明するのかといふことを後学のために伺つておきたいと思ひます。団体がさうした不法行為をなさるところの本質を備える、これは事実です。現実の問題です。それが一体団体にさうした法律的な本質があるのか、能力があるのか、それは法律は容認しているのか、本質論ですね、それを伺つて置きたい。

○政府委員(佐藤達夫君) これはこの問題とは違ひますけれども、例えば關川先生のお得意の犯罪行為能力といふような問題にも関連いたしまして、深

く掘り下げれば／＼むずかしい問題があると思ひます。ただ我々は從來の立法を通じて、現実的に見まして、さういふ面を促して諸般の立法がなされておるといふことをここで申し上げれば私の責任は足りるのじやないかと考へます。

○伊藤修君 折角の蘊蓄をここで傾けて頂いて、我々後学の資に供したいと思つたので、あなたの持たれるところの御研究の一端をお漏らし願ひたいと懇請する次第です。ただ事足りるではお役所式ですから……、さうでないので、一つ簡単によろしいのですから……。

○政府委員(佐藤達夫君) 本案につきましては只今の答へによつて御了承願ひたいと思ひます。なお高邁なる原理の問題につきましては、むしろ伊藤先生から一つお教え願ひたい。いづれその機会をお待ちしておるといふことにして頂きたいと存じます。(笑聲)

○羽仁五郎君 佐藤さんにちよつと伺つておきますが、警視庁の予備隊が早稲田に出動して、神楽坂署の警官が早稲田の学生に包圍されてゐる、それを救い出せといふことを、これは団体の行動としてとつたわけなんですね。さうして行つた場合に、その警官が警かに坐つてゐる学生の頭を棍棒で打つてそれで流血させといふような場合ですね。これはいゝゆるる団体に対して刑罰乃至規制をかけ得るかという理論上の問題と関連してゐますけれども、今それは伊藤先生の質疑の途中ですから理論上の問題は省きますが、それが警視庁の、団体としてやつた活動に属するか属しないかという点です。警視總監はそのときに元氣がよ過ぎたんだとい

う言葉で表現されてゐるのです。それで前の治安維持法時代の判事の中で、治安維持法がやはり一つの団体に對する取締といふものを含んでゐるといふことの關係で、司法省でお出しになつた司法研究といふのです、司法省の中でいゝゆるる団体に対する刑罰或いは取締といふ問題についての學問上の研究をされておられます。その中に団体心理学の學者によつて証明されたさまざまな例を挙げておられます。団体が活動しておるときには団体の決定とは無關係ではないのです。無關係ではなく、そして又個人の責任に帰せられるべきものでもなくして、而もその団体の活動にも歸することでもできず個人の活動にも歸することでもない、そこに結果が現れて来る場合を法理論上認めておられますが、そなたはそれを認めになりますかどうですか。今の政府はさういふことを認めるかどうか。

○政府委員(吉河光貞君) 差出がましかつてどうせ落第点かと存じますが、羽仁先生が御指摘になりました群衆心理とか団体心理とかいふものが社会現象としてこれはあり得るといふふうには考へておられます。併しこれを刑罰法令の面で如何に取上げるか、これは重大な問題であります。これはひとり日本だけでなく國際的にも多年論議され、いゝ／＼な問題として取上げられておられます。又犯罪構成要件の問題としてもそれが研究されると同時に情狀論としても群衆犯罪における処遇といふような面につきましても非常に重要な問題として取上げられるのであります。この法律におきましてはまだそこまで踏切つておらぬのでありま

て、犯罪行為能力も団体には認めてお
りません。そこまで踏切れません。国
際的に学者によりましては、犯罪行為
能力を団体に認める一派の学説もない
わけではございませんけれども、一般
に現行の刑法はそれを認めておりませ
ん。従いまして私といたしましてはこ
ういふ問題には踏切ることはできな
い。ここでは行政上の問題といたしま
して、多数の自然人が結合したしま
して、そこに共同の目的を達成するた
めにその自由意思に基いて結合がなさ
れ、その目的を達成するために相協力
して活動される、その面から、個人の
意思とは離れた団体の意思というもの
を決定されまして、その意思に基いて
これを実現するために活動するといふ
ことは、一つの社会的な事実として承
認してもいいのではなからうか。こ
ういふふうに自然人多数が共同目的の
下に結合したしまして、それが団体意
思というものを決定したしまして、その
意思の決定に基いて動くという社会的
な事実があれば、これはそこに只今伊
藤先生から御指摘になつた暴力主義的
な破壊活動がその意思決定の内容とし
て取上げられて、そしてそれが構成員
なり役職員がその意思決定を実現する
活動としてそういう暴力主義的な破壊
活動をやリ得るといふことは、当然自
然的な可能性として考えて差支えない
のじやないかというやうな立て方で、
大体団体規制の団体活動というやうな
ものを考えた次第であります。非常に
未熟な意見でございますが、なおこの
点につきましてはいろいろ御教示を賜
つて勉強して行きたいと思ひます。

○伊藤修君 吉河さん余り遠慮なさ
らないでいいのですが、今日は堂々とや
つて頂きたいと思ひます。

て頂きたいと思ひます。
次に小さい問題ですけれども質して
おきたいのですが、第三條の第一項第
一号ロ及び第三十七條第二項中「頒布
という文字がありますね。これは刑法
の百七十五條、猥褻文書頒布等の罪、
これと対比いたしますと、刑法の中で
は「頒布若くハ販売」と明確に規定し
ております。こちらの立法例で行きま
すとただ頒布と指しているのです。こ
れを対比いたしますと、解釈上無償の
場合だけと解釈が出ないとも限らな
い。この立法趣旨と立法体裁を一つお
伺いしたい。それから解釈と三つをお
伺いしたい。

○政府委員(岡原昌男君) 頒布と申し
ますのは、普通の場合有償無償を問わ
ずして、或る物を特定又は不特定人に
配る。簡単に言いますとさやうなこと
になります。販売の場合はこれが大体
売、つまり有償で、代価を得て配
る、こやういふことになるだらうと思
います。刑法におきましてさやうな言葉
が使われておりますのは、要するに有
償無償のあらゆる場合をその当時の概
念でまとめ上げたと言いますか、拾ひ
上げたと言いますか、さやうな趣旨だ
らうと思つてございまして、私ども
は頒布の現に使われております意味を
本にいたしまして、発売形式のみなら
ず、有償無償のいずれを問はず全部入
れる。成るべく簡単な概念を以てそれ
を包含せよというやうな趣旨もござ
いまして頒布というやうな文字を使つ
たわけでございます。

なお用語例ですね。頒布という場合は
有償無償を問わないという用語例に一
定しておるかどうか、これもお伺いし
たいと思ひます。

○政府委員(岡原昌男君) 細かい点で
ございましての直ちに調べて御返事い
たしたいと思ひます。

○伊藤修君 早速に御返事を願わなけ
ればならん、明日はもうないのですか
ら。その他第三條は随分論議され
ておりますから重ねて質問申上げるこ
とは避けませんが、この第八條です
ね、「いかなる名義においても、同條の規
定による禁止を免れる行為をしてはな
らない」と、こやういふ表現が用いら
れております。その結果脱法行為禁止
について団体の同一性ということが問
題になるのです。この点については概
念的には質問もありましたけれども、
結論がはつきりしていないと思つて
す、今までの質疑応答では、団体の同
一性に対する基準というものをこの際
明確に伺つておく必要があると思つて
います。

○政府委員(岡原昌男君) この第八條にお
きまして「禁止を免れる行為」とこれは
団体といたしまして第二団体的なもの
を脱法的に作るというやうな場合がこ
れに當るものと考へられるのでありま
すが、お尋ねの同一性の問題は、先日
来御示唆を得ました機関誌紙の同一性
というやうな問題と比較し得るやうな
いろ／＼なデリケートな問題が私にはあ
ると思つております。そこでどの程
度に至つたときにこの禁止を免れる第
二団体的な脱法的な団体であるかとい
う問題になるわけですが、これは
私どもとしましてはな／＼認定は
むずかしいと思つておりますが、要

するにその団体、新しくできた団体
が、団体全体として見たときに、過去
の解散を命ぜられたその団体の役職
員、構成員が主要なる役職員、構成員
の部分を含めていて、全くその活動が
前と同じやうなふりにやつていてとい
うやうな場合はこれに當るものではな
いかというふりに考へべきものと思つ
ておる次第であります。

○伊藤修君 今の御説明ではちよつと
わからぬのです。それでは国民も困
りますよ。もう少しこの基準を明らか
にして頂きたいと思ひます。

○政府委員(岡原昌男君) こどもこの第
七條によりまして一応解散の指定を受
けるのであります。それらの構成
員、役職員がこやうな破壊活動をや
らない、全く公正な団体を結成するこ
とは全く自由であるわけでありませ
ん。従つて同一性の一つの認定の基準とい
たしまして、その団体が解散を命ぜら
れたやうなそやういふ破壊的な性格とい
うものをどの程度受け難いであるかと
いふ点が一番基本になる認定基準では
ないかと思つております。すべての
役職員、構成員がそのまゝ他の団体を
作りまして、それが全く過去の団体と
違つて正常な正しいことをやる団体で
あるというならば第八條にはからな
いのであります。要するに第八條にお
きましては、第七條におきましてさや
うな暴力主義的な性格を持つた
団体、そやういふ団体を又別個に作る、
さやうな又そやういふ活動が展
開されやしないかという点が第八條の
認定上問題になるのであります。又
その範囲に限定すべきものでありま
して、そやういふやうなことを基準とい
たしまして認定すべき問題と思つておる
のであります。

○伊藤修君 第二団体がただ破壊活動
をなす性格を持つておるといふ基準だ
けで同一性を認定するといふことは不
可能じやないかと思つておりますが、あ
なたの今の御答弁だけで行きますと、少
くとも第二団体が破壊活動をなし得る
性格を持つておるといふ認定は時のず
れがあると思つております。第二団体が
今日できる、而してこの団体は従来の
第一団体と同様に破壊活動をなすやう
な性格を持つておる団体であるといふ
ことは、これは日にちを経過しなけれ
ばわからないはずですよ。性格を持つ
ておるかどうかといふことは、それが
みづからその外界に意思なり行動にし
て現われて来なくちや認定できないは
ずですよ。ここにおいて初めてあなた
の言ひ基準が現われて来るのです。時
の経過がずつとかかるのです。それ
でよろしいのですか、それだけで……
それでは私は認定は不可能だと思つ
た。だからそやういふ破壊活動がなされ
る団体、なされた団体、又なされる虞
れある十分なことでも理由を容易に認
識し得る場合に限ると、こやうなさるの
か。そうしますと、少くとも客観的に
おいてそやういふことが認められるこ
ろの状態が現われて来なければなら
ん。それでは私は多分これは困るのじ
やないですかね。それだけでよろしい
のか。

に団体ができたということでは認定ができないのでありまして、客観的な証拠によりまして明白にかような性格を持つ団体であるということは証拠によつて認定されるわけでありまして、そこにお尋ねのような時間のずれは生じます。その上で認定して、そうして問題の処理を考慮するというようなことにならうかと存するのでございませう。

○伊藤修君 勿論その構成員の同一性、或いは名称の同一性、そういうもの、それから団体の多数の同一性というものは基準になるのですか、ならぬのですか。

○政府委員(關之君) 同一性を認定する一つの基準にならうと思ふのであります。

○伊藤修君 そういたしますと、そうした基準の上に、それに加ふるにその団体が破壊活動をし若しくはなすところの十分な客観的資料を備えておる場合において初めて第二団体としてこれを認める、同一性を認める、こういうふうな何つてよろしいのですか、それで間違いないのですか。

○政府委員(關之君) お尋ねの通りであります。構成員、名称その他の要素に加へまして、前の団体と同じような破壊活動をそこに展開するという危険性があるということでありませう。

○伊藤修君 私はそれに対して何かまだ基準があり得ると思ふ。あなたは突然ですからその基準をお考えになつていらつしやらないが、法律を作るときにはこのくらいのことばを考えておかなければならぬ。自分が作るのだから今度はどう説明したらいいのかということ、あらゆる場合を想定しておかな

ければならぬ。とにかく立法する場合にはあらゆる場合を想定してお考えになつておかなければならぬ。今の場合ははいかんと思ふ、よろしいかね。

○政府委員(關之君) 一応私としてはさうな条件を検討して認定し得ると思ふのであります。若しそのほかに基準がございましたらお教へ願ひたいと思ひます。

○羽仁五郎君 今の伊藤委員に対するお答えは、政府の唯一の正式にしてそうして動かない答弁ですか。念のため親切に申上げますが、団体の役員、その顔触れですね、そういうことも基準になるという御答弁ですか。

○政府委員(關之君) 同一性を判定する条件といたしましては、役員、構成員、そしてそのほかに先ほど申上げたような解散の指定を命ぜられた団体と同じような性格があるのかどうかという可能性の問題、さうな点が基準になると思ふのであります。

○羽仁五郎君 そうするとこの法律は憲法違反という非難を免れないと思ひます。これは佐藤さんに伺ひますが、今伊藤さんの質疑中ですから成るべく私は遠慮しますが、これは団体の役員に対する検閲をするものだというところになります。これが破壊活動の危険、明白にして完全なる危険という限りでは、あなたの言われる行政措置という点も、私はその理論は認めるかどうかは別として、一応筋は通ります。今のように団体の役員がどうかという点を基準の対象にするということ、これは機関紙の場合も同様ですが、憲法違反という問題が起ることは覚悟の上です。

○政府委員(佐藤達夫君) この憲法で言つております検閲ということの觀念の問題に触れて来ると思ひます。これが第一に対象としてこういう役員、顔触れというものが検閲の対象になるかどうか、憲法の文字に即して見れば、憲法の精神からはどうだと思ひますが、お尋ねの趣旨だと思ひますが、これは今の答弁にもありましたように、できたところの形を見るのであります。から、他の機関紙の問題と同じことになるわけでありませう。検閲の觀念にはその点から入らないと思ひておられます。

○羽仁五郎君 今の……。

○委員(小野義夫君) 伊藤委員の質問を先にして、最後になお納得の行かない点は……。

○羽仁五郎君 納得行きません。答弁を保留しておきます。

○伊藤修君 今の問題ですが第三條の第二号において「政治上の主義若しくは施策を推進し」と、こういう表現が用いられておるのです。でありますから、少くともその団体の性格の中には政治上の主義若しくは施策というものが重要な拠点をなすものと思ふので、従つて第一団体と第二団体の同一性の区分の基準というものは、その団体が主張するところの政治上の主義、施策というものが重要な一つの要素をなすのじやないかと思ふのです。この点は顧みないというお考え方ですか。

○政府委員(關之君) 御指摘の第三條の第二号の政治上云々の言葉と団体との關係でございませうが、これは暴力主義的破壊活動をなすその目的が政治上の目的になるわけでありませう。そこで結局団体としてこの第八條の第二団体は、第七條でかような暴力主義的破壊活動

活動をしたというさうな危険性を承継するということに認定の實質的な基準があると思ふのであります。そこでその危険性の認定の中には、お尋ねの政治上のことがそのまゝその団体が本来政治的団体であるかというふうな意味合いにおいては私は基準にはならないと思ふのであります。要するに危険性を承継した団体であるというその危険性の中には、この破壊活動がかなう政治上の目的を持つたものであるというふうな絞つておられますから、そこでそれはその意味においてならばそういうことは承継されているだらうと、こういうふうに思ふのであります。

○伊藤修君 承継されているだらうじやない、その説明が足らんでせうね。一体破壊活動の承継だけではこれに規制されません。単なる破壊活動だけならこの法律に適用にならないですから。ですからそこに冠するに政治上の主義、施策というものがあつてこそ初めて破壊活動になるのじやないですか、基本的においては、先ず破壊活動の前に、暴力の前に政治上の主義、施策というものが頭に乘つて来て、これを支持し、推進するために暴力が行われる。従つてその暴力の承継の前にそれらのイデオロギーの貫徹を期してこそ初めて暴力はなされる。その場合を規制するわけですから、単なる暴力団とか、あなたの御答弁だと、例えば博徒の暴力或いはテキーラの暴力というものは本法で規制しないと言つています。してみれば暴力の危険の承継のみでは本法の同一性を町分することはできないのです、私が教へて上げてい

るのにあなたはそれを肯んじないとい

うのはどういふことですか。

○政府委員(關之君) お尋ねのような御趣旨でありますならば、大要言葉をお返しして恐縮でございませうが、私の前のお答えの中には、要するにこの破壊活動というのは政治的な目的のためにテロ的な暴力的な行為に出るはけいなく、暴力を手段として政治目的を達するというのが破壊活動の第三條の趣旨でありますからして、要するにさういふような危険性を承継するといふような意味合いにおきましては勿論政治上云々という、その性格上さういふこともその団体が持つてゐる、或いはそこへ随伴して来るといふことが言えると思ふのであります。

○伊藤修君 どうもまだ随伴して来るとか何とか言つておるけれども、中心になるのです、それは、行動主義を唱えておる人間と共産主義を唱えておる人間とは同一性ということが言えるか、その場合に、さうでしやう、その場合には同一性でないことは明らかです。あなたが同一性だと認定したつてそれは判決で破れます。してみますればこの一点だけでは足りて来るじやないですか。むしろ重要な同一性の区分の基準であるといふことを肯定して差支えないと思ふのです。又さういふ取扱をなすつたらなすつたで、あなたはめちやくちやに手当たり次第に同一性だと言つて破壊してしまふから、それで基準をはつきりしておかうと思ふのです、如何ですか。

○政府委員(關之君) そのお尋ねの点につきましては、私もとしましては、その団体が或る主義があるとか或いは或る特定の政治上の主張とか、さういふことを主としてこの団体の規

制、破壊的団体というようなのを考
えるのは相当ではない。やはり客観的
に第三條に規定するようなかような暴
力主義的な行動、こういうものを中心
としてその行動がなされたかどうか、
その前に団体がどういう主張を持つて
おるかという点を考察するのは、そう
いうことを考えるのは、横に行過ぎや
いへる／＼な問題が生じやしないか。や
はり客観的な／＼な行動、第三條
に掲げた以外の行動は、これは団体の
規制なんというものは何も考えない、
それはおおよそ如何なる主義、主張であ
ろうと、それを或いは考えてみまうと
いう／＼なここに問題が出て来るわけ
であります。それでやはり客観的に出
たこの暴力的な活動だけを中心に考
えて行つて、そうしてその団体の活動と
いうふうに考えて行つて、そうしてや
るのが最も公正妥当、法案の実体の運
用として見て適切にそれが運用できる
のではないか、かように考へまして御
説明いたした次第でありまして、お尋
ねのような、結局において社会的な一
つの事実としての事柄の判断は、かよ
うなプロセスをとるかと思うのであり
ますが、法案の考へ方といたしまして
は、団体のかような暴力主義的な活
動、その活動を中心にして事を処理し
て行きたいと、かような私の気持ちから
今のような御説明を繰返している次第
であります。

や否やということを確認する材料です
上。その場合において全然天理教がキ
リスト教だという場合において、それ
が同一団体ということば常識に反しま
すよ。それは認定があつて然るべきじ
やないでしょうか、その点を言うてお
る。同一性云々についての基準を聞い
ておるのですよ。

○政府委員(吉光貞吉) 伊藤さんの
御趣旨よくわかります。団体の同一性
を認定……一般的に団体の同一性を認
定する場合に、団体の目的なり団体の
性格的なものがやはり抽象的には取
上げられる。ただそれだけで以て同一
性を取上げるといふことはこの法律で
はできない。やはりそこに第二団体
が暴力主義的な破壊活動をなすような
性格なり或いは態度なりを想定してい
るといふ点が取上げられなければなら
ない。こういう意味におきまして、伊
藤委員の只今の御指摘を理解してお
るのであります。

○伊藤修君 だから私が言つてゐるの
は、あなたのおつしやる通り、破壊活
動をなすというその点が重点に取上げ
られておることは肯定します。ただそ
うもその前提において主義、主張、政策とい
うものも基準になり、役職員の同一性
というものも基準になる。名称の同一
性は勿論基準になる。当然のことです
。形態の同一性という点が基準にな
つて、それに加うに破壊活動をする
性格を持つておるという点が基準にな
るのではないか、先ほどの御答弁だけ
では足りないのではないかと、これは
を私申し上げておるのではありません。
明らかにしておかんと、あなた
のように同一性、同一性と言つてどん
どんおやりになるから、その基準が、

法廷に現れた場合において明確にな
つてない、立法する趣旨がわからな
いから、はつきりさせておく意味で
す。

○政府委員(吉光貞吉) よくわかり
ました。その御趣旨で参ります。
○伊藤修君 その問題はこの程度にし
ます。

これは小さな問題ですが、飛んで二
十三條第二項の決定書の謄本の送付と
は如何なる方法でせられるのですか。
これはちよつと本法では明確でないで
すよ。なぜこんな小さな問題をお尋ね
するかという、これは御承知の通り
この條章によつて、二十四條第一項に
よつて決定の効力発生要件になつてお
るわけですね。そうすると非常なボイ
ントになるわけですね。重点になるの
ですから、その送達方法というものが明
確でないという重要な大きな問題が
出て来るわけですね。これがポイント
で、効力がいつ発生するか、この送達
方法というものが本法では明確にされ
ていないのですが、而もその決定書に
よつて重大な結果を招来するのです。
してみますればその送達が如何にして
なされるかということがはつきりして
おかんと、規制の最終段階の基
準ですから、この点はどういふお考え
の下に本法の上に掲載する必要がある
か、欠除しておるのか、又欠けてお
るれば如何にして賄ふつもりか。

○政府委員(關之君) 決定の効力の発
生の問題であります。これは次の
第二十四條であります。これは次の
書を却下し、又は棄却する決定は、決定
書の謄本が公安調査庁長官に送附され
た時」と、そうして「第四條第一項又
は第六條の処分を行う決定は、前條第

三項の規定により官報で公示した時、
そのときに効力が発生することに相成
つてゐるわけですね。そこで二十三條の
二項であります。これはかような
措置によりまして決定が効力を発生す
るのであります。それが、それに加えて、
この二十四條のすべての場合におきま
して調査庁長官と当該団体に決定書を
送付して行つて。この送付の方法につ
きましては、法律の建前といたしまして
は、郵便とか或いは使便を派して届け
るとか、各種の便宜な方法がここに考
えられるのであります。これらの点に
つきましては委員会のルールにおいて
適当に又最も送達が適切に行われるよ
うな方法が規定されると存するのであ
ります。

○伊藤修君 そのときにおいてやるの
では困るのです。それはどうするか
というのを聞いておるのです。少く
ともその謄本の送達によつて効力を生
じて来るのですから、官報の場合は問
題ありません。官報で公示した場合
は、謄本の送付によつてこの効力が生
じて来るのですから、送付の責任は、
手続は、認定の場合における手続のよ
うな規定がどこかに必要であると思
うのです。これは本法において賄ふな
いけれども、ルールによつてその適切な
確実な方法を明確に規定するといふな
らばいざ知らず、そういう考えだけで
は困るのです。

○政府委員(關之君) 送付されたとき
に決定が効力を生ずるのは二十四條の
一項だけの場合でありまして、公安調
査庁長官に処分を却下し、棄却
の決定が送付されたときに効力が発生
するのであります。この場合は公安調
査庁長官でありまして、役所としてす

でに場所的には近接した場所にあるま
しうし、相当なる方法がとられて、
過ちなく事が行われると思つてあり
ます。その他の当該団体に對する送付
であります。これも先ほど申し上げ
たごとくに送達されるような適当な方
法によつて行われる。かような点は
ルールにおいて定められるものと思
ふのであります。大要言葉が同じよう
に御答弁になりましたが、さうなふ
うに只今のところは考へている次第で
あります。

○伊藤修君 思うだけじゃいかんとい
うのです。されるのかされないのか、
聞いておるのです。今私が指摘した運
り、あなたが御答弁になつた通り、第
二十四條の一項の場合においては、そ
の送達ということが重要な意味を持つ
て来るのですから、ルールのうちで必
ず規定するといふならば、これは本法
において賄ふないけれども、ルール
のうちで必ず規定するとおつしやるなら
非常に肯けるのです。ただ思うだけ
では困るというのです。

○府府委員(關之君) これは委員会の
ルールにおいて当然規定せらるべきこ
とである。かように考へる次第であ
ります。
○伊藤修君 第二十四條の第二項の決
定の取消し、又は変更の規定、これは
第六條の規制と第四條の規制とを振替
えることもあり得ると思ふのです。そ
れは当然規定で予想してゐると思ふの
ですが、第四條の第一号乃至第三号を
互いに変更するといふ場合も含むのか
どうか、これはちよつと疑問なん
です。

○政府委員(關之君) 決定につきまし
ては、この法案の建前としてすべて委

員会が自主的に決定される。公安調査庁の長官の請求はただ四條か六條を區別してやる、そして六條を區別した場合には四條だけができる、その四條を請求した場合には六條の処分は委員会ではできない。かような制限以外、委員会におきまして審査の結果、その條件の範囲内において自分の適当と思つた規制ができるわけでありませう。そこで

○伊藤修君 一、或いは公安調査庁長官のほうにおいては一号の処分が適当で……これは非常な極端な例でありませうが、適当であつた場合には、これはそういうことには拘束されないで、委員会におきまして二号処分が適当である、かように考えれば二号処分を委員会ができる。要するに委員会が自主的にできるというふうに相成るわけでありませう。

○伊藤修君 そうすると四條の規制の場合において、委員会が適当と認める場合においては、一号という請求があつても二号若しくは三号と、自由に適当な規制ができる、こう解釈してよろしいですね。

○政府委員(關之君) 法案の建前として、これはさうなことに相成るのであります。

○伊藤修君 第三十四條に「公安審査委員会の決定の全部又は一部が裁判所

で取り消されたときは、」こうあるのですが、これは決定の一部の取消しということがここでも示されているのです、どういふわけですか。

○政府委員(關之君) これは行政事件訴訟特例法に裁判所にその取消し又は変更ということが書いてあるものでありませう、その趣旨から申しまして、その取消し又は変更というけれども、こ

れは一部の取消しだというよりなことなものでありまして、さうな場合が訴訟特例法の上から見て考えられますので、それをここで三十四條にかように表現をいたしたのであります。

○伊藤修君 第四條の処分におきまして、例えて申しますならば二号の機関誌を四月の期間内において規制処分を加えた場合に、裁判所におきまして一切の証拠によつて四月は相当でない、これを一月が相当であるような場合には、やはり一部の取消しであつて、行政事件訴訟特例法の変更というのに當るであらう、かように考えるのであります。

○伊藤修君 そうするとさういふ取消しは、私は法文の上では三十四條の第二項の場合だけを指すのかと思つておつたが、さうでない、それ以上を含むわけですね。それ以外の場合も含むわけですね。あらゆる場合が想定される、かういふふうに解釈していいのですか。

○政府委員(關之君) あらゆる場合と申しまして、結局行政事件訴訟特例法の第一條に「取消し又は変更」ということが書いてありますからして、変更の意味があつた場合は三十四條でも含まれておる、かように考えておる次第であります。

○伊藤修君 この決定に対しては官報で公示することになつてゐるが、そうしたら変更のあつた場合には官報の公示をするのかしないのか、本法では明らかでない。これはどうですか。

○政府委員(關之君) 今の御説明の言葉が不足したのであります。一部は、一部の取消しはこれは変更に當るのではないというふうに考えておるのであ

ります。そこで裁判所において取消し、変更をしたすべての場合を三十四條は含んでゐる。或いは統一されたほうが適當であつたかとも考えられますが、一応これで賄ふやせんか……裁判所において取消し又は変更されたすべての場合に三十四條で公示いたすことになりませう。

○伊藤修君 今の御説明はちよつと無理じやないですか、三十四條の表現で一部……どこに入るのですか。一部が裁判所で取消されたとき、これに含めるというのですか。変更ということを含めてしまふ解釈をとるということですね。ちよつとそれは得手勝手じやないかな、佐藤さんさういふ用語例があるかしら。

○政府委員(佐藤達夫君) これは私たしか用語例があつたかと思つております。要するに行政事件訴訟特例法に言ひ変更ということは、言い換えれば一部の取消しのことであるということは大體通念となつておるのであります。

○伊藤修君 それは一部の取消しという用語例は、私はさういふ意味に使わないのです。それは変更したということとは意味をなさぬことになる。やはりこれはあなたが例を挙げて、支持するといふ意味でおつしやつてゐるのでしやうが、あなたが仮に立案するとすれば、當然法制局としては、一の取消し又は変更ありたる場合に、かういふ表現を用ひなくちやならんと思ひます。立法論としてはさうすべきじやないでしやうか。あなたが立案すれば実はきつとさうお書きになると思ひます。これで賄ふというのには賄ふで仕方がないのですけれども、私はさういふ立法例はちよつと不親切だと思ひし、

さういふことはあり得ないと思ひるのであります。

○政府委員(佐藤達夫君) 私の申し上げましたのは、丁度最近この関係のことを書いた論文がありまして、この行政事件訴訟特例法に言ひ変更ということの一部の取消しのことであるといふようなことが一般の學者の考へのようになつておると思ひましたので、當然なことだ、決してそれは間違つたことではないと思ひます。ただ表現のやり方、言葉の使い方はいろいろ御批判があると思ひます。

○伊藤修君 こいばまあ質問じやありませんが、先ほどから大野君がちよつと五分ばかり委員外質問をしたいとおつしやるので、ちよつと私も五分ほど休憩します。

○委員(小野義夫君) 大野君から委員外質問の要求がありました。これを許すことに御異議ございせんか。

○委員(小野義夫君) 御異議ないと思ひまして、大野君。

○委員外議員(大野幸一君) 家は本日法務總裁に対して一つお尋ねしたいことがあるのであります。

久しい間どうも私は不満に思つておりましたのは、去る五月六日の参議院本会議場におきまして法務總裁は例のメーデー事件の報告をなされた中に、先ず速記録によつて讀上げますと、國務大臣木村篤太郎君登壇されまして、「去る五月一日のメーデーにおきまして騒擾事件の概略並びに被害状況、その後の取締状況並びに背後關係について御報告申上げた」と思ひます。」とありまして、中略いたします

が、その中にさういふことをあなたが

言つておいでになる。「先ず東京都内におきまして騒擾事件の概況について申上げます。今回の中央メーデーは、明治神宮外苑絵画館前を会場としたしまして、午前十時三十分頃からいよいよ統一メーデーとして催され、極めて盛大な行事が行われましたが、大会の中途におきまして、石川島労働員三十名を初めといたしまして、全學連、職安細胞員ら約百名が突如相次いで演壇に殺到し、不法にもスピーカーを占拠し、参会者に対し、実力を以て人民広場へ行こうなどと激烈な口調で煽動いたしました。」さうあなたはさういふところを聞いておつておる。ところがこれを聞いておつた全議場の同僚議員恐らく一人も残らず、これは特にあなたは「スピーカーを占拠し、参会者に対し、実力を以て人民広場へ行こうなどと激烈な口調で煽動いたしました。」とおつしやつたのでありますから、素直に聞きまして、多数の参会者に煽動するためには、とてもああいうメーデーのような大会場で口頭で言つたつて、スピーカーなくして煽動なんというものはなか／＼できるものではありせんから、あなたが「不法にもスピーカーを占拠し」と言つた言葉は、これはスピーカーを使用して、さうして参会者に対して人民広場へ行こうと煽動した、私はさう思つたし、同僚皆に聞きましてさう思つたのである。

ところが丁度幸運なるかな、第一の質問に立ちましたのが社会党第四控室の重盛君であつたのであります。彼はその点についてさういふ報告について、その反駁をいたしまして、初めて我

我はああさうであつたかと思つたのであります。彼はさう言つておるのであ

ります。そこで裁判所において取消し、変更をしたすべての場合を三十四條は含んでゐる。或いは統一されたほうが適當であつたかとも考えられますが、一応これで賄ふやせんか……裁判所において取消し又は変更されたすべての場合に三十四條で公示いたすことになりませう。

○伊藤修君 今の御説明はちよつと無理じやないですか、三十四條の表現で一部……どこに入るのですか。一部が裁判所で取消されたとき、これに含めるというのですか。変更ということを含めてしまふ解釈をとるということですね。ちよつとそれは得手勝手じやないかな、佐藤さんさういふ用語例があるかしら。

○政府委員(佐藤達夫君) これは私たしか用語例があつたかと思つております。要するに行政事件訴訟特例法に言ひ変更ということは、言い換えれば一部の取消しのことであるということは大體通念となつておるのであります。

○伊藤修君 それは一部の取消しという用語例は、私はさういふ意味に使わないのです。それは変更したということとは意味をなさぬことになる。やはりこれはあなたが例を挙げて、支持するといふ意味でおつしやつてゐるのでしやうが、あなたが仮に立案するとすれば、當然法制局としては、一の取消し又は変更ありたる場合に、かういふ表現を用ひなくちやならんと思ひます。立法論としてはさうすべきじやないでしやうか。あなたが立案すれば実はきつとさうお書きになると思ひます。これで賄ふというのには賄ふで仕方がないのですけれども、私はさういふ立法例はちよつと不親切だと思ひし、

さういふことはあり得ないと思ひるのであります。

○政府委員(佐藤達夫君) 私の申し上げましたのは、丁度最近この関係のことを書いた論文がありまして、この行政事件訴訟特例法に言ひ変更ということの一部の取消しのことであるといふようなことが一般の學者の考へのようになつておると思ひましたので、當然なことだ、決してそれは間違つたことではないと思ひます。ただ表現のやり方、言葉の使い方はいろいろ御批判があると思ひます。

○伊藤修君 こいばまあ質問じやありませんが、先ほどから大野君がちよつと五分ばかり委員外質問をしたいとおつしやるので、ちよつと私も五分ほど休憩します。

○委員(小野義夫君) 大野君から委員外質問の要求がありました。これを許すことに御異議ございせんか。

○委員(小野義夫君) 御異議ないと思ひまして、大野君。

○委員外議員(大野幸一君) 家は本日法務總裁に対して一つお尋ねしたいことがあるのであります。

久しい間どうも私は不満に思つておりましたのは、去る五月六日の参議院本会議場におきまして法務總裁は例のメーデー事件の報告をなされた中に、先ず速記録によつて讀上げますと、國務大臣木村篤太郎君登壇されまして、「去る五月一日のメーデーにおきまして騒擾事件の概略並びに被害状況、その後の取締状況並びに背後關係について御報告申上げた」と思ひます。」とありまして、中略いたします

ります。「もう一つ、先ほど報告せられた神宮外苑におきましますところのメーデーの演壇を占拠して、そうして一部不穩分子が宮城前広場を使用することを叫んだと言われておりますけれども、どこでお調べになつたか知れませんがこれは事實無根であります。たまたま私は、当日の木村法務總裁のいわゆる暴徒と言われる石川島勇組を初めとするところの全學連の一部が壇上に押しかけて参つたときに、たまたまメーデー実行委員の一人として議長をしておつたのでありまして、これが壇上に上りまして、壇上の器物で破壊したり或いはマイクを奪わんとした事態が起つたことだけは明瞭でございますけれども、この次です。「マイクを奪つて、そのマイクによつて宮城前広場を使おうとして行動した」ということは全く偽りでございます。こう言つてゐるのである。法律家じやなくて、占拠という意味を、重盛君は労働組の出身者であつて、決して法律家でないであります。併し彼はこういうふうに受取つてゐる。「マイクを奪つて、そのマイクによつて宮城前広場を使おうとした」ということは全く偽りでございます。これはこの通りに解釈するのは当り前なんです。全同僚議員皆こういうふうに解釈した。

あるのであります。こういうふうに言つてゐる。あなたはマイクをこわしたというのを、マイクを占拠した、こういう言葉で言つてゐる。あなたが法律家でないければ、いたしかたないかも知れない。ところが占拠という事實、法律家である者は、占拠という字は、そも／＼人の支配権を奪つて、支配を排除して、その支配を自己の支配内に置くことであります。マイクを占拠したというのなら、人が使つてゐたマイクの支配を排除して、自己の支配内に置くのならば、それは使用したと思ふのは当り前でしょう。あなたはこういう言葉を引かれておるので、これは長年あなたも弁護士として、裁判所をこまかして、或いは偽証にかからない程度で、裁判所に対して偽りを言つてゐると聞いていた。裁判官だつて、確かにマイクを使つたものと思はれる。

天網恢々疎に漏らず、それが丁度一の質問に立つたのが、重盛君だつたからよかつた。これは違ひじやないか、こういうふうに私は思ふ。そういうあなたのようなテクニクが、この破防法を通じてなされていられないかということなんです。先ずこの占拠の意味といふことはどのように解釈してゐるか、それとも申訳なかつたというのか、それともあなたはマイクをこわしたのだとあるといふことをちやんと言つていながら、堂々とマイクを占拠して参会者云々といふことを言われたのか、どつちなのか、事實を知つて言われたか、それをちよつと承りたい。それから破防法を全委員がこれほど熱心なる質疑応答を通じて、こういうテクニクはありやしないか、それをあなたに伺いたい。

○國務大臣(木村篤太郎君) メーデーの事實については、私は見聞したことはないのではありません。はつきり申し上げます。私自身はあの広場へ行つていません。すべてその当時の調査すべき者が行つた、その報告によつてやつておるのであります。一応の報告でありまして、或いはあなたの仰せになつたように、事實は相違しておるかも知れませんが、ただ私は責任大臣としてとにかく部下の報告によつてそれによつて議會に報告したのであります。それで占拠といふ文字は勿論今御指摘の通り、そこにある自分のものではないものを使つたといふ意味であります。自分が持つて行つてそれを使つたのではなくてそこにあるものを使つたといふ意味であります。さうに御了承願ひたいと思ひます。

○委員外議員(大野幸一君) そちらと重盛君が、このマイクを奪つてこれによつて宮城前広場へ行こうとして行動したといふように解釈してゐるのは、さう解釈されても止むを得ない、又多数の同僚議員がさう解釈しても止むを得ないといふことだけは、お認めになりますか。

○國務大臣(木村篤太郎君) 無論重盛君はその場に行き会つておつてそれを見聞されたのであります。それから又私の報告も私は架空のものではないと考へております。すべてその当時行つた者がつづきにその当時の事情を見聞して報告してゐるのであります。併しここで私は率直に申し上げます、いづれが真なりやわかりません。併しながら重盛君が議長としてその席におられたのでありますから、その見聞は私は偽りとは申上げません。恐らく事實であらうかと思ひます。そこに相當齟齬を來しておるわけでありまして、併し私はその当時全く見聞はしていません。このことは事實であります。ただ部下の報告によつてそれを申上げたというに過ぎないのであります。

○委員外議員(大野幸一君) 自分は見聞してないし、部下の報告によつて本會議に報告したということですが、それじやあなたがこの報告中に「スピーカーを占拠し、参会者に対し」と言つたときの気持は、自分はやはりスピーカーを使つてやつたんだという氣持で報告してゐたのでしょうか。

○國務大臣(木村篤太郎君) 無論さうではありません。その報告に基いてやつたのだから、それは真実なりと考えたのであります。

○委員外議員(大野幸一君) マイクを使つてやつたのだとあなたは誤解されておつたのでしょうか。

○國務大臣(木村篤太郎君) それはマイクを使つてやつたという報告がありましたから、それに基いて言つたのであります。

○委員外議員(大野幸一君) 然らばどうしてあなたは答弁に際して「私はマイクと言つたのではないのであります。マイクを占拠したのである。マイクをこわしたのである。なぜこの占拠の意味を、こわした意味にあなたは誤解されたか、そのときなぜあなたは素直に、初めはさういふつもりであつたけれども、重盛君がさう言へばさうであつたでしょうと、それだけの素直さがあつていいんじゃないか。議場の者は皆ごまかされておるということになります。参議院議員を皆ごまかして而もあなたは詭弁を弄して逃げたということになる。自分もマイクを使つてやつたといふつもりで報告したつて、それを突かれたときには、マイクをこわしたのである。さう言つて平然として答弁をするといふことはいない。その正直さのなかつたことに私は非常に不快を感じたのである。

私は大体この前、本會議のときに、講和国会の代表質問の場合に、大體法務總裁は私から言わせれば、暴力団的なことを持つてゐる、だからあの法務總裁だけは代えてもらふといふ念願を持つておつた。さうして私は強く迫つて幸いに弁護士のおあなたがなつたことは、よりよくベターになつたと思つてゐた。ところがあなたは今度は、智能犯を犯すやうな人になる。そこでどうもこの破防法を通ずるところの全部の質疑応答がこの式のテクニクがあつてはいかん。長年の間裁判所へ出入りされて裁判所をごまかすことはあつてもいいけれども、我々をごまかされたり、將來もこの立法のやりとりの言葉をごまかされては困るから私は言うのです。どうも恐縮だと思ひませんか。それを言つてもらわなければいけません。たつとも腹の虫がおさまらん。(笑聲)

○國務大臣(木村篤太郎君) あとの言葉は私は誤りであつたと今率直に申し上げます。事實は私は見聞してゐない。ただ部下の報告によつて申上げたのです。重盛君の答弁に対して誤りあつたことであらば、私は率直にそれは誤解であつたと申上げます。(五分間が大分長いようですが)と云ふ者あり。

○委員外議員(大野幸一君) そりゃ急ぎなさんな。今日で上る。(笑聲)

○委員外議員(小野義夫君) 我々は直接審

議に關係しておることなら拜聴するけれども……。

○委員外議員(大野幸一君) これは大切なことではない。言葉のやりとりは多いけれども、これは大切なことではない。これから問題になるのはこれです。

それから報告した人は誰でありますか。報告されたのは誰でありますか。こういう重大なる総裁の報告書を書かれた人は誰であるか、ろくすつば調べもしないで。それは一つ明らかにしておいてもらいたい。

あなたは最後にメーデー事件とは關係がないとおっしゃるけれども、最後に臨んで結論としては「種々な労働運動或いは大衆運動はもとよりこれを保護助成すべきであります。これに便乗して陰に陽に治安を攪乱せんとする破壊分子に対しましては、治安機構の充實強化と適切な立法措置とによつて、云々」と言つて、暗にこの破壊法に對するところのあなたはあのときのあいさつをされておるのです。だから私達から言わねば、扇動ということにはあなたこそ上手な扇動者だと思つてはいます。国会議員を全部扇動する、破壊法養成に追込むところの扇動者、実にうまいと思つて。先ほど宮城先生にお答えになつておるのを聞くと、こんなことで婦人議員を味方に入れてもらつては困る。地下の亡夫も泣かれるだろうと思つて。最後に、私委員長から注意されたからもう聞きませんが、法務総裁に對して原稿を送つて事実調査して来た報告者は誰かということだけ明らかにしてもらいたい。そこに並んでおる方、私だつたと言へる正直さはありませんか。

○國務大臣(木村篤太郎君) それは私の所に、なんびとであつたかといふことはわかりませんが、警視庁、国警、検務局その他の名によつて取調べた結果を私の所に報告して来たのであります。なんびとが私に報告して来たか申上げることはできない。合同の調査報告であります。御了承願います。

○委員外議員(大野幸一君) この辺で打ち切ります。どうも有難うございまして。

〔内村清次君発言の許可を求む〕

○委員長(小野義夫君) 五分ですか。

○委員長、とき／＼入れることはいいですよ」と呼ぶ者あり。

○内村清次君 五分も要らん。

○委員長(小野義夫君) 一分……。

○内村清次君 今の犬野君の質問にマイクの問題が出たのですが、実は私もあの演壇に上つておつたのです。その情景はよく知つておるのです。あの本会議での法務総裁の報告のうちにマイクを使用したと、こういうことは、これは非常に重大な問題だと私思ふのです。それは人民広場に行こうという緊急動議を提出するような一団だつたわけですから。この一団に對して議長団はこれを防衛した。そうして重盛君は特に當時の關係者としてマイクを使用しなかつた、と言われた。そうすると、人民広場の緊急動議の問題は、これは民主的に動議を採上げるということではなくして、自分であれを使用したといふことになる。あのメーデー参加の人数にあれを一つ放送してごらんない。これは大きな問題。その大きな問題を総裁がこれを本会議に報告になり、而もその報告の事項というものは、あなたの部下がやつた。これをあ

なたが信じた。そうすると、議場にこれを語つたときにおいて、議場の議員はこれはマイクまでつて人民広場といふことを言つたかと、こういう考が生れて来る。これと同じことのように、調査官が審理官に渡す、審理官がこれを審理する、そうして調査官の長官がこれを認定して公安審査委員会のほうにこれを提起するといふようなことになつたときに、公安審査委員会の認定といふものは、これはやはり丁度あなたが今報告につき信じたような結果に相成る。ここに私は破壊法の非常に危険さがありはしないか、こう思つておるのです。ただ今日は率直に総裁としてはその見解を謝られたわけでごさいますからいいものの、この団体規制の場合のときにおいて、そういう一方的な調査によつて審査委員会の決定といふものが非常に誤つた決定に相成るといふことにこの破壊法の欠陥がありやしないか、その点についてはどうお考えになりますか。

○國務大臣(木村篤太郎君) 破壊法につきましては、さういふ誤りのないようには、あらゆる観点から証拠を集め、殊にその対象となるべき団体につきましましてはみずから利益になるべき証拠を提起することになつております。今の私が謝つておるような、あなたが利益になる反對の証拠を出されて私が誤つておれば誤つておるということになるのであります。この法案においてはさういふ危険は毛頭もないのであります。有利な証拠はど／＼出し得るのであります。

○伊藤修君 どうも先程の佐藤君の御答弁はちよつと見解が間違つておると思つて、行政事件訴訟特別法の第

十一條によりまして「処分を取り消し、又は変更すること」とあるが、この規定はおつて、変更の場合は、一部取消といふことはさういふ表現の中には入らないと解釈することは私は当然じやないかと思つておる。ただ法律がさういふ規定をして無理に変更の場合もここに含めて解釈しようといふお考えの方だろつと思つておるが、できておるものだからなるべくこれを修正しないようにといふお考えでしようけれども、立法としてはちよつと無理の解釈じやないかと思つておる。

○政府委員(高辻正巳君) 只今の問題でございしますが、只今意見長官ちよつと席を外しておりますので、私が代つてお答えを申し上げます。行政事件訴訟特別法には、御指摘のように「行政庁の違法な処分を取消又は変更」といふふうに變更といふ文字がございしますわけでごさいます。この變更といふ文字の意味はこれは一部取消といふことに判例上も又學説上も異論がないといふことを承知しております。従つて佐藤長官がおつしやいましたのも、さういふことを基礎において仰せになつたことだと存じております。

○伊藤修君 従つてあなたの御答弁の通りに我々は法律解釈してゐるのであります。ですから變更の場合は一部取消をも含むのです。今度は逆に一部の取消の場合に變更を含むと即解釈できるかといふのです。變更の場合は一部の取消の場合も含んでゐる。これは學説、判例でございまして。だからといつてこんどは一部の取消といふ場合に變更も含むといふ解釈は出て来ませんよ、論理上。そこに無理があるのじやないか。さういふふうに解釈するならば

解釈するでよろしいがそこに無理がある。法制局ともあろうものが無理な解釈をこじつけてはいけな、無理があるならあるで、不備があるならあるでこれは私は率直に承じますけれども、さういふ先ほどから問題になつてゐるのを詭弁を弄してはいけな。法制局ともあろうものがさういふ無理な解釈をこじつていけな。いかに法律を通そうといつても、これは大したことにやないけれども立法技術においてちよつと欠けるところがあるといふことを指摘しておきます。

○政府委員(高辻正巳君) 御尤もな御質問でございしますが、これは變更に一部の取消を含むといふことじやなしに、變更といふものは一部の取消である、さういふのが學説、判例上の一定の見解であるといふふうに申し上げたつもりであります。

○伊藤修君 少くとも新憲法下におけるところの立法形態といふものは、なるたけ國民にわかるように作るというのが今日の立法の技術のあり方なんです。どこまでもさういふ考え方をもちて難解な表現方法はお用いにならんほうがよろしいという意味です。

次に第二十七條及び二十九條、ここに司法警察員とさういふ表現があります。これは司法警察職員等指定施設措置法に定めるところの特別司法警察官も含む趣旨ですかどうか。

○政府委員(關之君) この司法警察員の中にはいわゆる特別司法警察官は入つていないといふふうに解しております。

○伊藤修君 それははつきりしておいて頂かんと、若し入つてゐるといふ解釈ならば刑訴の百九十條のごとき規定

これはまあ関連して、そういう点に
触れておつた質問もあつたように記憶
するのですが、これははつきりしてお
きたいと思うのですが、第二十九條に
は公安調査官が司法警察官の行政処分
に立ち会ふことができるという規定し
ているのですが、その場合におけるそ
の公安調査官が他人の住居に入ること
ができるかどうか。当然職権をもつて
入ることができるかどうかということ
ですね。この点を明らかにして頂きた
い。

○伊藤修君　そうすると他人の住居
船舶、土地、そういうものに当然この
規定だけで侵入できるということにな
るのですね。

○政府委員(關之君) 司法警察員が暴
力主義的破壊活動からなる犯罪に關し
て行ふ押収、搜索、換証等いろいろよう
なものが人の住居において行われる場
合にそこに行つて立ち会ふことができる
と、これはこの法案でせういふことが
認められておる、かように相成るの
であります。

○伊藤修君　そうするとこの場合はその基本たるところの司法警察官が令状を持って行つた場合に限るのですね。現行犯その他には適用はないとこういふことになるのですか。

○政府委員(岡原昌男君) 刑事訴訟法
二百二十條におきまして令状によらな

○伊藤修君　だからお尋ねしておるのです。令状のある場合だけだというように、御説明になると、刑訴の場合において令状によらない差押、検証、押取押収というものがある、この場合においてもおおこれを拡張解釈してできるという御答弁をしたいんでしよう。併しちやうと無理ではないですかね、そこまですて拡大してこれを予想して書いてあるわけですか。

○政府委員(吉河光直君) 実際の場合
といたしましては殆ど行われないので
はないかと思っております。現行犯拘
人を司法警察官が逮捕する場合は、非
常火急の間に行われるような場合であ
りますので、実際問題とした殆ど行わ
れないのではなからうかと思ひます。

○伊藤修君 實際の問題は行われな
いかも知れませんが、行えるという法的
解釈をおとりになつておれば行い得る
でしょうし、行うでしょう。又行ふと

とが必至と私は考えるのです。だからその点は明らかにしておかんと問題を生ずると思う。そも／＼この法律を相定されたことが、それは根幹として最初はあなたたちのお考え方は調査員と

強制権を持たせておつた建前ですが、
従来^{（一）}の二十七條は。で、この中には旧

全、居住権というものがやはりここで、憲法に保障されたところの住居の安全に侵されることになる。令状によらない人が来てみだりに立入るといふことは、居住の安全というものがその点において根本的に蹂躪されると言つても過言はないと思うのであります。この点のお考え方、経過等はどうかということであります。

○政府委員(關之君) 二十九條につきましては、公安調査庁長官ではすべて強制権は認めない、公安調査官にはすべて強制権は認めない。併し証拠の価値判断上での証拠がどういふような状態においてあつたか、或いは現実かどうかといふようなそこに施設があり状態を形成したかということを実実に目

以て見ることは、証拠の価値判断上を
れは極めて必要である。さような意味
におきまして強制調査権は認めない
が、その証拠に現実的な価値判断を開

うるために、現実に実検の権限を保持せることがどうしても必要じゃないか、というようなことから第二十九條が出て来たのであります。

そこで考え方といたしましては、司

法警察員が適法に押収、搜索、検証を
なす、この押収、搜索、検証は刑事訴

○伊藤修君 いや、私のお尋ねしているのは、あなたがたが強制権を用いる場合においては、共に立会つてできるといふその御説明です。然らば令状による場合じやないか、こう言うのです。そういう結論になつて来るでしよう。そういう場合じやなくて刑訴の二百二十條の場合をも含むのだということになると令状によらない場合も含む、こういうことになつて来るのでその点を明確にして頂きたい。

○政府委員(關之君) この法律の建前
 といたしましては、警察員が令状によ
 つてなす場合はもとよりであります
 が、それ以外に適法に強制的になし得
 る場合も含んでいるというふうに考
 えているわけであります。

○伊藤修君　そういう意味でだん／＼拡張解釈されるとうとます／＼不安に堪えられないということになるので。そこで調査員がおよそ自分があそこの家に入つて行こうと思えば、司法

警察員を連れて来て現行犯でありとして、容易にこの二百二十條を利用してできるということになつて来る虞れもあるし、又犯罪ありとして令状をとつ

てやる場合も、これは濫用される虞れが多分にあるのです。個人の居住権の安定ということは期しがたい、こう思うのであります。そういう意味で拡大解釈されることは我々としては好ま

いということをはつきりと申上げてま
きます。

○政府委員(關之老) その設置の其の
の問題であります、これは結局その
法案を処理するに必要且つ相当の限
ということに相成ると思つてゐる
す。その期限につきましては個々の
体的な事案によりましていろいろの
短があるだらうと思つてゐます。

○伊藤修君 それは長短はあるだろ
 と。それは実情ですよ。だからど
 うするのだから聞いています。人
 の物を預つておつて勝手放題に義
 者が任意のときに還していいのだと
 か。権利者の意思にかかわらず義務
 たる国家が自由意思によつて決定す
 るというあり方か。必要がなくなつた
 ば直ちに返還するというのか。そのま

が法律では明確じゃないのですか
うするのとかとう聞いているのです
国民はあなたたちに勝手に取られた
して取られた物はいつ還つて来るか
からんというあり方じゃ困るのです
それはどう措置なさるかということ
聞いているのです。

○政府委員(關之君) 物件の領置は
するに相手方の承諾の下に行う領置
するに相手方が拒否した。この相手方

然らば提出いたしますということの要
諸が前提になるわけであります。従
ましてそのことから、若し相手方が
うしても用があるから返してくれ、
ういうふうな要求がありましてな
ば、これは勿論返さなければならん

題だと思ふのであります。そこで領置は三十二條におきまして、さつき申上げた特に事件の処理に当りまして必要がなくなりますれば、これは速かに御本人に返却するということになるのであります。

○伊藤修君 そうすると承諾のある場合において、提出するときにおいては、いつ幾日まで返して下さいという條件付で提出ができますか。

○政府委員(岡原昌男君) すべて相手の承諾、希望条件に基いてやるのであります。それから、さうなことも勿論、若し十日間に返せと言われれば返さざるを得ないと思ふのであります。

○伊藤修君 それではあなたたちの職務執行の場合においては国民はさういふことは、お上様が召し上げるということに対しては、従来御無理御尤もとして、易々諸々として提出する習慣になつてゐる、不幸にして日本の場合は、その場合において今あなたが御答弁になつた趣旨を一々記してさうして領置されますか、さういふお取扱なさいますか。

○政府委員(吉河光貞君) その点につきましては、只今御質問のような趣旨を職務規範等において徹底したいと考えております。

○伊藤修君 なお還付の期日はいつ幾日に返すという事は事実上できないことです。やはり必要なくなつたら直ちに返還するといふことは、ルールの上においてはつきりしておくべきだと私は思ふのであります。だからさういふ処置をあなた方に促しているわけでありま。あなたたちは、さう思ふとかさうしよう、さういふだけじゃいかんから、国民に約束する上において

ルールの上においてさういふ点は明確にしておいて頂きたいと思ふのであります。

○政府委員(岡原昌男君) 大変結構な御趣旨で明確にその点をいたしたいと思ふのであります。

○伊藤修君 この質問のうちにちよつと片鱗が出ておつたのですが、本法の第三十八條、刑法にある予備、陰謀、教唆又は扇動を罰するといふことになつてゐるのです、これらは未遂罪を罰しないといふ、それを伺つておきます。

○政府委員(岡原昌男君) 予備、陰謀、教唆、扇動を罰して、これらの未遂罪を罰しない理由は、刑法では大体その手当がございますので、ここには刑法の規定以外のものを取上げて規定した。かような趣旨でございます。

○伊藤修君 さうすると本條の各罰則についての未遂罪以外に附する必要はない。さういふ基本的な考えですね。次にお伺いしたいのは予備、陰謀、教唆、扇動の未遂といふものは考えられるのですか、考えられないのですか。

○政府委員(岡原昌男君) 観念的にはさういふことと申しますが、実際問題としては殆んど考えられないのではないかと、かように私は考えております。

○伊藤修君 さうすると予備、陰謀、教唆の未遂の状態にあるものは放任行為といふことになるのです。

○政府委員(岡原昌男君) 予備、陰謀については未遂は問題ございせんと思ひますが、教唆、扇動についてこれを独立罪として規定した場合において、この独立罪に対する教唆或いは未遂或いは従犯の観念があり得るかとい

うことについては、観念上はあり得る、但し実際問題としては例えはその教唆といふふうなものが、刑法六十一條の關係でさうなるのか、或いは教唆自体が、もうすでに独立として考えられるのかといふ問題になります、理論としては二つに分けて考え得ると思ひますけれども、実際問題としては実益のない事柄である、かように存する次第でございます。

○伊藤修君 いやここで認めたところの教唆又は扇動罪ですね、これは独立罪となりますけれどもその場合において、刑法の総則の教唆がかぶつて来るかどうかわかりますか。

○政府委員(岡原昌男君) この問題は刑事特別法の際にも同じ問題が提起せられましてお答えいたしておいたのでございしますが、理論的には勿論かぶつて参ります。但しそれが実際問題としてどうなるかといふことになります。

○伊藤修君 刑法第六十一條第二項の規定の解釈上すでに大体において判例上統一したことに相成つておりました、教唆の教唆は教唆とするという見方については、ほぼ一定した裁判上の見解でございします。

○伊藤修君 さうするとこの本法にいう教唆に對しまして、刑法総則の教唆が成立し、且つ又刑法総則にあるところのその教唆も成立するといふことが理論上出て来るわけですが、さういふ解釈でいいのですか。

○政府委員(岡原昌男君) 理論的にはさういふことに相成ります。

○伊藤修君 実際罰するところの事例を一つ伺ひたい。

○政府委員(岡原昌男君) およそ教唆といふものがさういふ性質を持つているかといふ問題にかかわつて来るのでございしますが、一つの犯罪行為を誰かをしてやらせようという意思がある、本人の意思のみならず行為によつて外部に表現される、この段階からして本人の危険性が具体化し同時に現実なものとなつて来るわけではございませう。それが一人の段階を経て或いは二人の段階を経て、結局実行行為までなる、つまり実害が生ずるかどうかといふ問題に關するわけではございませうが、この点につきまして、いわゆる刑法上二つの議論がございします。そこで私もは刑法上の議論が如何ようともあれ、とにかく一つの重大なる犯罪につきまして、本人の危険性が外部に顯著に表現されたその段階を以て、単に内心的な思想の傾向といふ問題ではなくてこれが外部に具体的に現れたといふその段階において、事を律するのが最も妥当であらう。従つてそれが時の経過に従ひ或いは事情の前後に伴ひまして一人又は二人、三人を通して実行される場合もあり、或いは実行されない場合もあるわけではございませうが、それらについて観念的には先ほど申しました通り、いろ／＼教唆の教唆の教唆といふたやうなことが考えられるのでございしますが、実際に本人の主観的な要件としてこれを見ます場合には結局一つでございします。

○伊藤修君 それは一番問題になる基本の教唆、刑法の總則にいう教唆が基本になりました場合は、或いはさういふことも言ひ得るかと思ふのです。即ち正犯が実行行為をしなかつたならばその教唆は成立しないのですから。さうでなくして、本法の教唆といふものは、正犯が実行行為をするか否にかかわらず、独立罪として教唆が成立するといふことは、さうした危険の内容を持つところの意思表示が外界に現われたといふことが犯罪構成要件になるわけですね。それだけで以て本法においては直ちに教唆罪が成立する。而してこれに總則の教唆といふものがかぶつて来る。この教唆は第一教唆の意思表示をしたといふことが正犯、実行行為といふことになると思ふのですが、さうではないですか。さうしてこの教唆の又教唆、總則にいう教唆の教唆、第三段階の教唆といふものはやはりこれにかかつて来ると思ふのですが、さうですか。

○政府委員(岡原昌男君) つまり独立犯たる教唆といふものが、刑法の六十條のいふやうな教唆といふその性質上若干の違いがある。と申しますのは、この教唆に基いて或る実行行為がなされない場合においても、これが処罰され得るといふ点について差別があるわけではございしますが、その教唆に対する教唆の教唆、或いはその教唆に対する教唆といふたやうなことになるにしても、事は結局刑法第六十一條の二項又は一項の解釈の問題になるわけではございします。これは主観的な要件から申しますと、全く先ほど申しました通り、その本人の危険性といふものが外界に現れた段階が一人の人を経てやうやうが、或いは二人の人を経てやうやうがそれは結局同じことだといふことおられます。現在において判例がさういふ六十一條第二項に關する態度が出て参るわけではございします。従いまして、只今のような場合もすべて統一して律すべきものと、かように考えるのでございします。

○伊藤修君 そういたしますと、問題は今後基本の犯罪として扇動という場合において、扇動の教唆の教唆というものが認められるわけですね。これも理論上認められると思うがどうでしょう。

○政府委員(岡原昌男君) 理論的な問題としてはさうなことに相成るわけでございます。

○伊藤修君 そうした場合において、最後の教唆、教唆の教唆、扇動の教唆の教唆、この教唆者が処罰される犯罪構成要件というものは何になるか。

○政府委員(岡原昌男君) その扇動の教唆の教唆、二度目の教唆の教唆と申しますのは、恐らく刑法六十一條二項の關係の教唆の教唆だろと思ひますので、これにつきましては従来の判例に従ひまして、これは扇動の行為が具体的に発生した場合において初めて得し得る、がよくなことになるわけでございます。

○伊藤修君 そうするとその扇動の行為、いわゆる事実的にいいますれば、最初の意思表示と最後の教唆との間に不一致があつて因果關係が認められない、或いは類推して認められる場合もあるでしょうが、どの点まで認定できますか。

○政府委員(岡原昌男君) その場合は全く刑法における六十一條二項の關係で、例えば或る者が或る犯罪を教唆した、然るにその者が何か誤解するが、或いは何かの事情でその犯罪態様を変えたという場合にどうなるかという問題と全く同一でございます。結局その間に本人と意思の連絡があるかないかというものを具体的に判定してこれをなす、かようなことになるかと思ひます。

○伊藤修君 意思の連絡というのは、最初の教唆者の意思に基いてその通りの意思の連絡が最後に到達するという必要を生ずるのか。最初の教唆者の予期しない最終扇動者のところへその意思が伝達されておつて、自分の企図していない予想もしない人が扇動された場合にはどうなるのですか。

○政府委員(岡原昌男君) この問題は教唆者が中に入り込んだ場合の因果關係の中断、因果關係の中断ということに言葉としては不正確だと思ひますが、俗に因果關係の中断として論ぜられておる問題でございます。その中断において或る別の意思が働きまして、その犯罪の本質的なものに影響をもつてくる、例えば人を殺すとかという犯罪について教唆した場合に、あいつは憎いから殺すのだ、殺してくれと言われたが、本人は憎いけれども火をつけてやれというような場合において、これは教唆が全然成り立つてない。かような場合でございます。ただこれを殺してくれというのが或いは本人を含めて一家皆殺しにしようということになつた場合に、この教唆が成立するかしないかという問題と同じような關係になるかと存じます。

○伊藤修君 それではこういう場合はどうですか。その教唆の教唆者が甲という人間に扇動をなさしめようとした、ところが教唆の教唆者の考へておる人間とはずれて、団体の構成員その他の人が、団体の構成員というのはいくらあります、他の人がこれを扇動したという場合にはどうなりますか。

○政府委員(岡原昌男君) 教唆の内容が具体的に例へばこの人間でなければ犯罪をやつては困るというふうな教唆

の仕方の場合もございましょうし、或いは誰でもよいから一つやつてくれというふうな教唆の場合もあると思ひます。それで最初の教唆者の主観的なものとしたしましては、これは誰がやつてもとにかくあいつが、例えば殺人ならば被害者が死ねばよいというふうなことであつた場合には、これは本質的なものではございせんし、又さうでない場合には本質的なものとして、この教唆の意思の中断があるという場合もあるかと思ひます。

○伊藤修君 あらうかではちよつとわからぬ。

○政府委員(岡原昌男君) 具体的な事情によつて違ひますから……。

○伊藤修君 その場合において結局今あなたの説明の中に実行行為があればこれは問題ないのです。実行行為でなくして扇動行為というものが独立罪として認められる以上、その扇動の行為の内容が教唆者の教唆の意思と一致しておればよろしいです。一致してない場合にはこれは問題だと思ひます。又その相手方が団体に属しておる、団体の何者がやつてもよいという場合には、包括的にそれは扇動の教唆として認められるかも知れません。

○政府委員(岡原昌男君) それは当初に申上げました、要するに当初の教唆者がその誰それというものが必ずやるということを前提としたしまして、それ以外の者がやつた場合にはおれは責任を負わんというふうなつもりにおいてこれをやつたというふうな場合において、それがはつきりいたしますれば、勿論その教唆の責任は繋つて行かない、かような趣旨でございます。

○伊藤修君 いずれにしても、この扇動罪を独立罪とし、教唆罪を独立罪とするという結果、理論上広範囲に犯罪人ができるということが予想されるのです。理論ばかりの問題でなく實際上の具体的事案に対しては、あらゆる拡大して法網の下に全部一網打尽にできるというあり方だということをしては明らかにしておく意味でお尋ねしているのです。特審局はどうです、そつてやつておるのじやないですか。

○政府委員(吉河光貞君) 只今検務局長が、理論上の問題として刑法の一般共犯が扇動罪に適用される形を御説明申上げたのでありますが、私どももいたしまして、教唆者がみずから扇動をやらずして他人にやらせるという行き方はやはりいかにと、これはやはり刑法の規定がその教唆に適用されてございまして、すべての人をできる限り処罰したいという行き方ではなくして、實際にみずから扇動をやるというこの代りに他人をしてやらせるというふうな行き方は、やはりその教唆行為についても科罰性ありというふうな考へておるわけでございます。

○伊藤修君 特審局もそこまで拡大して運用されることを希望しておられるように考へられるのですが、その考へ方自体が本法に対する国民が危惧の念を抱く大きな原因の一つともなうと思ひます。元來かような犯罪に對しましては、刑法典において定めるところの教唆といひ、予備、陰謀、幫助というように、あらゆる場合を想定して刑法が規定しているにかかわらず、本法において刑法の根本的概念を破壊して、さうしてここに教唆、扇動の獨立罪を設けて、從つて刑法の總則がこれにかかつて来て、より以上拡大されてこれが運用される虞れが十分あるという点を私は指摘しておきたいと思ふ。次にお尋ねしたいのは、この法律の建前として証據關係について認定基準といふものが少しも明らかになつていないのです。ところが、本法によつて証據關係が認定される、それによつてすべて規制されるということになつておるのですが、例えば唯一の自白を認めるとか、或いは唯一のスパイの証據を以てこれを規制するとかいうことに対するところの適切な基準といふものがこれに設けられていないのです。極端な場合を想像いたしますと、特審局員の人々が馴れ合ひで誰れが破壊活動をしていふという供述をする、その唯一の証據を以てその団体が破壊活動団体と認定されることも想像されるのです。又本人の自白が唯一であると、他に何もなしという場合も考へられるのです。さうした場合においてそのいわゆる唯一の証據でこの規制が行われるかどうか、立法趣旨がどこにあるのか伺つておきたい。

○政府委員(岡之君) 証據の問題はお尋ねのごとくこの規制におきましても重要な問題であるわけでありまして併しこの法案におきましては行政の処分、処置として行われることと、さうしまして又結局においてこの訴えは民事訴訟法によつて行われるというよう

な建前に相成るわけでありますからして、それらの点から考察いたしました。特にお尋ねのような刑訴その他に規定されるような厳格な制限というものを設けなかつたのであります。併し実際の問題といたしますならば、かような活動があつたのだというふうに認められる証拠は、もとよりそれは合理性がなければならぬのであります。さような合理性に基いてすべての証拠の種類、判断というものが與へられて規制が行われるということに相成るのであります。

○伊藤修君 私はこの法律の建前として、少くともかような重大な事項を決定する以上は、唯一の自由若しくは唯一の証拠を以てしてはならないという規定が欲しいと思つたのです。不幸にしてこの法律の面にそれが現れておらないようですから、この点に対しては私は今日の段階としては、修正されるならばともかくとして、修正されないとなれば、これはやはり事案その他の上において厳としてこれは慎まなければならぬと思つた。単なる一つの証拠ですべてを決するということ方はよくないと思つたが、これはどういうふうな御処置になるおつもりですか。

○政府委員(關之君) 証拠のほうの問題につきましては、さつきも申し上げたように、基本としては大抵民事訴訟法の原則、これが結局におきまして民事訴訟法によるのであります。かような趣旨によつてその判断をする、この証拠の問題を考慮するということに相成るのであります。今お尋ねの唯一の自由という問題はあります。が、もとよりこの規制などの重大な問

題についての認定といたしましては、ただそれだけで以てかようなことをするということとは、私どものほうとしてはこれは運用上におきまして考えることができないのであります。誰が見ても合理的にこれだけの証拠があれば認められるという証拠でなければ、とてもこの規制はかけられないものというふうな考へておられます。○伊藤修君 そういふお考え方はわかるのですが、お考え方をどう国民に約束されるかということに聞いているのです。

○政府委員(關之君) 唯一の証拠、唯一の自由という問題につきましては、御趣旨の点を規則その他に明示したい、かように考へております。○伊藤修君 まだ不十分でありますけれども、何らかの方法によつて明示されれば一つの職務執行の基準になりますから、それでも一つこの点を承しておさざるを得ないのであります。公安審査委員会設置法第十二條の委員補佐の任命は誰がやるのですか。○政府委員(關之君) これは国家行政組織法の規定によりまして公安審査委員会の委員長がいたすことに相成るのであります。

○伊藤修君 そうするとこの委員補佐というものは一般職ですか、特別職になるのですか。○政府委員(關之君) これはこの任命の方法から見まして、非常勤の一般職ということに相成るのであります。○伊藤修君 そうすると国家公務員法が適用になるわけですか。○政府委員(關之君) 原則として服務その他については公務員法の適用があ

るのであります。○伊藤修君 これはこの間秘密会に聞いてゐる、御説明を聞いたのです。が、そのとき聞き漏らしたのですが、たしかおつしやらないと思ひました。が、情報提供者のうちで、公務員若しくはその他の者でもありましたが、例えば警察官が情報を提供した、これには謝礼を出しますか、出しませんか。○政府委員(吉河光貞君) 警察官を一般の情報提供者として取扱つたことはございせん。○伊藤修君 いや、若し情報を提供した場合に出すか、出さんかというのです。

○政府委員(吉河光貞君) 遠慮したいと思ひます。出さないようにしたいと思ひます。○伊藤修君 今遠慮とか出さないようにしたいとかいうことは「したい」と思ふだけであつて、するかも知れないのだと思ふ。そこはあなたも検事をやつておつたからそういう言葉ではよくできなかつた。しないというのか。○政府委員(吉河光貞君) いたしませう。

○吉田法晴君 先般の答弁が違つてゐるように思ふ。○委員(長小野義夫君) 吉田君簡単に願ひます。○吉田法晴君 先般お尋ねをいたしましたときには委員調査費の名目であつたかと思ふのでありますが、警察との協力関係について私は出すこともあるというように答弁を伺つたように思ふのです。今の場合にはないというお話でありましたが、答弁が食い違つ

てゐるのようによつて了解しますがどうですか。○政府委員(吉河光貞君) 極く簡単に答へたいと思いますが、個人として情報を提供したことの問題ではございせん。先般は自治体警察が情報を我々に提供された場合につきまして、若し実費を要しておつたという場合におきましてはその役所に実費を弁償いたしました。○伊藤修君 もう一点その点についてこの間お話がなかつたのですが、又私も聞き漏らしたのですが、情報の価格決定権は誰にあるのですか。○政府委員(吉河光貞君) これは現実的にそういうものを取扱つた調査官が調査官がその情報の価値判断をするということ。あなたも仰せの趣旨から申しましても、その価値判断はあなたたち高級の役職員のかたがなさるべき筋合であり、又なさるとおつしやつておつたのです。然るに第一線のそうした輕い地位にゐる人々が直ちに主観的にその価値を決定するということは、国家の尊い費用を浪費すると言わなくやならん、みだりにそれを浪費するものと云わなくやならん。それでは国家財政が幾らあつても足りませんよ。私はそんなひどい方はないと思ふのですが如何ですか。

○政府委員(吉河光貞君) 過当な実費を弁償しないように、一般的に指導、それから個別的な指導はいたしておりますが、出す場合におきましてはいちいち私どもの指揮命令を受けて出すような立場はともありません。率直に申しまして、公安調査官が出すもの

でありますから、これが過当な支払にならないように一般的に又事後においても指導しまして、絶えず改善して行くように努めております。○伊藤修君 これは今後この組織は拡大されて行くのですが、十分お考えにならなくやいかんと思ふのです。第一線の人が勝手に価格決定権を持つておつて、それによつて國費がどん／＼支払われて行くということになると幾らあつても足りませんよ。それは勿論予算の範囲内ということになります。出るべからざるころの費用が予算の限度において当然費やされるという不合理な結果になります。濫費と言つて差支えないと思ひます。これはあなたたち責任のある人がやはり決定権を持つて、これに対して「やだのくらゐのものか」という格付をなさるのが当然のあり方ではないかと思ふのです。それと、第一線の人は自分が営業としてその情報を取つて来た、その人は自分の指揮命令によつて提供者から取つたわけでしょう、これは。してみれば自分の職務の誇りを格付するためにも、より以上高い価格にこれを認定することは人情の当然です。それは幾ら予算があつても足りません。そういう点はあなたは今後運営なさる上において、やはりあなたたちが誰か見てやるという考へ方が一番いいのではないですか。

○政府委員(吉河光貞君) 御指摘の点重々氣をつけたと思つております。実際の場合におきまして、やはり自分の直近上司に相談する場合も非常に多いと考へております。又私のところまではやつて来ませんけれども、現場におきまして直近の上司と相談すると

いう場合が多いという事は事実であります。なおよくこの点については戒心したいと考えております。

○伊藤修君 くだいようであります。直近上司という人はどういふ人を指しているか知りませんけれども、いふゆる情報局長というような人を指しているのですか。

○政府委員(吉河光貞君) 現在までの状況におきましては課長とか或いは係長とかいうようなものがそれ／＼監督しておりますので、そういうような者と相談をするということになつております。

○伊藤修君 もう一つ関連してお尋ねしておきますが、そうした内容によつて収集された情報の中で無価値のものも私はあると思うのですが、いわゆる国家の費用を支弁して獲得した情報のうちでこの間御説明になつた、約七〇％くらいだとおつしやつたのです、その余の三〇％というものは無価値なほどに金を支払つたという結果になるのじやないのでしょうか、如何です。

○政府委員(吉河光貞君) 全然無価値とも申せませんが、御指摘のような価値のないものもある。こういう点につきましては、今後においてもそういう情報につきましては実費弁償の方法をとるよう改善して行くという建前をとつております。

○伊藤修君 私はあなたが特審局という一つの事業会社を経営してみたいという一つの理想をして、三割も無価値のものを買入れておつたのでは原子時代には先ず根本において損してしまうのです。その事業は成立しない。国家の費用だからいいのですが、国民が負担

してそれは損失を補つて行くからこれは賄えるのですが、ここに委員長も事業をなさつてゐるのだが、その事業のなさり方において、仕入れ資材というものが三割も使用に堪えない資材を仕入れられたら賄売係というものは忽ち首にしてしまふのですよ。これは恐らく小野さんでもやられると思うのです。ですから、そういうあり方はよくないのです。これは十分一つ御戒心下さつて国家の費用は有効にお使いになつていただくに考えて頂かなくては困ると思うのです。大体そういう方私も基本的には賛成しないのです。経費支出の面について一言申し上げておきたいと思ひます。

○政府委員(關之君) 位置を変えて私からもお答えしたいのであります。が、その点につきましては私もいふたし、ましてこれが国家の税金によつて賄われておる金であるということとすでに肝に銘じておられますので、できるだけ有効に合理的に氣をつけてそれを使うという方針に日夜苦心しているわけでありまして、御了承を願ひたいと思ひわけでありまして。

○伊藤修君 關さんあなたが忠実におやり下さるのですから過ちないと思ひますが、どうか一つその点は十分一つうまく運営して頂きたいと思ひます。巷間伝へるところによると、どうも元の大橋法務總裁の機密費に特審局から皆出ておるのだ、こんなことがまことしやかに伝へられておるのです。そんなことは私は信じたくないのです。臆説に過ぎないと固く信じておられますけれども、そういうことをも流布されるような疑いを受けるというこ

すか、そういう疑いを受けるに十分足るところのものがあるということになつてしまふのですから、どうか一つ十分戒心して頂きたいと思ひます。

○羽仁五郎君 その点についてこの間法務總裁の私に対する御答弁を保留されておられますが、得られるものと。

○委員(小野義夫君) あとで……

○伊藤修君 公安調査庁の研修所というものが今度できるのです。これは具体的にどんなことを教えるのですか。

○政府委員(吉河光貞君) この点につきましては先般労働委員会との連合審査におきましてもお答えいたしましたのであります。先ず第一に、これは關係法令或いは調査技術とか情報技術というやうなことに對して教えることは当然であります。一番の眼目はやはり民主主義というやうなものにつきまして十分なる識見を興えたい。なおそれにとどまらずこれに関連する各種の面、政治、経済、社会の面につきましても一応の、一応と申しますと諸弊があり

ますが、できる限り識見を養はせるやうに振向けて行きたい。このためには現在でもいろいろ民間の講師のかたをお呼びして時間の合間にやつておられますが、立派なかたをお招きして講師になつて頂くつもりであります。

○伊藤修君 そのあり方はよろしいのですが、ただ名目的に民間の講師を、一、二お願ひしてたまに聞くというあり方ではよくないのです。やはりこういう職に携わる人は広く視野を広めなければなりませんから、その意味においてもあらゆる思想關係の人を呼んで第三者の地位に立つて聞くべきであり、かたよつて自由党の御意見ばかり

聞いておつてもだめだ、社会党の意見も聞き、共産党の意見も聞いてそうしてあらゆる政治理念というものをばつきり把握する、そして自分の基本的な考え方というものがそこに養われるというあり方にしないと、偏した人間を作つたのではまずい、非難的にな

るのです。それだから講師は佐藤さんのような人も呼ばなければならぬし、共産党の人も呼ばなければならぬし、そして円満な常識の備わること

に努めなくちゃいかんと思ひ、これも一つ希望しておきます。そうするとこの教授課目の中には尾行、張込、調査、

こういうやうなことは教えないのですか。

○政府委員(吉河光貞君) 実は捜査の技術であります。私の辛直な氣持では日本における捜査技術は非常に進んでいる。捜査技術は過去の歴史的な期間相當高度なものに達しておつたところである。ただ遺憾ながらこれに伴う十分な科学的な施設がなかつたといふことはあつたと思ひます。こういうやうな歴史的にも蓄積された経験は、飽くまで基本人權を尊重する意味におきましてその限度において利用せらるべきものであらうと思ひます。調査技術につきましても、新聞記者諸君の取材活動の技術も一つの立派な技術であるのであります。或いは税務官の担税能力の調査につきましてもそこに非常に高度な技術面がある。各面の技術を検討いたしまして立派な調査技術を建設して行きたいと思ひます。調査技術を建設して行きたいと思ひます。調査技術を建設して行きたいと思ひます。

かと、こう聞いているのです。

○政府委員(吉河光貞君) 必要止むを得ない限度においては、(笑)やはり新聞記者のかた／＼と同じような意味で、(笑)或る程度のことはやることは止むを得ないと思ひます。その場合に相手かたの名譽を傷つたり、或いは自由を侵したりしないようにすることは十分に注意したいと思ひます。

○伊藤修君 尾行を新聞記者に範をとつても駄目ですよ。新聞記者諸君の尾行は自動車に乗つてたつと走つて見えるのですが、こんな尾行では役に立たない。だから尾行の模範は新聞記者では駄目だ、もつとほかに範をとるところがあると思ひます。張込に似たところが新聞記者の張込みは相当上手でいらつしやるけれども併しまだ／＼範にするに足らぬと思ひます。一体そんな古い捜査のあり方というものは、ここで再び訓練いたさなくちゃならぬのであります。よからな。もつと／＼高度の科学捜査といふことに重点をおかれるといふことの根本的な考え方を持つて頂きたいと私は思ひます。私の質問したいのはそこが重点なんです。旧來の日本で行われた徳川時代以来の野村胡堂氏のガラツ八程度の張込、みじや困るので

○政府委員(吉河光貞君) 誠に御尤もな御指摘であります。科学的な調査技術といふものを建設して行かなければならぬといふことはお説の通りでありまして、この面につきまして十分努力して行きたいと思ひます。

○伊藤修君 近くあなたのほうで以てアメリカなんかにはそういうために派遣するといふやうな計画はあるのですか。

○政府委員(吉河光貞君) 現在のところそういうことは聞いておりません。
○伊藤修君 予備隊ではそういう方面を何か、まあその方面じゃないけれども、別な意味においてすでに派遣されたということ、あなたのほうではそういうことを考えておられるのですか。
○政府委員(吉河光貞君) 現在そういうことを聞いておりません。この法案が通るかどうかということもありまして、(笑)幸いにして公安調査庁ができましたら、その科学的な調査技術で、(アメリカでなくイギリスへ行つて見て来なさい)と呼ぶ者あり)その線を十分に……

○伊藤修君 私はただ科学捜査という面について十分陣容を整えて頂きたい。若しおやりになるなら、そうしていやしくも基本人權を阻害するがごとき古い形の捜査方法というものはこの際清算すべきだ。而も別に併せて行つ場合もあり得るでしょう。併しそういうものに基準をおかずしてつと進歩的な点に基準をおいて、それは従来のものにするという方には私は考え直すべきじゃないか、そういう意味で教習科目をお尋ねした。その意味においてはアメリカのFBIとか英国だとかその他の各国の捜査機能の一つ御調査になつて、そういうことを判定していいことは取入れてなさるべきであると思う。(岡つ明学校を作らんように)と呼ぶ者あり)

この間政府の御説明で特審局は早速に對して解散したと詳しく伺つたのですが、その解散したあと再び同種類の朝連の団体がどん／＼できておられるのです。これはこういう現実の問題から推し進めて考えると、今後やはり解散し

ても結局同趣旨なものが、……先ほど同一性ということについては論議しましたが、それを落つて、あなたたちの判定の範囲内に入らんように上手にいろ／＼のものができるといふやないかと思ふのですが、結局「はえ」を追うような考え方になるのじゃないのですか。本法の目的を達成しないじゃないですか。これは確信を持つてできるのですか。

○政府委員(吉河光貞君) この法案におきましてもそういう場合の可能性を予想いたしまして、先ほど第八條でおりますか脱法行為の禁止規定などをおいておるのであります。絶対に一たび解散した団体の再建団体とか承継団体が発生しないということは断言できない。むしろそういう場合もあり得るのではなからうかと考えられる次第であります。

○伊藤修君 この法律の立て方として、基本的に破壊活動という刑事司法事件があつて、それを基礎にして破壊団体を認定するわけですね。それからそういう刑事事件の起らない場合でも四條によつて認定される場合も少しはありますし、これはわかつておりますが、大体においてそうした犯罪行為があつた場合において初めて破壊活動として認定されることが大多数なんです。してみますれば、これはあなたたちの手によらずしてむしろ検察庁にこれを行使しむるという行き方のほうがよいのじゃないか、又そういう考え方もあるのです。これに對しましては権力集中の虞れがある。或いは検察庁が第三者の立場に立つてこれを考えたい、こういういろ／＼な考え方もあります。併し本法の建前を通覧いたします

ればむしろそのほうが便宜であるのではないか。こう考えるのですが、又松さんのお説を以てすれば費用も節約できるのじゃないか。あなたたちが今日まで職務をおとりになつた上において、やはり独立してなさるなくちやならんという大きな理由はどこにあるのですか。

○政府委員(關之君) お尋ねのこの団体規制の事務を行う役所の立て方をどうするかという問題であります。これにつきましては、この委員会の御審議においてしばしば從來御質問があり政府の立場をお答えしたところであるのであります。又これを繰返すようなことに相成るのであります。結局目前に団体の活動としてこの第三條に掲げるような危険な活動がそこに展開される虞れが、十分に認められる客観的証拠によつてさうなものがあるに於て、その虞れを除去するためにここにさうな規定をする、こういうこととがこの法案の基本の線になるわけでありまして、これはさうな治安の根本幹線で、政府が全責任を以て行政的に措置できることが最も目的を達成するのに相当なことであるというふうに考へて、この法の建前を規定しておるわけでありまして、権力の集中ということも勿論警察或いは検察庁にさうな措置を行わせない一つの理由であります。もと／＼この事務の本質が、検察又は裁判にかけてやるのに対し、このやはり危険性を除去するということを行行政権が責任を以て先ず遂行をしなければならぬことであるということ、これが、この事務の本質から見まして、私たちとしましてはどうしてもやはり行政上の処分としてこれを行うのが必要

であり且相当である、これが基本の考へかたになるわけでありまして。

○伊藤修君 まああなたの基本の考へ方は行政権優越主義ということから出ていると思ふのですが、私は現行の日本の法律の建前からいつてもいづゆる検事というものが公益を代表するという面が多分にあるのです。不幸にして今日までの検察制度というものが犯罪捜査、犯罪起訴という点にその仕事の大部分を費やして、公益代表の面が等閑に付せられてゐる。むしろ検事の本職でないように考へておる。国民も又検事というものは起訴するものだ、ひつくるものだ、こう考へておる。然るに検事の本来の職責の本質というものは、公益代表、公益を維持するため

の面が多分に活用されなくちやならんと思ふのですが、この面が等閑に付せられて、各種の法律規定の上において、この意味において検事が公益を代表して遂行するという規定が諸所に散見せられておるのですが、これが多く活用されてないというものは、誠に遺憾だと思ひます。本法の場合においてはさうした面を考へ合わせるならば、従来の検事の本質から考へてこの面を大きく取上げてむしろ検事にこの公益を代表せしめて、さうした不合理な、好ましからざるところの団体を規制をする、一面においては起訴し、それで起訴したという一つの確実な証拠の信念に基いて団体を規制する、こうして行くならば、過ちが十のうちの殆んどこれがないという状態に私は陥ると思ふのですが、いろ／＼な心配も多く除去されると思ふのですが、こういう面の活用はお考へにならなかつたのですか。

○政府委員(關之君) 立案のプロセスをいたしましてはもとよりいろ／＼の形態を考へてみたのでありまして、只今の伊藤先生の御意見のようなこともとより一つの案としては考へられる点と思ふのであります。併しいろ／＼今まで御説明申し上げましたような各種の事情を考慮いたしまして、今日の憲法を基礎として問題を考えますならば、やはり本法案のような機関の構成をとるのが最も妥当であるというふうな考へてかような建前といたした次第であります。

○伊藤修君 これはこの前質問の過程において、いわゆる適用がない、法務總裁がおつしやつた、又あなたたちもそれに補足してお答えがあつた、即ち今日の俗にいう暴力団、街のごろつき、テキ屋、博徒、こうした者の団体が暴力行為を行つた場合においては本法は何ら規制をしない、適用もしないという不合理がここに存在するのであります。但しそれが政治的目的を持つておれば、勿論これは本法の規制を受けるでしょう。然らざる場合には本法によつては賄われぬ。それは一般刑法典でその他の法律によつてこれを取締るという目的だつたのですが、私はこの点において非常に本法は片手落ちであつて、全部の暴力団体を恐れ暴力行為を絶滅するといふ政府の考へ方は、この一端において外れておると思ふのです。むしろ大部分外れる、今日こそ暴力団は鳴りを潜めておりますよ。曾つての、終戦後におけるところの日本のこの種の暴力団といふものは、日本の暴力団暴力行為の全部を占めておつたといつても過言でないです。当時共産党はその意思を自由に国会に表明

し、国民にもその意思を表明し得る自由があつたからあえて暴力には訴えていなかった。最近この共産党に対するところの弾圧、干渉というものがきつくなり、遂には暴力に迫らざるを得ないという形をとつて来たのであります。これは一面私は政府の政治のあり方について考へべき点ではないかと思つてゐる。然るに先ほど申し上げましたときこの種の共産党を除いた他の暴力団に對しましては何らこの法律は関與しないというのでは、今後必ず私はこれは續出すると思つてゐる。最近までこれが續出してゐる。これを調査するに枚挙にいとまがないほどあつたのです。幸いして今日はなほこれをしめておる。併し機を得れば必ずこの種のものが働かせることは當然考えられることである。その場合に、そういう前提の下に、この親分、子分の組織のあり方というものを御調査になつて、その知識を得ておられるかどうか存じませんが、共産党とは又違つたあり方です。親分のために子分は身を投げ出すのではありません。これは徳川以来のから団体であり方なんです。親分が明示しなくても、親分がこう思つておるだろう、親分の黙認の形を十分明示の意思表示と考へて、子分が親分の意思を付度して相手方を殺すということは十分考へられるのです。現にあなたが解散したところの林田のあの組織においてもそうです。山田親分は何ら明示してない、黙つてゐる。子分の林田はこれに對しまして、親分がこうあると思つてネンマの加藤というものを叩き斬つた。又山田が今度は村木に叩き斬られた。これも村木一家が山田を殺すという決議も何もない。常に村木一家の上

に山田一家がかぶさつて勢力をはびこらしてゐるからさぞかし親分は無念であらう、こういう意思を付度して子分が一致団結して相手方の統領たるところの山田をビストルを以て射殺した。こういうのがこの種社会のあり方なんです。そういう場合において親分が政治的意圖を持つてゐる、これは明示しませんが、自分は社会党に籍を置いてゐる、若しくは社会党の大なることを欲するために、この選挙区において相手方を倒すというふうなから一流の考え方を以て実力行為に出るということもあり得る。併しそれ自体は政治的意圖はつきりしてゐないが窮極の目的はそこにあるという場合において、子分がその相手方の政敵を倒したという場合においては本法においては全然賄われぬ。ただ刑事法規によつて賄われる。こういうことが今後利用される虞れが十分あるのです。ここに於けるために、この法律において規制しないために、その面を活用する面が多分に包蔵されてゐる。これはもう必ず超つて来るからそのときあなたがたにそれ見たことかと言つて差上げます。現に平事件等においても超つておるのです。現実の問題としてたくさんあり得る。不幸にして本法はその面について煩かむりしてゐる。目を覆うておる。ただ共産党のみに對して汲々としてこの法律を立案してゐる。こういうあり方は法の立て方としては私は大きな欠点であると言わざるを得ない。法務總裁が日本の暴力行為をすべからざるやうなならばこそ考へるべきが當然ではないですか。然るにその暴力行為の中の大部分と言つてもいいのです、私は讓歩して申上げて

半分はこの種の暴力行為です。残る半分だけは規制するが半分は規制しないというのがこの法律のあり方なんです。それで本法の目的が達成できると思ふのですか。私が申上げた設例のごときは本法では賄えないと思ふのです。如何でしようか。この二点をお伺いしたい。

○政府委員(吉河光貞君) 御指摘の点非常に御尤もであります。この法案は先般御説明申し上げました通り、政治目的の完徹のために暴力を行使する団体を規制する、国家社会の基本秩序を守るといふ立て方で立案されたものであります。併しながらその他面におきまして、いわゆるギャングと申しますか、街の暴力団と申しますか、これらのものが持つ害悪という点については十分に考慮しなければならぬ問題であるかと考へております。この点につきましては別途研究を進めて行きたいと思ひますので、伊藤先生におかれても十分御指導を頂くようお願いしておきます。

○伊藤修君 我々も御協力申上げてもいいですけれども、法務總裁のお考え方は戦後におけるところの日本の暴力行為の實際というものを十分把握していらつしやらない。これは私はあなたに先輩として、先輩が後輩か年はどつちが上かわからないですけれども、とはかくあなたは不幸にして戦後におけるところの日本の暴力行為の實際というものを十分把握していらつしやらない。それだから、よくその面を本法から外されたといふことは、本法をあなたが生死を賭けて作らうといふ考え方に大きな欠点があると思ふのです。よ。本法に生死を賭けられるといふな

らそこまでも規制すべきではないかと思ふ。

○國務大臣(木村篤太郎君) 私は前から繰返して申してゐるのでありますが、民主主義社会において最も我々は考慮を要しなければならぬのは暴力の否定であります。そこで今街の暴力団のことが問題になつてゐるのであります。が、勿論街の暴力団を我々は放棄する考えは毛頭ありません。そこで具体的に申しますと街の暴力団もいろいろあるのであります。我々の最も大きな関心を寄せてゐるのはいわゆる組織によつて国家の基本秩序を破壊しようといふものであります。右翼の暴力団でありましては勿論大きな組織を持つてやるといふことはあり得るのであります。そこら群小の續出してゐる街の暴力団、これはこの法規によつて直ちに解散させるべきであるかどうかという問題は、具体的にその暴力団が団体の意思をもつてやつたかどうかといふことの二に証拠による認定に待つはかないのであります。そういうものは個々の具体的行為が対象となつて直ぐ我々は対処して行けるものと考へております。群小のいわゆる街の暴力団は、大きな組織をもつてやるといふことは、その思想の右たる左たるを問はず、この法案の勿論対象になるのであります。具体的事実について果して個々の群小のいわゆる暴力団がこの法案によつて規制されて行くべきかどうかといふことは、その事実を十分に把握しなければわかりませんが、併しさうな群小暴力団は規制以外にでも十分に私はこの法案の目指すところとなつて処分して行けるものと確信を持つてゐるのであります。

○伊藤修君 それはあなたが確信を持つていらつしやつても實際はそうは行かないのですよ。御承知の通り群小とおつしやるけれども共産党の今日の姿より大きな組織を持つてゐるものがある。例えば瀬戸一家、或いは中部地方におけるところの飯田一家、東北における松尾一家、これらは各ブロックごとに数県に亘つてその勢力を持つてゐる。こういうものをやはり等閑に付しておかれるといふことは、今後のこの種の問題を規制しようといふあなたの考への中の大部分といふものは顧みられてゐないといふこの法の欠点を指摘して、あなたの将来のお考えについて示唆を與えておきたい、こう思ふのであります。その点を十分考へられて、暴力を否定するといふふうなその目的のためにのみこ初めて考えられるのである。この法律がそうでなくして他の大きな目的、いわゆる共産党に對するところの一つの対策として考えられるもの、それがこうした世の疑惑を招き心配を招く法律となつて現れてゐるわけであり得る。その点にこの法律の大きな欠点がある。真に暴力のみを規制しようといふならば、刑法の附則なり或いは暴力に關することのみを目的とした独立法規とすれば足るのであります。その他その種の暴力団体を規制しようと思へば他の方法によつて賄える。十分賄える方法もあり得ると思ふのであります。あえてこの法律を固執されるゆゑのものは別の意圖があるからさうした問題を生じたと思ふのであります。その点は十分考へるにやつて将来の施政の問題に一つ考慮して頂きたい、かように思ふのであります。

今の博徒の問題にちよつと関連いたしまして、さうな親分と子分との間に黙示の教唆、黙示の扇動というものが十分今日まであつたのであります。これは小説の上でも十分そういうものは書かれたのであります。その場合においてその黙示の扇動、黙示の教唆というものは認めるかどうか。これは検務局長に一つ伺いたい。

○政府委員(岡原昌男君) 或る犯罪行為を教唆又は扇動いたします際にその扇動或いは教唆行為の態様につきましてはいろいろあるわけでござります。そこで黙示というものがどの程度であるのか、具体的な事案によつて違つて来ると思いますが、少くとも本人がさういふようなことを扇動したい、或いはさういふことを教唆したいという意思が相手方にその通り伝わる程度において、黙示というものが合致しなければならぬという限りにおいては、これは成立すると、さういふようなことでござります。結局具体的な事案によつて相当違つて来るのじやないかというふうに存じます。

○伊藤修君 そうすると黙示の教唆、扇動を認める場合もあり得る。具体的場合は別として理論的にはあり得るという考え方ですね。

○政府委員(岡原昌男君) その通りでござります。これは従来の教唆或いは従犯等についても同様な議論があるわけでありませう。

○伊藤修君 ないかも知れないですが、あるといかんから、……黙示の場合はならんとしておかんといかんからはつきりしておいた。

次の点で伺いますが、外国に団体の本部が置かれておつてそこで以て意思

決定がなされた。さうして日本国内において破壊活動がなされておるといふ場合においてはどうかするのですか。

○政府委員(吉河光貞君) 国外に本部が置かれて、その構成員なるものがわが日本国内におきまして一つの団体を作つて国外からの指令を受けてその指令を実現する、その場合に団体活動として行われる場合におきましては、その出先の国内の団体が規制される場合があり得ると思つております。

○伊藤修君 それは外国に本部があり日本国内に支部があるとか、若し支部と名を付けないでも、日本国内に組織を持つて団体的活動をしている場合には言ふを待たず本法の適用はあります。私のお尋ねしているのはさうでなくして、本部の意思決定機関は外国にあつてそれが直接日本に構成員を持つていて、その構成員に指示を與えて構成員によつて破壊活動を行つた場合においてはどうか、本法の適用はないかあるか。

○政府委員(吉河光貞君) その場合におきましては、国外の団体には規制は及びませんのでござります。

○伊藤修君 従つて外国の団体については、本法の適用ないことはこれは言ふまでもない。従つて、その指令に基づいて破壊活動をしたものに対しては本法の適用ないというところになるのです。

○政府委員(吉河光貞君) 個人として、刑罰法令に触れる場合におきましてこれを取締る、さういふふうに相成ります。

○伊藤修君 それから私のお尋ねするのは、刑罰法規で適用されることはこれは当然です。本法の適用があるかな

いのかだけを明らかにして頂きたいと思ふのです。

○政府委員(吉河光貞君) ございませう。

○伊藤修君 それじやよろしいです。これは吉田委員その他からしばしば質問されたのでありますが、結局においてどうもはつきりしていないように思ふのですが、要するに、本法の内乱罪の場合において朝憲案というものが内乱罪の内容をなしている。それをそのままこの法律は受けて立つて破壊活動としてこれを認めておる。この法律のこの立法時期のずれによつて起るところの解釈問題、これは佐藤さんもしばしば御説明になりましたが、一体今日の憲法の下におけるところの朝憲案というものを、即刑法典の朝憲案というところにそれを当てはめて解釈することができかどうか。ということとは私は非常に刑法の規定そのまゝを拡張解釈して、若しくは類推解釈して本法でこれを賄おうという行き方は少し無理があるのではないかと。殊に本法においては内乱というものは一つの重要な概念をなしているから、さういふ意味においてもこの点は基本的に先ず刑法のほうの改正を本法の附則その他において賄うべきじやないかと思ふのですが如何ですか。立法論として。

○政府委員(佐藤達夫君) 前回伊藤委員御欠席の際に吉田委員にお答えしたのでござりますが、立法論としてはこの間も触れたのでありますが、刑法の中にはちよつと普通の人では読めないようなむづかしい字がちよつとありまして、さうな点についてでもとり遺憾な点がござります。なお全般

う点は重要な問題として実は私も宿題と考えておるわけでありませう。ただ朝憲案という言葉自身の問題といたしましては、たゞ御説明いたしましたように判例等におきまして国の政治の基本組織ということであり、その言葉自体の意味は私はさうであらうと思ひます。従いましてその言葉の意味がさうである以上は、国の政治基本組織というものは、もとよりすべて国のある限りはあつてありまして、外国においてもそれがあつて、又日本においても、且つ又それが憲法の改正等によつて基本組織がどうなるかということ、それによつて又變つて行くものである。それを受けておる言葉でござりますから、今日刑法のこの国の政治の基本組織という文字を理

解するにつきましては、今日の憲法に照してそれを見きわめて行かなければならぬといふふうに考へておるわけでありませう。

○伊藤修君 刑法典の改正が当然なされるべき筋合のものをなされずして、そのままこれを引用して本法の概念とするといふところに私はこの解釈上のさういふ説明をせざるを得ないという欠点があるのじやないかと思ふのです。が、それよりはなお進んで積極的にこの点をここに引用して来る以上は、内乱罪の内容といふものを明確に刑法典においてすべき筋合じやないかと、さう申上げるのです。なぜ、それをなさらずにそのまま漫然た新憲法下において朝憲の何たるかを判定すればいいのだと、国民はそれによつてはわからないのです。縛られる国民はわからぬの親切があつていいのじやないかと思

うのですが、如何ですか。

○政府委員(佐藤達夫君) 御趣旨は非常によくわかるのでありますけれども、例えは臓物罪のところに故買という字が使つてある。故買という字は今一般の人の常識から言ひましてわかり易い言葉かどうかといふような意味の面から書き直さなければならんじやないかという議論は十分立ち得ることであらうといふようなことから申上げたのであります。併しこの故買というものの実質上の概念、或いは朝憲という言葉の概念といふものは、これは先ほど申上げましたように判例上きまつておることから、それをここに引用することについて決してそれが間違ひであるとか悪いことであるとかいふことは申し得ないものと思ひます。

○伊藤修君 故買の場合におきましては一つの態様でありますけれども、朝憲案の場合においてはその内容といふものは非常に複雑なものであつて素人の解し得ないものである。故買の場合においてはそのこと自体において十分、言葉の表現はむづかしいのですけれども、そのことにおいて簡単にその事案といふものは察知できる、それとこれとは同一にできないと思ひます。

さういふ形式でなく私は実質の問題を申上げてゐるわけですが、実質的に朝憲案というだけで以て時代のずれを解釈によつて任して行かう、これは一つのあり方でありませうけれども、さういふ重大な法規を作るといふならば、なぜそれに対して手当をしないのだ、さういふのです。作らん場合は勿論百年前の法律でもやはり解釈でこれを補う

うのですが、如何ですか。

○政府委員(佐藤達夫君) 御趣旨は非常によくわかるのでありますけれども、例えは臓物罪のところに故買という字が使つてある。故買という字は今一般の人の常識から言ひましてわかり易い言葉かどうかといふような意味の面から書き直さなければならんじやないかという議論は十分立ち得ることであらうといふようなことから申上げたのであります。併しこの故買というものの実質上の概念、或いは朝憲という言葉の概念といふものは、これは先ほど申上げましたように判例上きまつておることから、それをここに引用することについて決してそれが間違ひであるとか悪いことであるとかいふことは申し得ないものと思ひます。

○伊藤修君 故買の場合におきましては一つの態様でありますけれども、朝憲案の場合においてはその内容といふものは非常に複雑なものであつて素人の解し得ないものである。故買の場合においてはそのこと自体において十分、言葉の表現はむづかしいのですけれども、そのことにおいて簡単にその事案といふものは察知できる、それとこれとは同一にできないと思ひます。

さういふ形式でなく私は実質の問題を申上げてゐるわけですが、実質的に朝憲案というだけで以て時代のずれを解釈によつて任して行かう、これは一つのあり方でありませうけれども、さういふ重大な法規を作るといふならば、なぜそれに対して手当をしないのだ、さういふのです。作らん場合は勿論百年前の法律でもやはり解釈でこれを補う

うのですが、如何ですか。

○政府委員(佐藤達夫君) 御趣旨は非常によくわかるのでありますけれども、例えは臓物罪のところに故買という字が使つてある。故買という字は今一般の人の常識から言ひましてわかり易い言葉かどうかといふような意味の面から書き直さなければならんじやないかという議論は十分立ち得ることであらうといふようなことから申上げたのであります。併しこの故買というものの実質上の概念、或いは朝憲という言葉の概念といふものは、これは先ほど申上げましたように判例上きまつておることから、それをここに引用することについて決してそれが間違ひであるとか悪いことであるとかいふことは申し得ないものと思ひます。

ると、いわゆる情報屋というものは用いるべきものじゃないと考へておられます。正確なるこの民間の情報を得まして、そうしてできるだけの確実さをこたへなければならぬ。ただ私の考へでは調査官だけではこれは調査に足りては十分な点があるかと考へております。民間の人々のやはり努力も待たなくてはならない。併し今述べますように故意に情報を売込みをやるというふうな点については十分警戒しなければならぬかと考へております。幸いにこの法案が通過いたしました。実施の際には、その点においては我々は十分警戒いたしまして、情報を売込むなどということについては相手にしないようにいたしたいと、こう考へております。

○羽仁五郎君 世の中が非常に下劣になりますのでお願いいたします。

○國務大臣(木村篤太郎君) 柿沼博士の死事件であります。これはすでに新聞紙上においても現われておる事実であります。四月二十六日の午後二時過ぎの出来事でありまして、御承知の通り柿沼博士は内科の医者として最も技術の堪能であり、人格識見において申分のない人であり、誠にその人の死は遺憾極まりないものであると思ひます。この人は当日の午前中に東大の自治会で学生が二十八日に集会をするというところについての、その許可すべきか許すべからざるかということが教授会で論議されたものであります。その席上で柿沼博士が最も強く許可すべきでないという議論を吐かれた、それを二十六日の正午頃に出来た、それから三十一番警察教室において新入学生歓迎並びに卒業生の送別会があり、そ

れへ参りましてそうしてそれを済ませ、その後鉄門クラブと申しますかそこで岡教授の還暦祝があるというのでその部屋から出て行つて参ります途上の出来事でありまして。約十名ばかりの学生が追つかけて行つて先生を取巻いて、その朝の先生の強硬な態度に対して、その朝の抗議を申込んだというところでありまして。その結果先生は丁度弓場の前において生徒と口頭でもつて言い争ひをしておるうちに突然先生は倒れた。丁度その時に一足先に美甘教授が出て参つたのだと考へております。その美甘教授があつたのを振り返れば突然柿沼教授が倒れておつた。そうしていろいろ手当をしたが遂に不帰の客となつたということがこれは事実であるのであります。私の申し上げたいのは、その原因の如何を問ひませんが、私は必ずしもその学生に取りまかれていゝろんないさかひがあつたということが直接の死因であるかどうかということ、私はこれは別問題に考へておるのであります。併し教授を取りまいていゝやがるのを無理に言い争ひをするということのみならず、先生が倒れてそのまゝ一、二の者がおつたか知れませんが大多数の者はその場にいなかつたということでありまして。これは私は遺憾地に落ちたと考へております。死因が如何であろうともそういう場合に恩師が倒れたのをなぜ介抱しなかつたか、その点について私は非常に遺憾を感じております。それで美甘教授は某最高檢察庁の友人にその事実を話されたそうであります。そこでその友人もこれは死因の如何を問はず、とにかく調査すべき問題じゃないかということで、只今そのことについては調査中でありま

す。いずれ事實は判明するであろうと考へます。

○片岡文重君 今法務總裁の御説明を伺つておつた中で、私の意見を申し上げる前に、新入生、卒業生の歓迎迎会が行われた、そしてそれから更に某氏の還暦祝の席に出られる途中の出来事だ、こういうお話だつたのですが、その通りですか。

○國務大臣(木村篤太郎君) 事實はわかりませんが、私のところへ見えて、報告と言つちや語弊がありますが、私は報告はとりません、私に聞かせられたことはさうになつております。

○片岡文重君 とにかく、事情の如何はともかくとして、倒れた先生をそのまゝに介抱もしないで引揚げられたという学生の態度に対して遺憾の意を表され、法務總裁のお考えと私は全く同感です。その点についてはたとえ主観、主張が違つても、たとえ考へ方が違つても、どのような開柄にあらうとも、倒れた先生をそのまゝにして介抱もせずには帰られるという学生が若しあつたとするならば、これは誠に遺憾に堪へないことでありまして。私もはたかういふ考へ方を持つ学生の思想というものは、人間性というものに對して、これはむしろ文教の府にある者が十分な責任を感じべきであります。二度とこのやうな話を聞くことのないように私もはたかういふ考へ方を持つ学生の思想というものは、人間性というものに對して、これはむしろ文教の府にある者が十分な責任を感じべきであります。

ただ併し、その点については私は法務總裁も恐らく同感であらうと思つてあります。先づ法務總裁のお話には、愛する学生のために大学の教授が殺されたという言葉をお使いになつた。そこで私は特にその調査を正

確にされて責任ある御返事を頂きたいということを申し上げたのであります。今お話を伺つておると、確かにその議論の席上において倒れたというその法務總裁の御答辭が真実その通りであつたとしても、新入生、卒業生の歓迎迎会において酒やアルコール類が出されたかどうか、先生がそれを召上つておられたかどうか或いはそれまでどのような疲労の状態にあられたか、或いはどういふ病氣を持つておられたか、たま／＼……

○委員長(小野鷲夫君) 片岡君にちよつと申し上げますが、本法案審議の上により、絶対関係はないことではないでしょうけれども大分議論が外れて来ておるように思ふのですが、時間が何しろないので、一つその問題はいづれよく取調べて適当な時期に片岡委員に御報告を願ふことにしたいと思います。

○片岡文重君 時間は余りあることは考へておりません。突に併しならこれは大きな問題じゃないかと思つております。今後の学生を指導して行く面ということは、日本の将来がどうなつて行くかということに繋がる重大な問題であつて、同時に又この破壊活動防止法案によつて規制を団体を受ける場合には、しば／＼指摘されておるごとく、全く無幸の構成員がその規制を受けることになつて来るのであつてその審議の過程において提起された問題なのであります。これはやはり十分に私は考へて頂かなければならぬし、むしろ私は自分みづから、うどの大木と申しま

すか、見かけは強そうですけれども非常に弱い体を持つておるのです。もう疲労に堪へないくらいに感じておるの

です。ですから余り長いことはしやべりたくない。併し今のお話は決して私ばかりではなく、恐らく各委員ともが軽々に聞き逃すことのできない問題であらうと思ひますから、あえて一言申し上げておくのですけれども、私は少しく法務總裁の言葉は過ぎておつたのではないかと考へております。ただ併しそれは真相が更に究明されてからでなければいづれが非なりともわからんでしょうけれども、いやしくも神聖な学校の校内において、そうして而も師弟の間においてなされたということについては、現内閣の責任ある立場にある法務總裁としての過日の言葉というものは多分に行き過ぎではなかつたかと私は思ふ。むしろ今日その調査が途上にあるというのであるならば、その結果を待つて發言されて然るべき言葉であつて、これは今日の段階における法務總裁の言葉では私はあり得ないと思ひます。そういう点を考へ合せますならば、本法案の今後における總裁の善処等については、今日まで私は善意を以て總裁その他の政府委員諸君のこの御答辭について、必ずやこの法案による被害が拡大されないであらうことを信じたという気持ちで参りましたけれども、特にここに出席された法務府令要綱案等のずさんな点からいって、又先ほど大野委員からも一言御注意があつたやうでございますが、今又かういふ問題に直面すれば今後のこの法案の実施に當つて少なからざる危険の念を抱くのであります。かういふ点非常に私は遺憾と思ひますので、この点については更に法務總裁の私は善処をお願いしたいと思つております。

○政府委員(岡原昌男君) 昨日伊藤委

員から御質疑のありました逮捕状の発行を受けた数並びにそのうち検察庁に送致したもの等についての統計を御説明申上げます。この点につきましては資料が非常に入手が困難でございますが、幸い昨年の十月一日から三十一日までの間、丁度満一カ月におきます全国の警察のその関係の統計がございましたのでそれを御紹介申上げます。実は全国につきましてここに持つて参りましたように相当複雑な資料を取りました関係上、それを一年間全部通じてとることが困難でございましたので一カ月間だけとつたのでござい

ます。それによりますと、逮捕状の発行を受けた数が二万六千二百五十五名でございます。右のうち検察庁に事件の送致がありましたのが一万九千四百五十五名、従いまして検察庁に送致しなかつたものは六千九百八十名でございます。更にその検察庁に送致しなかつた六千九百八十名の内訳を申上げますと、逮捕状の発行を受けたけれども身柄が手に入らなかつた、逮捕できなかつたものがその大部分の六千六百十八名、家庭裁判所に送致したものが百四十五名、児童相談所に通告したものが二十九名、なお十一月の末までに警察において釈放して事件が結局まだ検察庁に十一月の末までには送致になつていなかったものが百八十八名、かような統計になつております。

なお先ほど御質疑のありました頒布という用語例でございますが、公職選挙法の百四十二條におきましてこれが使つてございます。「選挙運動のために使用する文書図画は、左の各号に規定する通常葉書の外は、頒布すること

ができない。」これは有償無償を含んでの趣旨と解されます。なお衆議院規則の例の遠記録の配布並びに頒布という文字が二百七條に使つてございまして、これは官報によります頒布でございますから勿論有償ということになるわけでございます。従いまして従来の頒布の用語例といたしましては有償無償、そして特定不特定とを問はず頒布とする、かような趣旨に理解していただくのでござい

ます。○伊藤修君 今の前のあれですね、これはどの報告ですか。

○政府委員(岡原昌男君) これは人権擁護局におきまして全部書式をここに

あるように一定いたしましたして、全国の警察にこれを配布いたしましたして集めたものでござい

ます。その調査の方法といたしましては勿論警察を経由してあるわけでございます。

○伊藤修君 そうするとこれは一カ月の二万六千といふことは年間約三十一、二万といふことになるのですか、ちよつと統計が違ふのですが、とにかくした調べてみますが、前にあつた統計とは全然違ふと思ひますが、どこから出て来たのかね。

○政府委員(岡原昌男君) この統計は先ほど申上げました通り十月一カ月でございまして、実はこの月を特に選びましたのは当時刑事訴訟法の改正等も考へておりましたし、それから人権擁護局におきましても実際の全国の逮捕状の実施状況を、あの当時何か問題があつたと思ひますが、その資料にとりたといふ話がございましてその様式について詳細な打合を検務局もいたしましてかような相当細かい様式にいたしまして全国に配つたよう

な次第でござい

ます。なお若し一年間の統計と若干の食い違ひがございましたらばその点は私のほうで又検討をいたします。

○伊藤修君 これはいづれ刑事訴訟法の審議の際に改めて伺ひたいと思ひますが、私はこの統計は違ふと思ひますが、少くとも百万近い数があると思ひます。そしてそのうち三十万程度有効に使用されてないように私は概略的に覚えておるのです。当時私は地方においてその意見を發表したる警視總監やその他が反駁の意見を出しておつたようですが、その基本的な数字はその反駁においても認めておつた。要するに警察官から逮捕状請求権を奪つてしまふのは信用できない、検察庁を通してすべきだ、こゝろい意見は私は發表したことがあ

る。そうしたら私は旅先であるから、警視總監がそれは困ると言つてやつきになつて反駁の意見を述べておることを繰返し新聞の電話で聞いて、向うで知つたのですが、その当時数字はたしか争わなかつたと思ひます。まあこれはいづれ刑事訴訟法の場合に質疑いたします。

○委員(小野義夫君) お答えは大体之れで済んだと思ひますが、最後に私総理大臣の御出席を今日まで仰ぐことができなかったといふことは、閣僚又官房長官その他のかたへにも一つ出席して頂きたいといふことは申入れたのであります。本日までに御出席を得られなかつたことは一に私の能力無能のいたすところでありま

すから、どうぞ一つ皆さまにおいて御了承願ひますと同時に、この運用なりその他の心得でもい

わゆる治安立法に対する

基調の考え等につきましては、適當の機会において首相から聲明若しくは發言をして頂くように重ねて私は申請申上げたと思ひますけれども、どうぞその点御了承を得たいと思ひます。

○内村清次君 只今のお話では、総理のこの問題に対するいろいろのお答弁は別の機会においてやる、こゝろいお話をござい

ますが、別の機会といふのは一体いつでござい

ますか。勿論これは總括質問を私と吉田君とやりました際は、もうすでに二十日ばかり以前です。その間に委員長はお答へになつた、必ず適當の機会に総理に出席して

もらう、こゝろいようなことをお答へになつた。これはもう速記録に明らかなんであり

ます。その点に對しての釈明があり

ましたのでござい

ます。その点に對しての釈明があり

ましたのでござい

ます。その点に對しての釈明があり

ましたのでござい

ます。その点に對しての釈明があり

ましたのでござい

ます。その点に對しての釈明があり

度もおいでにならんという事は、私はこれは委員長、あなたが正論を推して官房長官が言うことをきかないなら、直接総理におつしやつて、そうして、委員会の円滑なる審議のできますようにして頂きたい。これは委員長の方針としては水の流れるごとく今まで一貫した方針です。それに協力して来たのです。そうされるところならば、会期の問題は明日、明後日でございまして、一応のそれに対するプランはお作りになつておりました。併しあのプランというものに拘束されないという事は、それはつきり速記録に載つてゐるのです。あなたも確認されてゐる。決して私たちは会期を延ばそうだとかこれを流そうというようなことは今考えておりません。考えておりませんが、水の流れるような審議に対して今のような重大な問題ですから、総理の問題だけは解決してもらわないと……。

○委員長(小野義夫君) 速記をとめて下さい。

午後八時四分速記中止

午後八時十三分速記開始

○委員長(小野義夫君) それでは速記を始めて下さい。

○政府委員(吉河光貞君) 直ぐに電報で現地に問合せましたところが、六月四日浮羽事件の拘留開示が行われたので、その傍聴のために九州の福岡支局の寺下という事務官が地検の久留米支部に参りまして、同支部の検察事務官が寺下という特別審査局の事務官を木下と感通をしまして、そうして、そうしてそこに居合せた西日本新聞久留米支局の武森という記者に對しまして、これを特番の木下という者が来ている

という話をされたようであります。その西日本新聞の久留米支局の記者が、それ重松副検事に確めずに、重松という副検事は寺下という事務官と會つてゐるのです。それを確めずにそのまゝ新聞に載せた、こういうようなことで行き違ひが起きた。この事件は、これは結局寺下事務官というのが公判の傍聴に参つたのです。それを感通をされて、西日本新聞久留米支局の武森という記者がそのまゝ確認をせずに新聞に載せたというような報告が只今参つております。なおよく事情は取調べて、更に次の適当な機会に必ずお答えいたします。

○伊藤修君 お取調べになることは十分なさなければならぬと思つて、局長の談として載つてゐる新聞記事を見まして、そういう紹介状を書いておるといふのですから、事務官の紹介状を書く理由はないのですから、紹介状を書くのは違つた人である。なお……。

○政府委員(吉河光貞君) 検察庁へ初めて行きましたので何か紹介状をもらつてそれでやつたものらしいのです。

○伊藤修君 そういう場合には、あなたが御説明になつたように身分を証明する何か証書を持つてゐるはずですから、いち／＼紹介状を見なくちゃ活動ができませんというところもおかしいと思つて、

○政府委員(吉河光貞君) 更にそのほかに支局長は検事でございまして、同僚の現在知合ひのかたがおりますので紹介状を書いた、こういうような次第でございまして。

○伊藤修君 少くとも特審局が検察庁をも調べなければならぬというようなあり方はよくないと思つて、だからそ

ういふ点は十分報告をよく聞いて事前処理なさなければいかんと思つて、

○政府委員(吉河光貞君) よくわかりました。

○羽仁五郎君 総理大臣の点なんです、国家公務員法の改正の審議の際にも、あつた国家公務員から争議権を奪うという重大なときにも総理大臣は遂に最後までおいでにならなかつた、私は委員長の御責任というよりも国会権威のためにこれはどうか善処して頂きたい。先日私が聞きましたときに、総理も非常に尊敬しておられる古島一雄さんが、亡くなられるまでこの破防法という法律を出すということを非常に悲しんでおられたということを私は聞きまして、世論のこれだけの知識人の反対を押し切つて国会を通そうとする限りは、私は総理大臣はその責任においてこの審議の前に審議の過程において国会に對して、又国民に對して自己の所信を述べられるということが私は民主主義を尊重するというのが本心であるならばそうあるのが当然だと思つて、本法案は民主主義を擁護すると言ひながら専制主義を擁護するのじやないか、或いはナチズムを貫くのじやないかという疑ひさえ抱かれてゐるのですからこの際どうか慎重な処置をして頂きたい。

○委員長(小野義夫君) 羽仁君の御意見はよくわかりました、ともかく九時まででそれでは休憩いたします。

午後八時十八分休憩

○委員長(小野義夫君) 委員会を再開いたします。

午後九時二十六分開会

先ず総理大臣の出席に關して政府連絡の結果を保利官房長官よりお話を願ひます。

○政府委員(保利茂君) 先ほども木村法務総裁から総理大臣の当委員会における御出席方を連絡するようになつて、

○政府委員(保利茂君) 元の外相官邸で私九時二十分前からそこで……。

○内村清次君 只今でも外相官邸におられますか。

○政府委員(保利茂君) 只今は私は存じません。

○内村清次君 只今のお話では、そうすると連絡機関は電話でされたのです

か。行かれたのですか。

○政府委員(保利茂君) 只今申し上げますように、九時二十分前に私お目にかかりまして連絡をいたしました。

○内村清次君 そうしますと、総理の所務という御認定はあなた自身がされたのであつて、総理は委員長の切なる審議の空気を考慮して法案の円満なる審議の状態を考へて来られた委員長として、今後の又審議も円満にして行かうというふうな気持ちからして、休憩前のあの何と申しますか、法務総裁とも打合せて、各委員の熱烈な総理出席の要求に對するところの気持ちを、あなた自身は総理のほうには言つてないわけではございませぬ。総理の直接なそれに対するところの御返事は聞いておられないわけですね。どうですかその点。

○政府委員(保利茂君) 私が独断で所務と認定したしておるわけではございませぬ。総理からもくれ／＼、そういうふうにお話ございましたし、私もお見受けいたしますところ、そう感じしておりますというところを申し上げます。

○内村清次君 そうすると総理はあと二日は国会の御出席はできない、こういうことに確認していいわけですか。

○政府委員(保利茂君) 明日の御登院は困難であらうかと存じます。

○内村清次君 それから法務総裁が総理とよくお打合せになつて、総理の気持を含んだ法務総裁としての答弁がなされておるからどうか審議を続けてもらいたい、こういう御意向のようでありまして、これは速記録にも法務総裁の答弁はつきりしてありますように、総理自体に私たちがお尋ねをして、そうして総理の責任におけるところ

たことは、これは本当にそういうことを考えておられたのか、或いは又ただ委員の質問に対して何とかこれはもう官房長官が今度總理のところへ行つてその結果においてこれは納まるのだ、こういうように何と言いますか軽く考えておやりになつたかと私は了承するより考えられないです。(その通りと呼ぶ者あり) 従つて今これから官房長官に新らしく耳に入れ、そうしてこれをやろうということになりますれば、恐らく私はこの問題は解決せんと思ふのです。そういうようにあれば問題になつたものを特に私は御注意申上げておいたはずなんです。若しそうだとすれば例えばですね、委員長の前ほどのお考え方からすれば、本問題が本会議にかかるその前に、討論の前にその意思を発表したいというようなお考えが先ほどあつたように聞いているのですが、その後どうしてもやらなければならん責任が委員長として私はこの際当然あると思うのです。だから私は申上げておいたのです。それにもかかわらずその問題を通じないで、先ほど申上げましたように、当然の問題はこれで解決つくるんだというような軽い考えのことでお運びになつたということとは、委員長として私は誠に無責任な態度だとかように考えるわけです。その点について一つ委員長としてどういうふうに解決されるか承わりたいと思います。

○委員長(小野義夫君) お答え申し上げます。先ほど私は官房長官と連絡をして是非總理の御出席を願いたい、こういうことを申上げたのでありまして、若しお出でなければかく／＼というふうなことはその際申上ぐべきで

ないから、それを申上げて連絡を計つて私は時間が参りましたからここに出席しております、それであとから先ほど官房長官がおいでになつたような次第でありますから、お叱りの点はよく承知いたしますが、時間的にさうなことを條件的に私が交渉したのではないのであります。その点悪しからず御了承願ひたいと思ひます。

○内村清次君 ところで委員長にお尋ねいたしますが、委員長はこの破防法案の内容につきましても、又審議の各委員の熱意につきましても、政府の又これに対する御答弁の影響性につきましてもよく御存じです。そこでこれは又一つのこれは大きな戦後における歴史的な法案でもあります。こういう重要な法案に對しまして、總理が御出席にならないうちにこの審議というものが打切られるものであるかどうか、その点に對しましてはこれは率直な委員長のお考えを披瀝して頂きたい。私は委員長は先ほどのこのお気持ちからすると、どうしても一つ各委員のこういう一致した気持ちに對しては、何とかして一つ總理に出て頂くというお気持ちで、私と私は察しますがこの点どうですか。

○委員長(小野義夫君) お答えいたします。總理の出席は願ひしいというところであります、その旨すでに官房長官にもお願いして、目のあたり先刻御交渉を願つたのであります。その結果は官房長官からお答え申したような次第であります。さうな次第でありますから、これがために總理の出席を條件として今日の例えは質疑、或いは討論、採決等を延ばすというようなことは今までの打合せには出ておらんわけ

でありまして、従ひまして私はその問題とは切り離して本案の審議を進めて行きたいと、そう存する次第であります。

○内村清次君 これは重大な疑点があるの御発言のうちにはあるようですが、それは気持は是非一つ總理に出席してもらいたい、そのために官房長官にも願ひだ、こうおつしやつておりますね。ところがその總理の出席がないことによつてこの法案の審議が続いて行くか、或いは又実は約束によると、約束というよりも拘束されない約束によると、とにかく質疑を打切ろうと一応の理事會で話ですね。こういうやうな状態を今の段階ではそれを一つやつて行くというやうなお気持ちのようにも拝察されるわけですが、これは一つ明確にして頂きたいと思ひますけれども、これは本当に私が先ほど申ししますように、歴史的な法案審議です。委員会の權威を委員長自体が守つて行くか守つて行かないかという私は重要な段階であると思ひます。この点は一つはつきりと、もう何か奥歯にもののはさまつたやうな言い方ではなくて、正しい判断の下に発言して頂きたいと思ひます。

○委員長(小野義夫君) 私はさうにあなたが強く御主張になればこれは多數の委員諸君に伺つてきめるほかはないのでありますけれども、これは内村さんも御承知の通り、審議過程において先ず日経時間等もそれ／＼きめてさうして今日までに来ておるのだから、總理が来なければこの問題はどこまでも審議を継続するとか、或いは討論をしないとかいうやうな大問題にまで発展すべきものではないように考えるのであります。

○内村清次君 これはとてもない委員長のお考え方であつて、もう先ほども言ひましたように、総括質問の二十日ばかり前にあなたのお約束なさつておる。そのときには保利官房長官にも通達したというのをおつしやつていらつしやる。そうすると二十日間に總理の御出席ができないはずはないはずです。これは先ほども言つたやうに労働委員会にも出ていらつしやる、国会には土曜日から月曜日には御欠勤かも知れませんが、これは常例です。さういふ私たちが言つておりますように日曜を挟んだ三日間というものはいつも大機に行つていらつしやる。併しそのほかの日には来ておられるはずですよ。そうしたならば委員長に熱意があつたならば、中間でもよかつたんです。總理が出て頂けるなら、この約束を果しておられない、今までに。ただ總理がそういう自分の約束を果しにならずに、おいて、さうして總理の出席によつてこの委員会に諸つた約束をまけてで、これは總理が出席されんでも一つやつて行くというやうなお考え方は、私は少し委員長の平素のお考え方と違ひはせんかと思ひます。これは本當に國民の委員長だ、而も参議院の權威を守りつつその國民のための法案を審議してゐるところの委員長だということよりも、何か私は奥歯にもののはさまつた、制約のためにあなたは言つておられないか、この点を私は悲しむんです。若しその点であつたならばどうかこれは公明正大に委員長は職責を守つてもらいたい。さうしてこれは各委員のかた／＼の約一時間前、休憩前のお

出して委員の決議を要求する。それはどこの委員会でもやつたことであるが、こういう動議を出したときには、これは新事態じゃないんですから、前々約束の続きですから、恐らく私は各派の委員のかた／＼もこの動議には御賛成になるだらうと思ひ、權威を守るためにですね、私はさう思ひます。それならば私はやつてもよろしい、さうして國民の前に正しい、即ち道についての判断を私はしてもよろしいのです。又参議院の委員会の今のありかたにつきましてもやはりはつきりとした法務委員会のこの態度を闡明してもよろしいのです。併しさういふやうなことでなくして、委員長が一つ委員長の權威を保つために、委員会の權威を又上げるために、又この法案を本當に生かすために、審議して十分總理の気持ちもわかつた、國民がわかつたというやうなことで審議が尽きたというやうな形で私はこの法案の審議の質疑を打切りたい、こういう念願にすぎないのです。この点に對してどうですか、委員長。

○委員長(小野義夫君) 内村君の御意見は御尤もだと思ひます。さうに考えますけれども時間的に間に合わないものであるから私は止むを得ないものと考えます。

○羽仁五郎君 官房長官に伺つておきたいのですが、私は今思ひ出すのは、この一九四五年の八月に出島に原子爆弾が落されたときにトルーマンは声明を發して、この原子爆弾を落とすことによつて将来受けなければならぬ責任は自分が負うという声明をされてゐます。で、この破防法というものはあ

たもよく御承知だと思ひ。内乱が起るかも知れない、それを防ぎたい、そのために基本的人権、言論、集会、結社の自由、これを制限するの止むなきに至つてゐるんだ、法務總裁は私に向つて誠に悲しい法律案である、一刻も早くこのやうな法律案が姿を消すことを願つておるといふやうにおつしやつてゐます。内乱が起るかも知れない、だから法律案を通してくれといふのは私は政治家の言ひべきことではないと思ひます。内乱が起るかも知れないといふやうな事態をそのままにして法律案を国会に出して、内乱の起る事態を作つておる責任といふものは私は總理大臣にあると思ひ。それを、内乱が起るかも知れないやうな事態があると政府の御説明になることが本當であるならば、よくまあ總理大臣がそんなことを言われて、さうしてさうした法律案をお出しになつて、それでこゝへ御出席もしないといふことができるかどうか。私は或る人が語つたのを聞いて實際心を悲しくしたので、これは余りさういふことを言うのは私も好みませんが、例えば陛下が御旅行になつて、さういふときには總理大臣は突然忠実にさういふところへおいでになる。併し国会で破防法のように、こうして、或いは東大の矢内原學長なり、その他日本の現在の最高の知識を代表しておられるかた／＼その他が非常に憂慮を表明しておられ、世論が挙げてこれに對して憂慮してゐる、さういふ重大な法律案に對して、この委員会は委員長を信頼して最初からお願ひをして今日までお待ちをしてゐたのです。もつと早くお出になることを強硬に要求すればよかつたんです。併し我々は

出た委員の決議を要求する。それはどこの委員会でもやつたことであるが、こういう動議を出したときには、これは新事態じゃないんですから、前々約束の続きですから、恐らく私は各派の委員のかた／＼もこの動議には御賛成になるだらうと思ひ、權威を守るためにですね、私はさう思ひます。それならば私はやつてもよろしい、さうして國民の前に正しい、即ち道についての判断を私はしてもよろしいのです。又参議院の委員会の今のありかたにつきましてもやはりはつきりとした法務委員会のこの態度を闡明してもよろしいのです。併しさういふやうなことでなくして、委員長が一つ委員長の權威を保つために、委員会の權威を又上げるために、又この法案を本當に生かすために、審議して十分總理の気持ちもわかつた、國民がわかつたというやうなことで審議が尽きたというやうな形で私はこの法案の審議の質疑を打切りたい、こういう念願にすぎないのです。この点に對してどうですか、委員長。

○委員長(小野義夫君) 内村君の御意見は御尤もだと思ひます。さうに考えますけれども時間的に間に合わないものであるから私は止むを得ないものと考えます。

委員長や又首相を信頼して今日に至るまで強制的に出席をお願いしなくても必ずこの審議の最後まではたとえ一時間でも御出席になるだろうと思つた。今日まで決して催促がましいことを申し上げずお待ちしていた。それがついに今日まで御出席にならない。今日に至つては今おつしやるようにいふ／＼な御無理な御事情もあらになることである。併し今申上げたような重大な事態で、内乱が起るかも知れない、そういうものに對して、この國民の言論、集会、結社の自由をも制限することを忍ばれたというよりなそういう悲しい法律案である、一刻も早く消え失せてほしいと、そのためには社会政策上又言論、集会、結社の機能の健全なる発達の上で十分政府も努力なさるということが私は当然おつしやられ、言明するべきはすのことであり、又現在挙げてこの法律案に對して表明されている世論の不安といふものに對して、今あなたはどういうふうな御判断になりどういふふうな善処なさるか、どうか一つこの際最善の処置をとつて頂きたいと思つております。

○政府委員(保利茂君) 破壊活動防止法案に對しまする政府及び總理大臣の御意見は、木村法務總裁から今日まで繰返しお答えになつておるところと信じます。現に保障せられておるところの基本的人權を不当に制限せざるやうに本法案の立案に當りましては、併しなから絞つておるのではありません。併しなから現在の治安状況と申しますか治安上の性格に鑑みまして、それはかような法律を持つということは決して好ましいことではございませんけれども極めて最小限度の立法措置として是非国会に御協力をお願いしたい。もとより政府の施策においていゝゆる治安取締という観点からでなしに、総合的に社会不安を醸成せしめざるやうな施策を講ずるといふことは、これは政治の第一義であると存じます。従いまして羽仁委員のお話のごとく、或いは社会政策諸施策を一方に強力に推進しつつ、併しなからさればとてかのごとき法案が必要でないかと申しますれば今日の治安の状況から見まして止むを得ないと、こゝういふふうな考へておる次第でございます。

○片岡文重君 すでに今總理は大機に歸られたといふことを聞いております。で今ここで官房長官、或いは委員長の釈明を伺つておつてもらうかがない。私はそこで一つ今日はもう討論に入つたところで今晩は上らんと思ふ。で明日一つ官房長官並びに委員長、法務總裁各位において總理と折衝して頂いて、午前中に出席できなければ午後でも一つ出席して頂くということに今一番の努力をして頂くことのお約束をして頂いて、今日はこれで散会ということにしたいと思います。

○左藤義隆君 関連して、只今片岡委員の御発言でございましたが、官房長官のお話ではまだ明日は總理は出席できないといふことでございます。總理のこの法案に對する意図は官房長官を通じて緊急連絡をとつて御答弁になるといふことを法務總裁も官房長官も申しておるのであります。で、相当審議を尽くして参りましたので、この際質疑を打ちつて予定通り討論採決に入られることの動議を提出いたします。どうかお諮り願ひます。

○吉田法晴君 今関連して左藤さんの發言は片岡君の質疑に関連するということでしたが……。

○左藤義隆君 いや、議事進行についてのお動議です。

○吉田法晴君 それでは初めの約束と違ひます私は今申上げたんですが、これは官房長官、法務總裁おられますけれども、先ほど来休憩前の委員会で委員長が相当窮地に陥られたといふことは、これは法務總裁は見えておられます。私は再開してから後に聞いても、法務總裁或いは官房長官が、委員長を窮地に陥れるやうになるのを黙つて見ておられるのは、これは私は驚いておられます。けれども、與黨の委員長を政府は見殺しにされるやうなことに對しては、私はこれは野黨の議員ですけれども黙つて見ておるわけに行かん。そも／＼二十四日を初め、委員長から、この委員会なり連合委員会なり總理の出席を突現するに他日を期待いたしてよろしくございませうかと言つたらよろしうございませうかという御答弁であつた。その委員長との約束を実現する上にどれだけとにかく努力しておられたか。法務總裁なり官房長官の御答弁を聞いておられますと、法務總裁は私が伺つて答弁したんだからそれでいいじゃないか、官房長官も御同様の御答弁、それでは責任をこれは持つたとは言えませんが、それだけとにかく今まで努力して来たか官房長官に承わりたい。

それからも一つこれは官房長官は御存じないけれども、法務總裁は若し今日御出席が願えなければそれじゃ本会議でも御答弁、御答弁と申しますか説明を承わらうかという議論も出ておつたといふことは御存じの通りです。そういうことをしたらそれじゃ重要法案については全部そういう方法をとるかと言われてもこれは弁解の方法はないと思ひます。こゝまでは御承知になつておるところです。そうして打合わせられて私ども聞いておると、もうおらんにこしたことはないといふことで大機にお歸りを願われたといふふうにはしか私どもには受取れない、これは甚だ以て無責任である、又不誠意だと思ふんです。

それから法務總裁に聞き合せて答弁して來られたと言われますけれども、今官房長官の言われた民生の安定というか、或いは社会保障の完備について努力しておるといふ答弁を法務總裁はされました。併しなからそのときは私は反駁をいたしませんでしたけれども、最近の政府の施策或いは今年の予算に關連して政府のとられております施策についても、これは甚だ失礼でありますけれども政府を代表して御答弁するのには甚だお粗末な私は御答弁であつたと思ふんです。もつとこれは政府を代表した立場から御答弁があつて然るべきだと思ひますけれども、その点を今と申しませんけれども要望に應えてそうして總理に御出席を願つて御答弁を願うやうな努力はこれは当然せられるべきであつたと思ふんです。官房長官の先ほどの御答弁を伺つておりましたも、その誠意や或いは委員長を窮地に陥れまいという努力がなされたとは考えられませんが、それらの点についても法務總裁或いは官房長官は努力をどれだけなされておられたか、その点承わつておきたいと思ひます。

○國務大臣(木村篤太郎君) 私は委員長を窮地に陥れるといふやうな考えは毛頭ありません。又陥しておらんと私は確信しております。御承知の通りこの法案の重要性は我々は十分あらかじめ予想して、而うして連日私もこの委員会に勉強して出て來ておるのであります。ほかの委員会へ出て行かなければならぬ場合もあるのであります。が、それすら私は断つてこの委員会にできる限りの努力をして今日まで参つて來たと思つております。この法案についての審議も又ほかの法案の審議とはおおよそ格段の相違がありますけれども、委員諸君においても連日この法案に對して熱心に御討議を下さることは私は感謝しておるのであります。而うしてこの法案に對する總括質問並びに逐條審議については伊藤委員においはまだ少し残つておられるやうであります。が、大体において私は尽きておると考えております。而うしてその審議の過程においても私は國務大臣として大所高所からいゝゆる私はこの審議の答弁に當つておるつもりであります。民生の安定のことについて只今吉田君から甚だお粗末だといふ御批評がありました。が、私は一國の國務大臣として自分の信ずるところを述べておるつもりであります。而うして審議の過程において十分に私は自分らの考へのあるところを申述べたつもりであります。ただ總理大臣がここに御出席下されば各種の質問が或いは出るかも知れませんが、總理に對する御質問の点について、これまでの審議の過程を見ますと、私は相當の熱意を以てお答え申上げておるつもりであります。この上總理が出られて答弁されるということは誠に望ましいことではあります。が、私が先刻長官と連絡をとりました

ところでは、不幸にして所労のために出られないということであれば万々止むを得ないという考えであります。これまでの過程において我々政府委員は全力を尽してこの審議に当たっているつもりであります。どうぞ御了承願います。

○片岡文重君 さつきの私の質問に対する御答弁はできないのですか。

○左藤義隆君 発言を許されましたが……先ほど緊急動議のつもりでありましたが御了解になりませんでした。が、只今吉田委員からも委員長が窮地に陥つておるのを與党として答弁してないといふ……議論が尽されまして、吉田君の御了解を頂きまして、只今法務総裁の申されたところを了とせられてこの質疑を打ち切られることの動議を提出いたします。【賛成】と呼ぶ者あり。

○片岡文重君 動議の出る前に私のした質問に対する答弁はないのですか。

○左藤義隆君 動議をお諮り願います。動議は先議ですから。

○委員長(小野義夫君) 動議をお諮りいたします。左藤君の動議に賛成の諸君の挙手を願います。

【賛成者挙手】

【少数「黙然々々」と呼ぶ者あり、その他発言する者多し】

○内村清次君 少数否決だ、委員長は宣言なさい。

○委員長(小野義夫君) 少数と認めます。

それでは質疑を継続します。

○松浦定義君 私は昨日から実はこの委員会へ出たわけなんです。ところが昨日も今日も委員長が時間々々という

す。今日のこの時間になったのは、今問題が起るといふようなことはすでにもう二十日前にわかつておるはずであると思ひます。それをわかつておりながら委員長がこの時間というのを言ふという事は、早い話が只今の動議によつて私ははつきりしておると思ふんです。こういうことのないようにといふのでまいらう。各委員が苦勞をしておるわけなんです。先ほどの休憩するときは伊藤委員の発言で休憩をしたわけなんです。その間に十分手を打たれたと思つておりますが、結果的にはやはり手を打たれていない。而もその打たれていない証拠に……委員長は時間と言つておられる。更に又只今のようない動議が出て、動議が否決になつても更に又懸案をしようとしておるんです。動議が否決になつた場合に懸案をする、しないといふことは、やはり又これは全部の各委員の多数の賛成があつて初めてそれができると思ふんです。いづれにいたしまして、私は今日はむろんこれはもう時間がないうことははつきりしております。明日出られるか出られないか、果して出ること努力するかしらないか、こういうことについての御質問があつたにもかかわらず、それをあえてしないで、動議をお取上げになつて結果的にはこういうことになつておるんです。そこで私はやはり官房長官のお話では今明日は所労がひどいので出られないと、こういうふうにはつきり言つておられるのでありますから、片岡委員が御質問された場合にはつきりその線を再確認するような御努力をされる

る意思が何故ないか、更に又委員長としても官房長官の答弁をみずから要求されなければならぬと思ひます。にもかかわらずそれをしないのでいて、動議を採択して、而もこのような結果になつてしまつておる。委員長は私は與党の委員長と考へておる、そういうふうなことは與党の間において取計らわれないといふことは私は余りにもこれは権威のない委員長のやりかただと私はこういうふうに申し上げざるを得ないです。それで先ほど片岡委員から御質問された問題について官房長官から納得の行く一つ御回答を願つて、それで御了解が願へたならば今日はこれを以て一応打ち切つて頂く、そうして明日改めて十時なり適当な時間から再開して頂いて進められるように私は特に……。

○片岡文重君 今の問題でちよつと私は申し上げたいことがある。私は決して議事を遅延しようとかそれから紛糾せしめようという意思は毛頭ない。むしろやはりお互いに紳士的な態度で成るべく約束を守つてこの議事を進めて行きたいと考へております。ですから先ほど申しました通り懸案質問の点については伊藤委員に代表願つて私はしておらない。且つその後における逐條審議においても私はまだ……多分に自分としては納得の行かない点がたくさんあるけれども、それは又あらかじめ予定された日にちが今日までということでありましたからこれと遠慮いたしておる。こうしてですと、自分の質疑したい点をすら差控えて御協力を申上げて来たつもりです。今日併しなからこの法案の重要性に鑑み、又影響するところの甚大な点に鑑みて、少くとも

この委員会にはこの法案に関する限り總理は出席あつて然るべきものだと思ひましたから、總理に対する質疑については留保するといふことはお約束申上げてあるところであるし、委員長又それに対して応答されておるはずである。従つてこの点については十分なる工作がなされて然るべきだ、私は委員長に申し上げたい。併しなから今日の場に至つてそれをなお繰返しておつてもせぬといふことですから、官房長官も今日ここに御出席になつて總理が所労のため今日御出席できないと言われる。これ又止むを得ないと思ふのです。ここに至つてそう言われてもそれは納得するわけではありません、納得する意味では毛頭ありませんが、ともかくこういう事態ではどうすることもできない。特に總理は今日もう国会の近くにおられないといふ事態ではどうにもならない。併しなから所労のためでは今晩休養されて、更に明日午前中休養なさつて、そして明日の午後になつて、それは又委員会において委員各位の熱心な要求があるものであるならば、又法案の重要性といふものを認識されるならば、いづれにしても出席するといふようなことに吉田總理おつしやんとお限らんとする。少くとも總理が老齢であつて忙しい政務に携わつておられるのですからお疲れになるといふことは私十分に御推察申上げるのにやぶさかではない。併しなから官房長官初め政府委員各位が、だからといつて我々の推察申上げる同情に甘えた態度では私は断じていかんと思ふ。やはり我々の希望するところ又法案審議に當つてのどうあるべきかの態度については十分な付度があつて然るべき

であるし、そういう点から、そうして又せぬ論議を続けることも避けたと思ふから、先ほどあえて妥協のようになつておるかも知れないが、こういう論議を繰返しておるよりは仮に効果はなかつたとしても一應の努力はなさつて然るべきではないかと考へられるから、出られる出られないはともかくとして、明日いまだ一度その努力をなさつてみるつもりはないのですかといふことを私は伺つておるので、又その努力はあつて然るべきだと考へるので、従つて動議を出して紛糾させる意味でなく、むしろ円満に紳士的にお互いに堅持よく議事を進めるように委員長も御努力願ひたい。官房長官も今申上げる点に御理解が行くならば一つ誠意ある御答弁を頂きたいと思ふ。

○宮城タマヨ君 私は與党でも野党でもございませぬ。皆さんのおつしやること一々御尤もでございしますが、従つてに紛糾いたしましても困るし、私どもこの閣議事会でやつぱり予定を立てましたことにも一部責任がございしますから、それで明日官房長官に總理にお会い願つてその様子をよくお伝ひ下さいまして、總理の御意思を明日中にでも午後にもできるだけ早い機会にお伝え願つて審議を進めるといふことにいたしましたらどうなものでございませうか。

○羽仁五郎君 官房長官にお伺ひしたのは、別に私は官房長官から説教して頂くと思つたわけではないのです。どういふふうに善処なさるか、今の善処をして頂きたいといふようにお願いしたのでありますが、それに対して何か私の善処をして欲しいといふ理由に対して反駁のようないことをされただけです

この委員会にはこの法案に関する限り總理は出席あつて然るべきものだと思ひましたから、總理に対する質疑については留保するといふことはお約束申上げてあるところであるし、委員長又それに対して応答されておるはずである。従つてこの点については十分なる工作がなされて然るべきだ、私は委員長に申し上げたい。併しなから今日の場に至つてそれをなお繰返しておつてもせぬといふことですから、官房長官も今日ここに御出席になつて總理が所労のため今日御出席できないと言われる。これ又止むを得ないと思ふのです。ここに至つてそう言われてもそれは納得するわけではありません、納得する意味では毛頭ありませんが、ともかくこういう事態ではどうすることもできない。特に總理は今日もう国会の近くにおられないといふ事態ではどうにもならない。併しなから所労のためでは今晩休養されて、更に明日午前中休養なさつて、そして明日の午後になつて、それは又委員会において委員各位の熱心な要求があるものであるならば、又法案の重要性といふものを認識されるならば、いづれにしても出席するといふようなことに吉田總理おつしやんとお限らんとする。少くとも總理が老齢であつて忙しい政務に携わつておられるのですからお疲れになるといふことは私十分に御推察申上げるのにやぶさかではない。併しなから官房長官初め政府委員各位が、だからといつて我々の推察申上げる同情に甘えた態度では私は断じていかんと思ふ。やはり我々の希望するところ又法案審議に當つてのどうあるべきかの態度については十分な付度があつて然るべき

が、それでよろしいのでしょうか。それとも善処をされるということを、或いは善処をしないというか、どういふことでしょうか。お答えがなかつたように思いますが……。

○政府委員(保利茂君) 私が開き違えておるかも知れませんが、羽仁さんの御質問のようでごさいますから、御質問の趣意は私取り違えておつたとすればこれはもう恐縮でございますけれども、私は大体御質問の趣意に対してお答えを申し上げたつもりでございませう。何れ他意は持つておりません。だんだん皆様の御意見を伺つて先ほど片岡さんが私お答えをしなければならぬ、故意に避けたわけでもございませぬ、議事の運びから申上げる機会……、片岡委員の御意見といい、只今の宮城委員の御意見と申し、私も更にお話のようにより午前中に總理大臣にお目にかかりましてこのことをお伝えいたし、そして願くは御出席を取運ぶようにいたしたいと存じますが、万一にも御出席が困難である場合におきましては御意見は十分皆様に伝えするよう責任を以て取運びたいと存じます。

○伊藤修君 私は先ほどのいろいろな論議をお聞きしておまして、只今隣の羽仁さんに耳打いたしまして、法案に対する修正と、それに対するところの總理の国会に対するところの責任というものを端的に申上げて、總理がここに出ておいでになれない理由は一應了承するとしても、少くとも国会に對しまして陳謝の意を表せられるという、その道行く先を羽仁さんに発言して頂くようにお願いしたのであります。然るにどう思ひ違ひされたか知らないけ

れども、官房長官はこともなげにただ議論をなさつて、そのことを不幸にして左藤さんから動議として御提出になつたということがどうした事態をかもし出した。一應委員会において正式に採決がなされた以上、これは五年間を通じて初めての採決で私は誠に悲しき事態だと思ふのです、法務委員会としてはそのような前例は得たくなかつたのです。併しできた以上は止むを得ません。この事態を解決する一つの方法は先ほど宮城さんがおつしやいました方法以外にないと思ひます。この段階においては明日にこれを繰越しまして、明日の午前中に善処なさるべきことを私はここで動議ではなくして意見を申上げておきます。私も理事の一人として宮城さんと同様その責任を感じておりますからそうして御解決になることを切望します。それで本日はこの程度において御散会あらんことを希望いたします。

○委員長(小野義夫君) ちよつと總括して。各委員のお話を傾聴いたしましたのであります。私は御覽の通り甚だ委員長としては不馴れなる委員長であり、行届かんとする委員長であり、理事諸君の御意見を尊重して今日まで議事を進めて来たのであります。先ほど松浦委員からの御意見もありましたが、これは今日この十八日ここに至るの経過というものについては、松浦委員は御存じがないと思ふのですが、十三日に上げようという最初の提案がなされまして、それは十三日は余りに早過ぎるから十六日にしよう、ところが一松委員が、十六日は手前は個人的な理由を以てこれを延ばすことは甚だ

遺憾であるが、いろいろの事情もあつて、自分が最後の十九日、明日の本会義には必ず出て討論をしたいから、それで十九日まで待つてくれ。そういう御了解の下に理事諸君の先ず大部分の御意見として再三確認されてここに参つたわけでありまして、今ここで先ほどの御質問の趣意は打切りにならんといふことは私は審議の要領といふものは大體において終了されているものと感ずるのでありますから、これは重ねて一つ何かの御方便を生み出すように、特に伊藤氏に対しては一つお願い申上げるほかならぬのであります。これがためにこういつた時間がかかりましたも休憩を宣して再び開きたいと思ひますから、三十分間休憩することは如何ですか。

たございませぬけれども、せめてこの最後の機会に御出席になるように、せめて最後の御努力を要望しているのをごさいますから、その点はどうぞ昨今の委員でございまして、従来引続いた委員でございまして、これは同じ気持ちでございまして、どうぞそ

○委員長(小野義夫君) 善処するためには三十分間休憩して再開いたします。(休憩する必要ないぢやないか)と呼ぶ者あり

午後十時三十分休憩

午後十時五十分開会

○委員長(小野義夫君) 委員会を再開いたします。先刻各委員からの御要望により、官房長官において更に總理の出席に關して努力をするということでありまして、本日はこれを以て散会いたします。明日の議事につきましては、いづれ理事と委員長において相談の上やります。大體開会は午前十時であります。

では以上で散会いたします。
午後十時五十一分散会

昭和二十七年十月二十五日印刷

昭和二十七年十月二十七日發行

参議院事務局

印刷者 大藏省印刷局